

# 平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成 1 9 年 6 月

国立大学法人  
埼玉大学

大学の概要

(1) 現況

名称

国立大学法人 埼玉大学

所在地

埼玉県さいたま市桜区下大久保255

役員の状況

学 長 田隅三生(平成16年4月1日~平成20年3月31日)  
 理 事 4人(うち1人は非常勤)  
 監 事 2人(うち1人は非常勤)

学部等の構成

教養学部  
 教育学部  
 経済学部  
 理学部  
 工学部  
 文化科学研究科  
 教育学研究科  
 経済科学研究科  
 理工学研究科

学生数及び教職員数

学部学生数:7,618人(留学生数171人)  
 大学院生数:1,317人(留学生数224人)  
 児童・生徒数:1,372人  
 教員数:476人(その他に附属学校園教員数85人)  
 職員数:241人

(2) 大学の基本的な目標等

埼玉大学は、教育と研究を両輪とする個性的な総合大学の構築を通して、普遍的な知を創造するとともに、時代の要請に応えうる有為な人材を育成することにより、社会に貢献していくことを目指す。

とりわけ、総合大学としての利点を活かし、専門性を軸に幅広い教養を備えた市民としての職業人の育成に努めるとともに、世界水準の研究の推進を目指して、大学として重点課題を設定し、地球規模での人類的課題や地域社会が抱える現実的課題に応える研究を積極的に推進する。

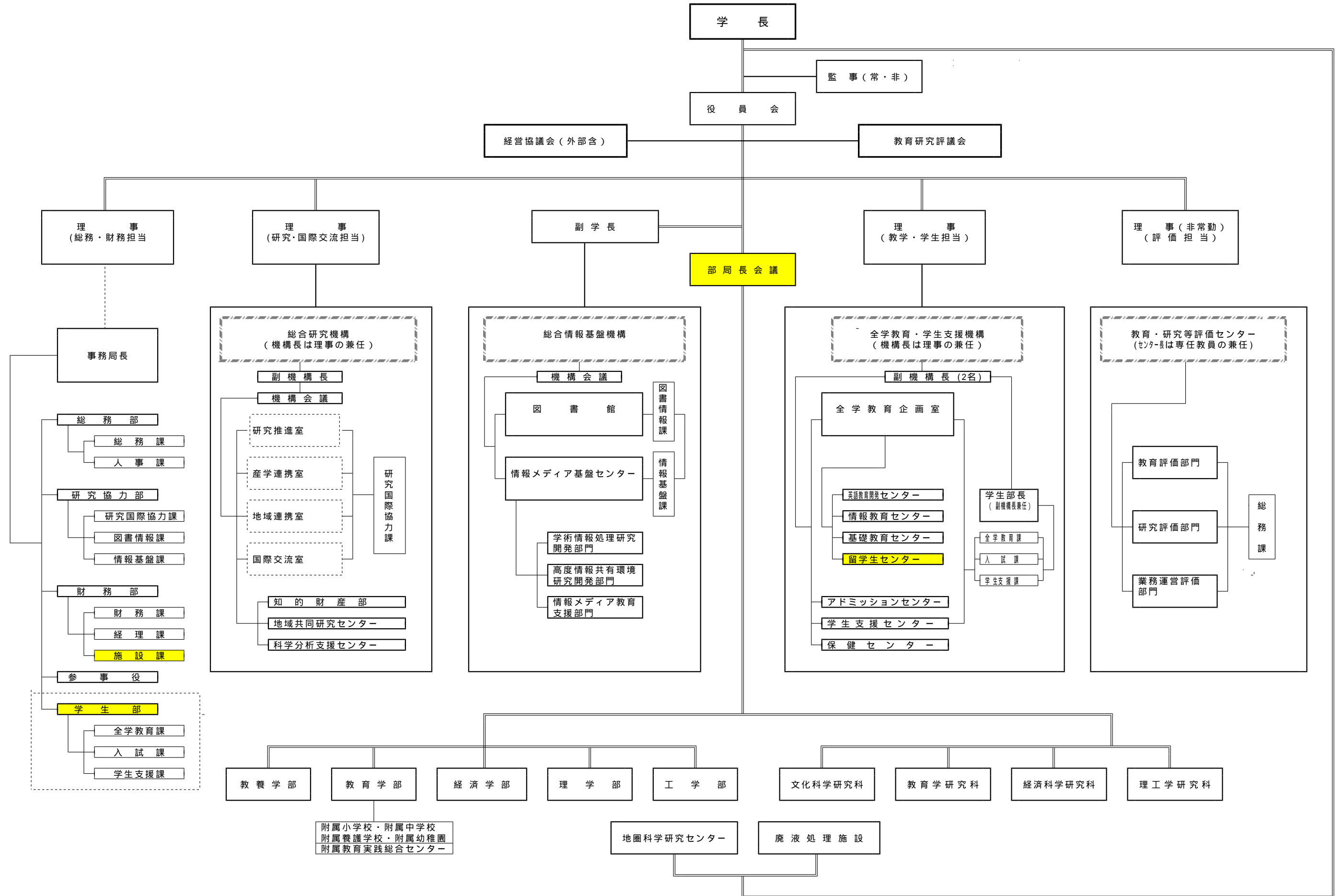
また、「社会に開かれた大学」を目指し、首都圏の政令指定都市に立地する大学としての利点を活かして、社会人のブラッシュアップ教育、生涯学習ニーズに積極的に対応していくとともに、大学に蓄積された知的財産を産学官交流及び地域社会との連携によって、社会への還元を努める。

さらに、国際化時代に即応しうる「世界に開かれた大学」を目指し、首都圏に位置する大学の利点を活かして留学生の受入を積極的に進めるとともに、外国の大学との交流協定を活用して研究の国際交流を推進する。

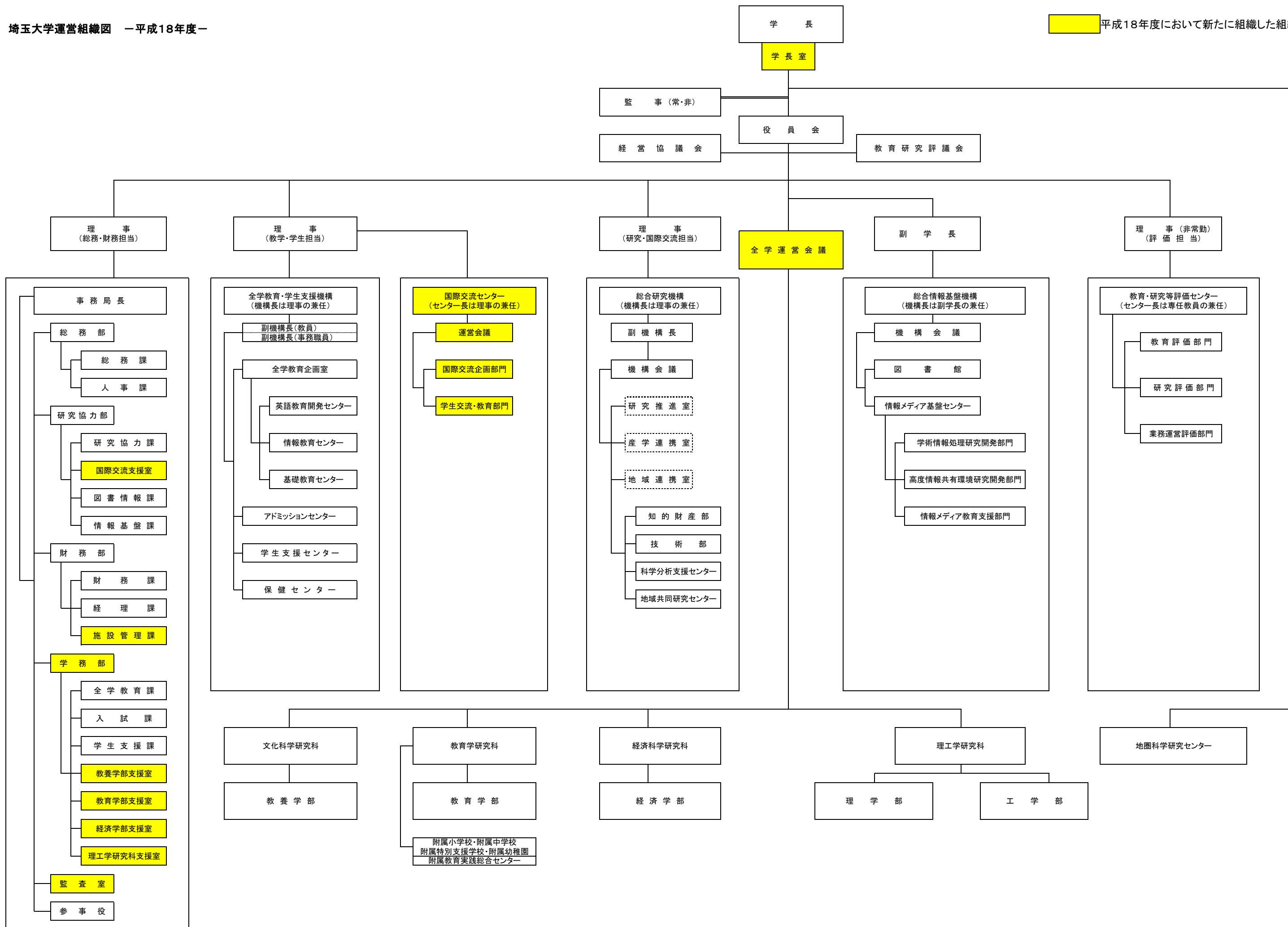
これらを受けて、学外から見て明確な方針と目標をもった新しい埼玉大学像を作り出さなければならない。そのために学長は、「埼玉大学再構築計画」の中で以下の基本方針と共通目標を公表し、各学部はそれぞれの教育目標を定めた。(添付資料1)

1. 埼玉大学の基本方針  
 市民社会の中核となるべき人材の育成  
 確実な知識と応用力、中正な判断力、実行力を身につけた、現実社会の実務を担う人材を育てることを目指す。  
 時代の要請に応える知識と技術の創出  
 社会的ニーズにつながる研究課題について、具体的な成果を挙げることを目指す。
2. 埼玉大学の共通目標  
 幅広い教養と国際感覚を持ち、社会に貢献する市民・職業人を養成する。  
 問題発見型並びに解決型研究を推進し、成果を知的財産として社会に提供する。  
 社会に開かれた大学として、地域に貢献し、社会人の学習ニーズに応える。  
 世界に開かれた大学として、海外との学生交流・研究交流を推進する。
3. 学部の教育目標
  - (1) 教養学部  
 人文科学及び関連する社会科学の諸成果を継承し学ぶ場とする。  
 多様な文化や価値観を理解する人材を育成する。  
 学生自ら問題を設定し解決する能力を培う。  
 国内外の人々との的確に意思疎通ができる力を養う。
  - (2) 教育学部  
 自ら学び成長する教師を養成する。  
 現代を生きる力を子供に与える指導力豊かな教師を養成する。  
 自然と人間との共生、人間同士の連帯を重視する教育の場とする。
  - (3) 経済学部  
 徹底した少人数教育により、学問的基礎を身に付けさせる。  
 進んで問題を発見し、分析し、解決できる人材を育成する。  
 社会及び世界に開かれた場での教育を重視する。  
 一般学生、社会人、留学生がともに学び、コミュニケーション能力を養う場とする。
  - (4) 理学部  
 自然科学の基礎を身に付け、論理的思考法と応用力を持つ人材を養成する。  
 新しい事物への柔軟な受容性と独創的研究に向かう積極性を伸ばす。
  - (5) 工学部  
 JABEE 認定教育プログラムに基づく世界標準の工学教育を行う。  
 情報系学科においては、情報処理技術者養成に向けた教育を行う。  
 独創的な「もの創り・システム創り」に挑戦する、想像力に富む人材を養成する。  
 グローバルな視点から科学技術によって国際社会に貢献する人材の養成を目指す。

(3) 大学の機構図(組織図)



平成18年度において新たに組織した組織



全体的な状況

全体的な状況

1. 業務の実施状況の総括

(1) 業務運営の改善及び効率化

ア. 全学運営会議の設置 法人化後も、本学では部局長会議の役割を法人化以前と同等のものと規定してきた。平成17年11月に、学長は部局長会議を（埼玉大学法人が経営する）埼玉大学の運営の中核組織として位置づけることを提案し、部局長会議規則の改正を教育研究評議会に諮った。その結果、同年12月開催の教育研究評議会において、部局長会議規則の改正案が承認され、これにより、部局長会議は名実ともに埼玉大学の機動的な運営を担う最も重要な組織となった。部局長会議には事務局の各部長と3機構（全学教育・学生支援機構、総合情報基盤機構、総合研究機構）の副機構長（機構長は理事の兼務）及び教育・研究等評価センター長も加え、この会議の実質化を図った。さらに、部局長会議は、平成19年1月から全学運営会議と改称し、本学の運営に関する事項を協議して実行する組織となった。

イ. 学長室の設置（戦略企画室、地域貢献室、キャンパス整備管理室、大学運営資料編纂室を含む）平成18年度には本学の運営に関する全ての企画・立案・調整を行う機関として学長室を設置することを決定し、平成19年4月から正式に機能している。この機関は、国立大学法人法で定められている役員会が決定したことの実施を統括するものである。学長室には、学長室会議の他に、戦略企画室、地域貢献室、キャンパス整備管理室、大学運営資料編纂室を置くこととした。これまで独立の組織として活動していたこれらの4室を学長室の中に統合したことによって、これらの室で企画・立案した事項がすぐ学長室会議で検討され（学長室会議は毎週1回開催）、全学運営会議の議論を経て実施に移されることから、学長のリーダーシップが発揮しやすくなった。

ウ. 戦略企画室及び地域貢献室の立ち上げ 法人化後の埼玉大学の生き残りをかけて学長を補佐し、新規計画を立案し、実行までの道筋をつけるための組織として、平成18年度に戦略企画室を設置した。戦略企画室の役割は、大学経営の観点から大学の管理運営に関する戦略に係る企画、立案、連絡調整、情報収集を行うことである。戦略企画室の室員は、理事・教員・事務局各部長・民間企業から出向できている2人の参事役から構成されている（添付資料2）。毎週定例会議を開催し、大学運営の様々な課題について学長の指示に基づき、具体的な実行計画を検討し、事業の速やかな実施を実現している。

エ. 事務の一元化 かつては本学の事務組織は事務局と学生部から成り、各学部の事務部と連携して大学運営の事務処理を行ってきた。しかし、学生サービスの向上や教学組織への事務サポートの向上などを推進するため、事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直しが必要となり、平成18年度から事務の一元化に踏み切った。事務職員の所属を事務局に一元化し、教育・研究の現場で必要とする事務職員については、支援室を設置して学部・研究科の事務室に出向いて執務することとしている。事務一元化と同時に、学生部を学務部として事務局の中に置くことにした。また、各部局に配置されていた技術職員については、総合研究機構に技術部を設置して、技術職員の全学的な運用を行うことにした。

オ. ペーパーレス化の促進 事務局にグループウェア（サイボウズガルーン）を導入し、文書掲示・回覧、会議資料、施設利用状況等情報の共有基盤を整備して、一層のペーパーレス化を促進した。さらに電子決済を試行的に導入するなど文書処理の電子化を促進している。

カ. アウトソーシング 教職員の一般健康診断の完全外注化を実現し、事務量を軽減するとともに、個人宛結果通知書の内容の充実を図った。年末調整業務についても外注化を実現した。図書館の目録業務・雑誌受付業務・カウンター業務・遡及入力業務についてアウトソーシングを実施した。

(2) 財務内容の改善

ア. 予算配分の方法 法人化後の本学においては、予算配分の優先順位は、教職員の人件費を別にすれば、大学機能を維持し、社会の進展に遅れないための基盤整備

に要する経費、教育（教養教育、学部専門教育、大学院教育）に要する経費（これには、本学志望者を増加させるための経費も含む）、研究に関する経費、の順とした。予算配分の優先順位で研究費が最後になっていることは、研究に必要な資金は自助努力によって外部から獲得すべきものであるという意識を全教員が持つことの必要性を意味している。

本学の総予算に占める人件費の割合は約80%であり、運営交付金が削減されていくなかで、政府の方針として平成18年度から5年間に5%の人件費削減が求められており、人件費の削減は必ず実行しなければならない。そのためには、常勤教員数の削減、常勤事務職員数の削減、常勤技術職員数の削減、非常勤職員数の削減、非常勤講師料の削減など各種の人件費削減策を実行し、(1)運営費交付金の年度あたり1%の削減、(2)上記の人件費5%削減に対応しつつ、基盤的経費及び教育経費の確保に取り組んでいる。

イ. 予算配分方式の変更 平成18年度の予算は従前とは全く異なる方式で配分された（添付資料3）。それは、教職員の人件費を別にすると、予算配分における優先順位は、大学機能を維持し、社会の進展に遅れないようにするために基盤整備に要する経費（施設関係費、光熱水量、事務経費、非常勤職員給与等）、教育（教養教育、学部の専門教育、大学院の教育）に要する経費（これには本学志望者を増加させるための対策に要する経費を含める）、研究に関する経費の、順とした。その結果、基盤的経費を全学的視野に立って計上・配分し、学部長・研究科長等裁量経費を配分し、教育費を前年度よりも実質的に増額となる方向で配分し、教員への研究費配分の方式については教員への平等配分を止め、教員は総合研究機構の研究プロジェクト募集に応募して、その審査を経て研究費を得ることとした。

ウ. 人員削減 人件費を削減することは、本学の財政上不可欠な要請であることから、教職員の削減を行う。しかし、教員については、教育研究組織を維持するうえで標準数が決められているので、この数は守る。教員数の削減は、旧教養部教員定員で全学化されたもの（学長手持ち）の中から充てる。事務職員と技術職員については、業務遂行に支障が起きないように配慮しつつ、総数を削減する（添付資料1）。

エ. 物件費の効果的配分 大学における教育の重要性に鑑み、教育水準の一層の向上を目指すため、実質的に教育経費を増額したので、教育用に必要な物件の購入は十分可能となった。研究経費については、すべて学内の公募による競争的配分としたことによって、研究に必要な経費は競争によって獲得することが必要という認識を教員に持たせることができた。管理経費については、実績額をベースにして抑制を図った。新たに設けた部局長等裁量経費によって、学部が独自の事業を展開することが可能になった。

教育・研究環境を整備するために、光直収ネットワークシステムの整備、埼玉大学のホームページの充実、大学会館の空調設備の更新、図書館の空調設備の更新、教養教育1号館の改修、図書館内に閲覧用に150席を増設、キャンパスの美化等に重点的に予算配分を行った。

(3) 自己点検・評価及び情報提供

ア. 自己点検・評価 本学の評価センターは、各部局から提出された平成18年度計画の自己点検・評価を評価センターが定めた基準に基づき評価して、その結果を各部局に返却し、学長に報告するとともに、評価の概要を評価センターのホームページに公開した。各部局の評価結果の概要を見ることによって、部局同士が年度計画の実施状況を比較することができ、年度計画の実施に大いに役立っている。

評価センターはまた、本学の機関別認証評価の準備のため、大学評価・学位授与機構が定めた基準1「大学の目的」、基準2「教育研究組織（実施体制）」、基準3「教員及び教育支援者」、基準4「学生の受入」、基準10「財務」、基準11「管理運営」と選択的評価事項A（研究活動の状況）「研究活動の状況」、選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の基本的観点ごとに該当する部局に自己点検するように依頼し、提出された自己点検書について基本的観点を満たしているかどうかの視点から精査し、満たしていないと思われる基本的観点についてはその旨のコメントを付して関係部局に返却した。

イ．教員活動評価の実施 評価センターは、教員活動評価を毎年実施することを盛り込んだ「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」と「埼玉大学における教員活動評価の実施要項」を策定し、平成17年度に学長に提出した。「教員活動評価の基本方針」と「教員活動評価の実施要項」は平成18年度第1回の教育研究評議会、及び役員会で了承され、これらに基づき各部局がそれぞれの部局（学部または研究科）の実情を反映した教員活動評価の実施要領を策定した（添付資料4）。評価センターは教員活動評価を実施するための平成17年度教員活動報告書を8月末までに提出するように全教員に求めた。教員活動報告書の提出率は、全教員の93%であった。各部局長等が教員活動評価の基本方針と実施要項及び実施要領により、教員の個人評価を実施した（資料：部局別教員活動評価項目一覧）。部局は上記の4つの領域ごとに評価項目を設定し、その評価項目ごとに到達基準を定め、教員の到達基準の達成度に応じて、3（活動は極めて優れている）、2（活動は期待される水準に達している）、1（活動は不十分で改善を要する）の3段階で評価項目ごとに評価を行うことにし、部局長等が評価した（添付資料5）。教員活動報告書に基づいて実施された教員活動評価は、平成17年度の人事院勧告を踏まえて、各部局における勤務実績評価に利用され、教員活動評価の結果は平成19年1月からの給与に反映された。

ウ．学術情報発信システム 本学の学術成果を図書館に登録し、電子的手段を通じて埼玉大学内外に公開することにより、社会に貢献することを目的として埼玉大学学術情報発信システム（SUCRA: Saitama University Cyber Repository of Academic Resources）の試験公開を平成19年3月20日から実施している（添付資料6）。学内の教職員から提供された300件以上の学術成果がSUCRAに蓄積され、インターネットを介して公開されている。

#### （4）その他の業務運営

ア．キャンパスマスタープランの策定 平成17年11月に発足させたキャンパスマスタープラン・WGがキャンパスの土地と施設の長期的な展望と有効的な利用について検討を行った結果、平成18年6月に「キャンパスマスタープラン」の素案を策定した。このプランに基づいて申請した教育学部A棟とB棟の改修工事が平成18年度補正予算において認められ、平成19年度に工事が開始される。この「キャンパスマスタープランの実施体制に関する具体策について議論し、さらにプランを充実させるために継続して審議を行い、「キャンパスマスタープラン2007」を作成し、平成19年3月22日の全学運営会議および教育研究評議会承認され（共通資料7-2）、役員会でも承認された。

イ．学内施設への民間資金の活用 戦略企画室の「運動施設改修・開放WG」が検討した結果、運動施設の改修と維持管理を外部資金により実施することにし、「埼玉大学運動施設維持管理開放事業の諸条件」を一般に示し、公募により、業務委託業者1グループを選定した（共通資料7-3）。このグループは4社でLLP（有限責任事業組合）を設立し、本学の運動施設の改修と維持管理を行うことになった。

平成18年4月には大学会館1階にコンビニエンス・ストア（LAWSON）が開店し、学生及び教職員の福利厚生に寄与している。この店の内装改修経費等は出店者が負担した。

ウ．バリアフリー化の促進 キャンパスを利用する多様な人びとが不自由なく行動出来るようにバリアフリー化を推進し、平成18年度は第2学生食堂玄関に自動ドアを設置し、身障者用のトイレも整備した。また、総合研究機構棟入り口にスロープと自動ドア、工学部の電気電子システム学科棟及び機械工学科棟に自動ドア、保健管理センター玄関に自動ドアをそれぞれ設置し、保健管理センター内には身障者用のトイレも整備した。これにより、キャンパス内のほとんどの建物の入り口に身障者用にスロープと自動ドアあるいはスライド式のドアが整備され、キャンパス内の建物・施設への身障者のアクセスが向上した。

エ．エネルギー対策等の推進 平成18年9月に平成17年度の環境報告書を公表した（添付資料7）。この報告書において環境に関する埼玉大学の方針として7つの重点事項を実践していくことを明記した。また、環境改善に関する行動計画を策定し、学内ホームページで公表して周知を図った。環境改善に関する行動計画の実施状況を把握するため、チェックリストを作成し、部局別に毎月確認を行っている（共通資料7-6）。

オ．災害危機対策 平成17年度に設置された埼玉大学災害危機対策室は、平成18年1月に「避難マニュアル作成の指標」を作成し、震度4以上の地震時における学内の被害状況を把握するための連絡体制を整備した。さらに、地震時におけるエレベーターの安全を図るため、エレベーター内からの緊急通報システムを設置した。

カ．公的研究費の不正使用防止策 公的研究費の不正使用等の事件が相次いで発覚し、不正使用防止への対応が求められている。本学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）を踏まえて、「公的研究費不正使用防止基本方策」を定め、責任体制の明確化、研究費の管理・運営体制の整備を推進している（共通資料8-2）。

#### 2．中期計画の全体的な進捗状況、各項目別の状況のポイント

##### （1）業務運営の改善及び効率化

法人化以降、中期目標を達成するために策定した、業務運営の改善及び効率化に係る中期計画を順調に実施している。学長・理事・副学長で構成される「学長室」を設置し、ここで本学の運営に関する全ての企画・立案・調整を行う。（学長室会議については、1.（1）イに記載している）

部局長会議には学長・理事・副学長、学部・研究科長の他に、事務局の各部長と3機構（全学教育・学生支援機構、総合情報基盤機構、総合研究機構）の副機構長（機構長は理事の兼務）及び教育・研究等評価センター長も加え、この会議の実質化を図った。部局長会議は、平成19年1月から全学運営会議と改称し、本学の運営に関する事項を協議して実行する組織となった。

平成18年度には、全教員を対象にして4つの領域（教育活動、研究・開発に関する業績、大学運営への貢献、社会への貢献）における教員活動評価を実施し、所見を記した評価結果を各教員にフィードバックし、期待される活動の一層の努力を促した。

学生サービスの向上や教学組織への事務サポートの向上などを推進するため、事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直しが必要となり、平成18年度から事務の一元化に踏み切った。事務職員の所属を事務局に一元化し、教育・研究の現場で必要とする事務職員については、支援室を設置して学部・研究科の事務室に向いて執務することとしている。

事務局にグループウェアを導入し、文書掲示・回覧、会議資料、施設利用状況等情報の共有基盤を整備することによりペーパーレスかを促進した。

##### （2）財務内容の改善

運営費交付金に対する効率化係数1%の適用によって、運営費交付金が毎年逦減されていく中で本学の財政健全化を図るために「第1期中期計画期間における財政計画」を定め、この計画を実行することで中期目標を達成する予定である。中期計画は年度計画を実行することにより、順調に進んでいて、中期目標の達成が見通しできるようになった。本学の全予算に占める人件費の割合が約8割に達するので、人件費の抑制と削減を行いながら、教育経費を減らさず、本学の財政を健全なものにする計画を実行している。埼玉大学における予算配分の優先順位は、人件費を別にすれば、大学機能を維持し、社会の進展に遅れないための基盤整備に要する経費、教育に要する経費、研究に関する経費としている。

##### （3）自己点検・評価及び情報提供

法人化直後から検討を続けてきた教員の活動評価を、教員・部局長等・評価センターの連携により、平成18年度に実施することができ、中期目標達成に向けて順調に計画の実行が進んでいる。

教育・研究等評価センターに係る進捗状況については、1.（3）アに記載している  
埼玉大学学術情報発信システム（SUCRA:Saitama University Cyber Repository of Academic Resources）の試験公開を平成19年3月20日から実施している（添付資料6）。（学術情報発信システムについては、1.（3）ウに記載している）

平成18年度はホームページのトップページをリニューアルするとともに、エントリーページを新規に配置し、ユーザーに使いやすいサイトに更新した。また、全学教育・学生支援機構、学部等の掲載項目等について再検討を行い、内容の充実を図った。

##### （4）その他の業務運営

効果的な施設マネジメントを確実に進めていくために、平成19年度に設置が予定されている「学長室」の下に、全学的な実施体制の中心として、専門的な知見を有する教員と関係職員を構成員とするキャンパス整備管理室を設置することにした（共通資料7-1）。

平成18年6月に「キャンパスマスタープラン」の素案を策定した。この「キャンパスマスタープランの実施体制に関する具体策について議論し、さらにプランを充実させるために継続して審議を行い、「キャンパスマスタープラン2007」を作成した（共通資料7-2）。中期目標は年度計画を実施することによって、順調に進んでいる。また、

キャンパスを利用する多様な人びとが不自由なく行動出来るようにバリアフリー化を推進している。

平成17年度に設置された埼玉大学災害危機対策室は、平成18年11月に「避難マニュアル作成の指標」を作成し、震度4以上の地震時における学内の被害状況を把握するための連絡体制を整備した。さらに、地震時におけるエレベーターの安全を図るため、エレベーター内からの緊急通報システムを設置した。

他大学で公的研究費の不正使用等の事件が相次いで発覚し、不正使用防止への対応が求められている。本学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）を踏まえて、「公的研究費不正使用防止基本方策」を定め、責任体制の明確化、研究費の管理・運営体制の整備を推進している（共通資料8-2）。

### 3. 18年度に重点的に取り組んだ、または成果が上がった取組

ア. 新しい予算配分方式の導入 平成18年度は、予算の節約と少ない予算を有効に使用するため、予算の用途を予め決めておき、各部局はそれに従って予算を執行する方式にした。予算配分の優先順位は、大学機能を維持し、社会の進展に遅れないための基盤整備に要する経費、教育に要する経費、研究に関する経費、の順とした。基盤的経費（施設関係経費、光熱水量、事務経費、非常勤職員給与等）、図書館・センター運営経費については、全学的視野に立って配分した。教育費は前年度よりも実質的に増額となる方向で配分した。教員への研究費配分は、従来から行われてきた平等配分を廃止し、研究意欲が高く、外部資金獲得に努めており、研究成果を挙げている教員に対して研究費を配分した。実際には研究機構の研究プロジェクト経費募集に応募して、審査を経て研究費を得ることとした。

イ. 新しい学内LANの設置 教育環境の整備のために、光直収ネットワークの新設とそれに伴う施設の整備を行い、安全で安定した情報ネットワークが構築された。

ウ. 施設の一元的管理 大学施設の一元的管理によって建物の改修・改善を行った。

エ. 教員活動評価と勤務実績評価の実施 教育・研究等評価センターと教員及び部局長等の連携により、教員活動評価を実施し、評価の低かった教員に対しては、部局長等が活動の改善に向けた指導を行い、評価の高かった教員に対しては支援策を検討している。教員活動評価の結果は勤務実績評価に利用され、平成19年1月からの給与に反映された。

### 4. 学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取組、国民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営を目指した取組

ア. 学長室の設置（学長室についての説明は、1.(1)イに記載している）

イ. ホームページのリニューアル 平成18年度は本学のホームページのトップページをリニューアルするとともに、エントリーページを新規に配置し、ユーザーに使いやすいサイトに更新した。また、全学教育・学生支援機構、学部等の掲載項目等について再検討を行い、内容の充実を図った。従来発行していた広報誌「けやき」を廃止し、受験生をターゲットにした「埼玉大学だより」を新たに発行した（添付資料8）。

ウ. 地域貢献の強化 埼玉県県政記者クラブ加盟各社との情報交換の場として「埼玉学術懇話会」を設置して、地域社会に向けた積極的な情報発信の一層の推進を図った。また、平成17年度から実施されているFM浦和の番組「キャンパスインフォメーション」で、経済学部の新しい入試制度の説明、市民講座の宣伝、インターシップ制度の紹介などを行った。地域貢献室を立ち上げて、ここが窓口となって埼玉りそな銀行、浦和レッズ、大宮アルディージャ、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会、と締結した協定に基づいて地域への貢献を進めており、埼玉りそな銀行とは定期的に協議会を開催している。

項目別の状況

業務運営・財務内容等の状況  
 (1) 業務運営の改善及び効率化  
 運営体制の改善に関する目標

中 期 目 標	(効果的な組織運営に関する基本方針) 学長のリーダーシップの下、効率的な大学運営を行う。 学部長等を中心とした効率的な学部等の運営を行う。 必要に応じて事務職員の専門化を図り、教員と事務職員が一体となった大学運営体制を構築する。  (戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針) 大学の基本方針の下、学内資源の配分方法を弾力化し重点課題に集中的な資源投下を行う。
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウエイト
(全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策) 【1】 平成16年度に、学長補佐体制を見直し、学長スタッフの機能強化を図る。	【1、29】 「戦略企画室」を設置し学長補佐体制の機能強化を図る。		国立大学法人埼玉大学の管理運営に関する戦略に係る事項についての企画、立案、連絡調整及び情報収集等を行う「戦略企画室」を設置し、サテライト教室の再配置、学生満足度向上に資する施設整備、地域貢献体制の整備等について数々の提案を行い、大学の運営改革を実行している。 「学長室会議」を設置・制度化し、さらに学長の意向をスムーズに実行に移す体制を整えた。 大学の重要課題について、定例の「経営協議会」とは別に「経営協議会懇談会」を数回開催し、特に学外有識者の意見を聞く機会を増やし、大学運営に反映させた。	
(運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策) 【2】 平成16年度に、「部局長会議」を設置し、各部局間との意思疎通を図り、スムーズな大学運営を行う。	【2】 「部局長会議」によりスムーズな大学運営を行う。		平成18年度の規則改正により「部局長会議」の名称を「全学運営会議」と改め、大学運営の重要な協議機関としての位置づけをより明確にした。	
【3】 学長のリーダーシップの下、効率的な大学運営を行うため、平成16年度に、「21世紀総合研究機構」、「全学教育・学生支援機構」、「教育・研究等評価センター」を設置する。	【3】 (平成16年度に設置済みのため、18年度は年度計画なし)		中期計画に掲げた2機構1センターに加え、平成16年度に「総合情報基盤機構」、18年度に「戦略企画室」及び研究交流部門と学生交流部門の国際関係組織を一元化した「国際交流センター」、19年度に「学長室会議」を設置し、さらに学長がリーダーシップを発揮しやすい体制を整えた。	
【4】 平成16年度に、学内の各種委	【4】 (平成16年度に学内の委員会的大幅削減			



<p>員会の役割を見直し、その数を削減し、効率的な意思決定システムを構築する。</p>	<p>を行い、その後は、原則として検討課題に応じたワーキンググループ方式を活用することとしているため、18年度は年度計画なし)</p>		
<p>(学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策) 【5】 平成16年度に、各学部における学部長補佐体制を整備し、学部運営の効率化を図る。</p>	<p>【5】 改組により教員を学部から研究科に移す理工学研究科においては、研究科の効率的な運営のため副研究科長を2名置き、研究科運営の効率化を図る。</p>	<p>平成18年度に実施した理工学研究科の改組に際し、理学部長と工学部長を副研究科長とした。これに両副学部長と評議員を加え、研究科長室会議を組織し、理工学研究科の効率的な運営が図られる執行部体制を整えた。</p>	
<p>【6】 平成16年度に、教授会の審議事項を見直し、代議員会を設置する等の効率的な運営を図る。</p>	<p>【6】 改組を行った教育学部及び理工学研究科では、教授会等の審議事項を見直し、効率的な運営を図る。</p>	<p>教育学部では、代議員会制度を活用して教授会の効率的な運営を図った。理工学研究科では、研究科教授会は教授のみから構成される。研究科教授会代議員会は研究科長室会議メンバーに前期課程コース長を加えて構成される。これらにおいて審議する事項の振分け等により、効率的な運営を図っている。</p>	
<p>【7】 平成16年度に、学部内の各種委員会の役割を見直し、その数を削減し、効率的な意思決定システムを構築する。</p>	<p>【7】 改組を行った理工学研究科を中心に、必要に応じて学部内の各種委員会の活動状況を踏まえ、より効果的な意思決定システムの構築のための検討を継続する。</p>	<p>理工学研究科の改組に際し、理学部及び工学部では、カリキュラム委員会、進路指導委員会及びFD委員会の3委員会を統合し、教育企画委員会として審議の効率化を図ることとした。さらに、理学部では、学部運営会議を中心に学部運営を行い、また、工学部では、代議員会のメンバーを各学科3名に拡充し、教授会の大部分の機能を代議員会に移して、審議の効率化を図ることとした。 他の学部においても、平成16年度の見直し以降の状況を踏まえて学部内委員会を再度見直し、教養学部では、学部内委員会の業務内容を状況の変化に対応するように再定義するとともに、重要委員会の委員の選出方法を変更し、教育学部では、特別昇給委員会の廃止と教員研修実施委員会の増員を決定し、経済学部では、建物委員会の廃止を決定し、また、従来から、学部長・副学部長が臨機応変に各種委員会に参加し、審議に加わる体制を構築してきたが、より一層効率的な運営を図るため、19年度から、学部長・副学部長等に重要な委員会の委員長を加えた学部運営会議をスタートさせることを決定した。</p>	
<p>(教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策) 【8】 平成16年度に、研究体制、留学生の受け入れ、国際交流や教務運営、学生支援等に関する業務について組織の見直しを行い、「21世紀総合研究機構」及び「全学教育・学生支援機構」を柱とする教員と職員との一体的な運営組織に改組する。</p>	<p>【8】 (平成16年度に全学教育・学生支援機構の全学教育企画室を教員と職員で構成し、一体的な運営に努めている等により実施済みのため、18年度は年度計画なし)</p>		
<p>(全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策) 【9】 平成16年度に、学内資源配分のあり方を検討し、大学としての目標等に即した戦略的・重点</p>	<p>【9】 埼玉大学再構築計画において「予算配分に関する基本方針」を定め、これに従って学長裁量経費の充実及び予算の戦略</p>	<p>埼玉大学再構築計画に沿って「平成18年度予算編成方針」を策定し、次のとおり、大学としての目標等に即した戦略的・重点的配分を行った。 ア 人件費の抑制</p>	

<p>的配分が可能となるようなシステムを構築する。</p>	<p>的・重点的配分を引き続き実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総人件費改革の対象人件費を含めた人件費全体について、削減を図った。</li> <li>・非常勤講師手当について、平成16年度比60 %程度に抑制した。</li> <li>・日々雇用職員・パート職員の人件費について、17年度の支出額以下に縮減した。</li> </ul> <p>イ 物件費の効果的配分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育経費については、教育水準の一層の向上を目指すため、増額を図った。</li> <li>・研究経費については、全て学内公募による競争的配分とした。</li> <li>・管理経費については、実績額をベースとすることとして抑制を図った。</li> <li>・部局長等裁量経費を新設し、部局における新たな事業等への積極的な取組みを促すこととした。</li> <li>・従来の学長裁量経費に加え、前年度まで部局に配分していた図書購入費、教員研究旅費、設備の更新費、営繕費等について、全学的な観点から必要な措置を講ずることとし、学長裁量経費に包括して、学長の判断による重点的配分を充実させた。</li> </ul> <p>学長が提示した「平成19年度予算配分の方針」に基づき、平成19年度予算配分案を策定した。なお、18年度配分方針を見直し、改善を図った主な点は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業的経費については、部局からの申請に基づき、学長ヒアリングを行った上で、19年度年度計画等を勘案し査定配分することとした。</li> <li>・研究経費については、学内応募によるプロジェクト研究への支援のほか、科学研究費補助金等への申請を要件として基礎研究経費を配分することとした。</li> </ul>	
<p>(学外の有識者・専門家の登用に 関する具体的方策) 【10】 平成16年度から、必要に応じて、 訟務事務、監査事務、労働保険事務等 にかかる専門スタッフの配置を検討する。</p>	<p>【10】 必要に応じて、訟務事務、監査事務、 労働保険事務等にかかる専門スタッフの 配置を検討する。</p>	<p>労働保険事務については、社会保険労務士へのコンサルティング業務契約をもって引き続き行うこととし、継続して実施している。 民間企業より出向職員を受け入れ、就職支援関係業務担当の参事役として配置した。</p>	
<p>(内部監査機能の充実に 関する具体的方策) 【11】 「教育・研究等評価センター」 の下に、「業務運営評価部門」を 設置し、企画、業務運営の分析 機能の強化を図るとともに、その 評価意見を学内外に公表し、 問題点の改善を図る。</p>	<p>【11】 「業務運営評価部門」において、引き 続き大学の業務運営方法を調査し、企画 ・立案とその成果の分析機能を強化する 方法を検討する。</p>	<p>教育・研究等評価センターでは、平成16及び17年度の中期計画の実施状況、さらに大学評価・学位授与機構が公表した機関別認証評価の基準 10「財務」、11「管理運営」についての本学における状況を点検し、これらの精査・分析を通じて業務運営方法を調査し、かつ企画・立案とその成果を分析するための能力を養った。 部局長会議(平成19年度から全学運営会議)に教育・研究等評価センター長が常時出席することによって、大学の業務運営方法をモニターし、企画・立案とその成果を検証している。また、他大学の視察、大学評価・学位授与機構が主催するセミナー等へのセンター員の派遣等により、企画・立案とその成果を分析する機能の向上に努めた。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

業務運営・財務内容等の状況  
 (1) 業務運営の改善及び効率化  
 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標  
 (教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針)  
 時代や社会の要請に応じて、教育研究組織を不断に見直す。  
 研究能力のパワーアップを図るために、教育組織と研究組織の分離を進め、柔軟な構造に設計する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウェイト
(教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策) 【12】 各年度の段階において、「教育・研究等評価センター」の評価結果を踏まえて、各学部・研究科の再編、教員の適正配置のための全学的な組織改革計画を検討し、具体案を策定する。	【12】 各学部・研究科の評価委員会に対して、教育・研究の成果に関する評価報告書の提出を求め、引き続き教育・研究の成果に関する評価法の研究を行う。		教育・研究等評価センターでは、平成17年度に引き続き、全教員に平成18年度も教員活動報告書の提出を求め、部局別に集計を行うことによって、部局の教育・研究の現状を把握した。また、大学評価・学位授与機構が公表した機関別認証評価の11の基準と選択的評価事項A(研究活動の状況)について各学部、研究科及び全学教育・学生支援機構に対し、基本的観点を満たしているかどうかを自己点検するように求めた。これに基づき、教育・研究の成果に関する評価法について研究を行った。	
【13】 各年度において、学内の各種教育研究施設の点検を行い、再編・重点整備計画等を検討し、具体案を策定する。	【13】 各学部・研究科の評価委員会に対して、教育研究施設の点検報告の提出を求め、これに基づき学内の各種教育研究施設の適正配置の検討を行う。		教育・研究等評価センターでは、大学評価・学位授与機構が公表した機関別認証評価の11基準の中から、学部・研究科及び全学教育・学生支援機構の教育に係る、基準5「教育内容」、基準6「教育の成果」、基準7「学生支援等」、基準8「施設・設備」、基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」について、各学部・研究科及び全学教育・学生支援機構に対し、基本的観点到に係る状況を自己点検するよう要請した。提出されたワークシートについて観点を満たしているかを点検し、コメントを付して学部・研究科等に提示し、注意を喚起した。	
(教育研究組織の見直しの方向性) 【14】 理工系研究科における先端的研究を促進するために、学問分野に重点を置いて教育・研究に当たる組織と、それ以外に、既存の学問分野に捉われずに教育・研究に当たる組織とを設けることを検討する。	【14】 理工学研究科では、先端的研究を促進するために、学問分野に重点を置いて教育・研究に当たる組織と、それ以外に、既存学問分野にとらわれずに教育・研究に当たる組織を設けることを柱とする組織改革を行う。		理工学研究科の改組に際し、既存学問分野の5研究部門以外に、連携先端研究部門を設けた。同部門における研究領域として、粒子宇宙科学領域、脳科学領域、融合電子技術領域、分子環境工学領域、構成的情報生物学領域という、既存学問分野にとられないものを設定した。	
【15】 社会のニーズ等に応じて、大学院の収容定員の拡大を図るとともに、学部の収容定員の見直し	【15】 社会のニーズ等に応じて検討した結果、平成18年度より理工学研究科の収容定員増や教育学部の教員養成特化による		教育学部では、平成18年度の改組により、生涯学習課程及び人間発達科学課程の学生定員計70名を教員養成課程に戻し、教員養成に特化した学部とした。さらに、学部の教育組織を、学校教育教員養成課程(学生定員458	

しについて具体案を策定する。	課程間の定員移動を行う。	名)と養護教諭養成課程(学生定員 22 名)の計 480 名に再編し、学校教育教員養成課程の中に「コラボレーション教育専修」(学生定員 16 名)を新設と、「教育心理カウンセリング専修」及び「乳幼児教育専修」を拡充した。 理工学研究科では、社会的要請に応えて、改組に伴い、大学院博士後期課程で 8 名、前期課程で 28 名の学生定員を増やした。	
【16】 教養学部、教育学部、及び経済学部が連携し、「共生社会研究センター」のあり方について検討し、具体案を策定する。	【16】 全国における「市民活動資源メタネットワークの拠点」として発展させるという平成17年度に定めた将来計画の実現に向けて、資料収集・整理の他、学生の教育、市民活動支援、出版事業の面で着実な活動を積み上げる。教養学部、教育学部及び経済学部は一体となって、「共生社会研究センター」の活動を支援する。	経済学部及び教育学部、教養学部とが共同して「共生社会研究センター」の活動を支援し、「市民活動資源メタネットワークの拠点」形成という将来計画の実現に向けて、市民活動資料の収集・整理・所蔵情報の公開を進め、平成 17 年度に引き続き『復刻版宇井純収集公害問題資料 1』(すいれん舎、第 2 期(第 5 巻~第 8 巻)18年6月、第 3 期(第 9 巻~第 12 巻)18年11月)として出版した。 また、平成17年度から開始したテーマ教育プログラム「社会と出会う」では、県内市民活動団体におけるインターンシップを引き続き実施している。これは、学生の教育として新たな試みであると同時に、県内市民活動団体とのネットワークを強化するものでもある。テーマ教育プログラム「社会と出会う」の開講本数 10 本、受講者数は 1,030 名(前期 643 名、後期 387 名)である。	
【17】 理学部と工学部の連携を促進し、「先端物質科学研究センター」のあり方について検討し、具体案を策定する。	【17】 「先端物質科学研究センター」において、平成17年度に定めた具体策に基づいた活動を行う。	先端物質科学研究センターでは、これまでの「超高圧・極低温・高磁場物性研究分野」及び「短寿命分子種・超高速現象研究分野」に加え、「フロンティアフォトンクス」の研究を開始した。	
【18】 人文社会系分野・理工系分野の研究科において、専門職大学院の設置の可能性について検討を行う。	【18】 教育学研究科では、「大学院改革検討WG」において教職大学院たちあげを含む大学院充実について検討を重ねる。	「大学院改革検討 WG」において、教育学研究科の短期的改革について検討を行い、平成21年度からの大学院改革提言を中心とする「中間報告」を取りまとめた。同報告の取りまとめに合わせて埼玉県教育委員会と協議を重ね、現職教員の大学院研修として、1年修了コース、3年修了コースなどを設置することについて、実施に向けた具体策を検討していくこととした。また、教育学研究科に埼玉県立学校教員が応募し易い条件の整備について県教育委員会と協議し、19年度入試よりこれを実施することとした(添付資料9)。さらに、教育学研究科の障害児教育専攻障害児教育専修を改組し、特別支援教育専攻を新設して、これに特別支援教育コーディネーター専修と特別支援学校教育専修を設置し、それに対応するカリキュラムを整備した。この改組は、養護教諭免許の高度化(2種免許 1種免許及び専修免許の取得)を図るための大学院を設置してほしいとする県教育界からの長年の要望に対応するもので、入学者は、主として県内の現職教員を対象としている。	
		ウェイト小計	

業務運営・財務内容等の状況  
 (1) 業務運営の改善及び効率化  
 人事の適正化に関する目標

中期目標	(戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針) 公正かつ適切な評価システムを導入し、業績や貢献度が正当に反映される人事システムを構築する。  (非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針) 人事選考に当たっては、優れた人材、適切な人材の確保に努めるとともに、大学の基本方針に基づいて、研修制度を整備し、人材養成に努める。 年齢構成、男女比率等に適切な配慮を行う。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウェイト
(人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策) 【19】 平成16年度から、教員活動報告書の提出等、教員個人の教育研究活動を評価する手法や教職員の給与に本人の業績が適切に反映されるような給与制度等について検討する。	【19】 教員活動報告書によって、教員個人の教育研究活動を評価する方法を策定する。		平成17年度に策定した「教員活動評価の基本方針」と「教員活動評価の実施要項」に即して、各部局が定めた教員活動評価の実施要領により、教員活動報告書のデータを利用して、部局長等が教員個人の教育研究活動を評価した(18年10月)。また、教育・研究等評価センターにおいて、18年度の評価実施を踏まえて各部局から提出された要望について検討し、教員活動報告書の入力システムの変更などを行い、改善された新しい入力システムを構築した。	
(柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策) 【20】 教員採用に当たっては、平成16年度に、教育研究目標、年齢構成等を考慮した全学的基本方針を策定するとともに、これに基づいて学部・研究科ごとの基本方針を策定する。	【20】 大幅な改組を行った理工学研究科では、新たに教員選考の基準・手続きを定め、選考を行う。		理工学研究科では、研究科の改組に際し、博士後期課程担当教員の選考基準を設け、担当資格の再審査を行った(平成17年度末)。さらに、18年度に博士後期課程担当教員(主指導教員)の選考基準を新たに(従来より厳しいもの)定め、選考を行った。	
(任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策) 【21】 教員採用方法は、一般公募制を原則とする。	【21】 教員採用方法は、一般公募制を原則とする。		教員の新規採用及び昇任については、一般公募制を基本とし、採用等予定時期の少なくとも6ヶ月前に公募文書及び通知先・掲載先を学長に提出し、了承を得ることとした。また、最終候補者を決定する段階で、その候補者の大学教員としての総合能力と適正について、客観的に評価を行うことのできる、専門分野が近い大学教員又は研究者2名以上から当該候補者に関する意見書を得て、最終候補者に関する資料とともに学長に提出することとした。	
【22】 各学部・研究科において、人	【22】 各学部・研究科において、人材の多様		学校教育法等の改正に伴う教員組織の在り方について、学則等の改正を	

<p>材の多様性を確保するため必要な場合には、任期付き任用制を導入する。特にプロジェクト研究に従事する研究者については、当該制度を活用し学外からの確保に努める。</p>	<p>性を確保するため必要な場合には、任期付き任用制を導入する。特にプロジェクト研究に従事する研究者については、当該制度を活用し学外からの確保に努める。</p>	<p>平成19年4月1日施行に向けて検討した。具体的には、新たな職である助教の任期について制定し、併せて助手を廃止して新規の助手の採用を行わないこと、また、教務職員を全て技術職員へ配置換えすることにより教務職員を廃止することを検討した。 埼玉県教育委員会との連携協議を通じて、県教育委員会から1名を教育学部教育実践総合センターの教授(2年任期)として採用し、さらに、さいたま市教育委員会との連携協議を通じて、1名の任期制教員の採用を決定した。 経済学部では、平成19年4月採用予定で5件の教員採用人事を進めたが、人材の多様性を確保するために、うち2件を任期付きとした。</p>	
<p>【23】 平成16年度以降、教員の採用に当たっては、教育上の経験など、教育能力を勘案して選考を行う。</p>	<p>【23】 教員の採用に当たっては、教育上の経験など、教育能力を勘案して選考を行う。</p>	<p>教員の採用に当たっては、教育上の抱負を書いた文書を求めるとともに、准教授・教授とも模擬講義を課する(教養学部)など、各学部において、教育能力を勘案した選考を行った。</p>	
<p>(外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策) 【24】 女性教員の比率を、中期目標期間中に増加させる。</p>	<p>【24】 女性教員の比率を増加させる方法等についての検討を継続する。</p>	<p>平成18年10月の人事委員会で、女性教員の比率が中期計画開始の16年4月に比べ0.9%高まっている(16.4%)ことを確認した。また、できるだけ比率を高めるよう、今後の採用人事の公募要領には「男女共同参画に賛同している」旨の文言を盛り込むことを取り決めた。 教育学部では、平成18年度に18名の新任教員を採用したが、そのうち8名(44%)が女性教員で、その結果、学部全体の教員構成における女性教員比率は25.4%となった(17年度20.0%)。 経済学部では、平成18年年度末現在、助手1名を含め、教員の16.3%が女性教員であり、19年度には更に2名の女性教員を採用することを決定した。</p>	
<p>【25】 外国人教員数の増加を図るとともに、短期招へいの制度化を図る。</p>	<p>【25】 外国人教員を増加させるとともに、受入体制の見直し、改善策を検討する。</p>	<p>教員の採用については、従来から、国籍にこだわらない採用を行うこととしているが、関係会議等で、現状分析のうえ、外国人教員の採用促進等について引き続き検討した。 外国人教員の助手(任期2年)が採用されている理工学研究科研究部のポスト(環境科学・社会基盤部門社会基盤創生領域構造・材料システム分野(環境工学担当))について、助教(任期2年)のポストとすることとした。 理工学研究科では、平成18年度、外国人の専任教員を1名、客員教員を1名採用した。</p>	
<p>(事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策) 【26】 大学運営に必要となる労務、安全衛生管理、訟務、及び財務会計や国際交流、産学官連携の事務等に従事する者に、専門職能集団機能の充実のための実務研修を行い、資質の向上を図る。また、民間等からこれらの職務に精通した者の採用に努める。</p>	<p>【26】 専門職能集団機能の充実のため、現在の研修計画の見直しを検討する。</p>	<p>「埼玉大学研修体系」に基づいて研修計画を作成し、実施した。平成18年度は、事務職員採用内定者の職場見学会及びビジネスマナー研修を新たに実施した(添付資料10)。 職員の志気の向上及び人材育成を図ることを目的に、平成18年12月から職員の人事考課制度を導入し、職員が各自の担当業務について目標を設定・管理することにより計画的な業務遂行を推進するとともに、これに対する指導・助言により職員の資質向上を図り、これらを踏まえて職員の能力を的確に測定して適正な評価を行うこととした。</p>	
<p>【27】 職員について他大学等との人事交流を実施する。</p>	<p>【27】 職員について、他大学等との人事交流を継続して実施する。</p>	<p>職員について、他大学等との人事交流を実施した(平成18年度の継続出向者11名、新規出向者4名)。</p>	

<p>(中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策) 【28】 教職員の任用にあたって、年齢構成のバランスを失しないよう留意する。</p>	<p>【28】 平成17年度の年齢構成の実態を踏まえ、教職員の年齢構成のバランスを失わないよう留意する。</p>	<p>事務職員について、年齢構成のバランスを改善するため、採用を抑制する中で各年度の採用者をフラット化する方針とし、基本的に毎年度一定数の若手職員を新規採用することとした。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

業務運営・財務内容等の状況  
 (1) 業務運営の改善及び効率化  
 事務等の効率化・合理化に関する目標

中 期 目 標	(事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に関する基本方針) 事務等の効率化を図るため、組織再編と事務一元化を推進する。 事務の電子化を推進する。 教員と職員による一体的運営を推進するとともに、職員の専門性を高める。 可能な限り業務の外部委託による合理化を図る。
------------------	---

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウエ イト
(事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策) 【29】 平成16年度に、事務組織全体を見直し、目標に即して、学長・理事の支援スタッフ、企画立案業務、学生進路対応業務、外部資金獲得業務等の充実など戦略的な組織編成を構築する。	【29、1】 「戦略企画室」を設置し学長補佐体制の機能強化を図る。(再掲)		国立大学法人埼玉大学の管理運営に関する戦略に係る事項についての企画、立案、連絡調整及び情報収集等を行う「戦略企画室」を設置し、サテライト教室の再配置、学生満足度向上に資する施設整備、地域貢献体制の整備等について数々の提案を行い、大学の運営改革を実行している。 「学長室会議」を設置・制度化し、さらに学長の意向をスムーズに実行に移す体制を整えた。	
【30】 平成16年度に、給与事務、外部資金の受け入れ事務、学部事務等、事務局・学部事務の所管業務を横断的に見直して重複業務の整理を行い、総務事務の事務局への一元化、教務事務等の「全学教育・学生支援機構」への一元化等の検討を含め、事務組織の再編・統合を行う。また、業務の効率化を図るため、事務局各課・学部事務ごとに「事務処理マニュアル」を策定し、配布する。	【30-1】 給与事務の見直し、一元化等の検討を行う。		財務部経理課給与係及び同課共済組合係を総務部人事課へ組織替えし、給与関係事務を一元化した。	
	【30-2】 教務事務等の「全学教育・学生支援機構」への一元化を実施する。		各学部事務室を学務部へ一元化し、学部・研究科支援室とした。 学務部長を中心に、各課長・支援室長との連絡会を週1回開催し、問題点等を報告、検討している。	
	【30-3】 規程制定規程を策定する。		平成18年度においては、平成17年度に行われた法人規程改正プロジェクト調査・検討結果に基づき、引き続き他大学の規則制定規定を調査・検討するとともに、ルール化のための本学諸規程の重要度の勘案、制定手続き簡素化のための制定権限の委任に関する範囲等の検討を行い、規程制定規程の素案の作成を行った。	
	【30-4】 事務処理マニュアル策定作業を推進する。		事務分掌をベースとした事務処理マニュアルの標準例を示し、各部局において事務処理マニュアルの策定又は見直しを行った。	
【31】 平成16年度に、全学的なシラバス等の電子化のための「教学電子化推進プロジェクト」を設置し、検討・試行を進め、中期	【31】 教務システムを3年計画で整備し、後期までに、Web方式による電子シラバス用のフォーマットを決定し、ハードウェアとソフトウェアを整備する。このため		Web版電子シラバスのフォーマットを決定し、ハードウェアとソフトウェアを整備し、平成19年1月から稼働させた。 平成19年4月から、Web版履修登録システムが稼働できるようにした。	



<p>目標期間中に科目登録等の迅速化を進めるとともに、履修登録・成績管理等のペーパーレス化を図る。</p>	<p>のテストを後期から開始し、平成19年度より実施できるよう整備する。</p>		
<p>【32】 平成17年度に、点検・評価に関する学内ファイリングシステム等を構築するための「点検・評価電子化推進プロジェクト」を設置し、できる限り早期に適切なシステムを構築する。</p>	<p>【32、48】 点検・評価のための「点検・評価電子化プロジェクト」において学内ファイリングシステムを構築する。</p>	<p>教員の教育・評価のベースとなっている「教員活動報告書」データを各部署にCD-ROMで提供した。 「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」に教育・研究等評価センターが参画し、学内における各種教育研究活動データの共有化に向けた技術検討のために、同センターが収集する「教員活動報告書」及び「教員総覧」入力に共通するプロトタイプ構築に協力した。その結果に基づき、今後の学内統合データベースのあり方について議論し、提言を行った。</p>	
<p>【33】 平成16年度から、学内広報、文書回覧、会議資料、学生への連絡、施設利用状況等の全学各種業務に関する電子化のための「事務電子化推進プロジェクト」を設置して、電子化実施可能業務の検討・選定を進め、平成17年度からペーパーレス化の試行・実施を推進する。</p>	<p>【33】 ペーパーレス化を一層促進するため、グループウェア（サイボウズガルーン）を新規に導入する。</p>	<p>事務局にグループウェア（サイボウズガルーン）を導入し、文書掲示・回覧、会議資料、施設利用状況等情報の共有基盤を整備することにより、更なるペーパーレス化を進めた。さらに、電子決裁を試行的に導入するなど文書処理の電子化を促進している。</p>	
<p>【34】 平成16年度から、積極的な権限委譲を行い責任を明確にすることにより、事務処理の効率化・迅速化を図る。</p>	<p>【34】 物品等の調達について、教員が直接行える発注契約の検討を継続する。</p>	<p>「埼玉大学公的研究費不正使用防止基本方策」を策定し（平成19年3月）、予算執行責任者としての限度額を定めて、教員が直接発注できる体制を整備することとした（共通資料8-2）。なお、検収者を別に定めて、発注者との厳格な牽制体制をとることとした。 インターネット購買システムの拡大を図るとともに、コンビニエンス・ストアによる入学検定料の収納を実施した。</p>	
<p>【35】 訟務、外部資金受け入れ業務、会計監査等に関する業務に従事する高度専門的職員については、必要に応じて、平成16年度から任期付きによる選考採用の方法も取り入れる。</p>	<p>【35】 業務の強化（地域との連携協力等）のため、銀行との人事交流を継続する。</p>	<p>業務の強化（地域との連携協力等）のため、金融機関からの職員（参事役）の受け入れを継続して実施した。</p>	
<p>（複数大学による共同業務処理に関する具体的方策） 【36】 事務処理の効率化、合理化等の観点から、近隣に位置する国立大学法人等との連携・協力を図る。</p>	<p>【36】 国大協の支部単位での連携・協力を行いつつ、今後の連携・協力のあり方について引き続き検討を行う。</p>	<p>茨城大学、宇都宮大学、群馬大学と4大学協定を結び、大学院教育を中心に設備の共同利用、図書データの共同活用等、連携・協力について協議を進めている。</p>	
<p>（業務のアウトソーシング等に関する具体的方策） 【37】 すべての業務について外部委託が可能であるか検討し、実施可能な業務について外部委託を図る。</p>	<p>【37-1】 定期健康診断の外注化について検討する。</p>	<p>教職員の一般定期健康診断の完全外注化を実施し、事務量を軽減するとともに、個人宛結果通知書の内容の充実等を行った。 年末調整業務についても外注化を実施した。</p>	

<p>【37-2】                  学生寮の清掃業務については、現在外部委託をしているが、今後とも必要に応じてより効率的な外部委託のあり方について検討する。</p>	<p>学生寮の清掃業務について外部委託を行っているが、検討の結果、今後もパート職員の退職に伴う補充はせず、外部委託を継続することとした。</p>		
<p>【37-3】                  図書館の目録業務・雑誌受付業務・カウンター業務・遡及入力業務についてアウトソーシングを実施する。</p>	<p>図書館の目録業務・雑誌受付業務・カウンター業務・遡及入力業務についてアウトソーシングを実施した。</p>		
		<p>ウェイト小計</p>	
		<p>ウェイト総計</p>	

〔ウェイト付けの理由〕  
 ウェイト付けなし。

## (1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

## 1. 特記事項

1) 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化を目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組

ア. 3機構1センターの設置 本学では、平成16年4月法人化と同時に、全学にわたる教育・研究とその支援を行う実務担当組織として、全学教育・学生支援機構（略称：教育機構）と総合研究機構（略称：研究機構。平成16年度当初の名称は21世紀総合研究機構であったが、平成17年1月に総合研究機構と改称）の2機構を立ち上げた。その後、図書館と情報メディア基盤センターを統合して、総合情報機構（略称：情報機構）を平成16年10月に発足させた。平成16年4月から、教育・研究と大学の業務を評価する教育・研究等評価センター（略称：評価センター）が活動している（添付資料1）。

教育機構は新しい教養教育を実行している。新しい教養教育とは、各学部の専門基礎科目を教養教育科目として開放する全学開放方式による「深さ」「広さ」「相互関連性」の3原則による教養教育と、本学で開発したCALL（コンピューター支援言語教育）による英語スキル教育の実施であり、TOEICにより入学直後の学部1年生の4月の平均点と翌年の2月の平均点を比較すると、平均点が上昇してCALL教育の成果が実証されている。また、目標としているTOEIC600点を超える学生は18年4月の試験では53人であったが、19年2月の試験では119人となり、CALLによる成果が認められる。

研究機構は、外部資金の獲得に関する戦略の構築と、学内の研究資源（研究費と研究室スペース）の配分にとくに力を注いでいる。平成18年度は従来から行われてきた研究費の教員への平等配分を止め、研究意欲が高く、外部資金獲得に務めており、研究成果を挙げている教員に研究費を配分することにした。教員は研究機構の募集する研究プロジェクトに応募して、審査を経て研究費を得ることとした。研究プロジェクトの経費総額は1億7500万円であり、研究プロジェクトの申請数は402件で、採択数は400件であった。

情報機構は安全で安定した学内の情報ネットワークを構築するため、平成18年度に全学光直収ネットワークと新情報処理システムを導入した。学内の各建物・各室に敷設した光ケーブルによるスター型ネットワークを構築し、全学に安全で安定した認証システムを整備し、さらに情報教育用の実習室にネットブート方式の全学情報教育システムを導入した。平成19年8月に全学の新情報ネットワークが完成する予定である。

評価センターは、平成16年度に各教員の教育活動、研究・開発に関する業績、大学運営への貢献、社会への貢献について、教員から教員活動報告書の提出を求め、17年度はweb上でこれらのデータの入力を依頼した。評価センターは、「教員活動評価の基本方針」と「教員活動評価の実施要項」を定め、これらに基づく各学部・研究科の実施要領により、18年度に上記のデータを利用しての教員活動評価を本格的に実施した。教員活動の個人評価の結果は、勤務実績評価に利用され、勤務実績評価の結果は平成19年1月の給与に反映された。評価の低かった教員2名には部局長等から活動改善のための指導が行われた。

イ. 予算配分の方法 法人化後の本学においては、予算配分の優先順位は、教職員の人件費を別にすれば、大学機能を維持し、社会の進展に遅れないための基盤整備に要する経費、教育（教養教育、学部専門教育、大学院教育）に要する経費（これには、本学志望者を増加させるための経費も含む）、研究に関する経費、の順とした。予算配分の優先順位で研究費が最後になっていることは、研究に必要な資金は自助努力によって外部から獲得すべきものであるという意識を全教員が持つことの必要性を意味している。

本学の総予算に占める人件費の割合は約80%であり、運営交付金が削減されていくなかで、政府の方針として平成18年度から5年間に5%の人件費削減が求められており、人件費の削減は必ず実行しなければならない。そのためには、常勤教員数の削減、常勤事務職員数の削減、常勤技術職員数の削減、非常勤職員数の削減、非常勤講師料の削減など、各種の人件費削減策を実行し、(1)運

営費交付金の年度ごとの1%削減、(2)閣議決定による平成18年度から22年度までの5年間に人件費5%削減に対応しつつ、基盤的経費及び教育経費の確保に取り組んでいる。

研究機構では、外部資金を獲得するために次のような資金の獲得を支援している。特別教育研究費、科学研究費補助金、受託研究費、共同研究費、奨学研究費、文部科学省および他省庁関連の研究支援機構や民間財団からの研究費。

また、埼玉大学発展基金をつくり、役員・教職員、院生・学生の父母、同窓会・卒業生、生協・取引先企業、一般、からの寄付を募っている。

2) 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

ア. 全学運営会議の設置 法人化以前には、部局長会議は部局間の連絡及び意思疎通のための組織と位置づけられていたが、平成17年11月に学長は部局長会議の役割を埼玉大学の運営の中核組織として位置づけ、部局長会議の規則の改正を行った。この規則改正は教育研究評議会で承認され、部局長会議は埼玉大学の機動的な運営を担う最も重要な組織となった。この会議には各学部長・研究科長、教育機構と研究機構の副機構長、評価センター長、そして事務局の各部長がメンバーとして出席し、会議の実質化を図った。なお、部局長会議は、平成19年1月から全学運営会議に名称が替わった（添付資料11）。

イ. 戦略企画室及び地域貢献室の立ち上げ 法人化後の埼玉大学の生き残りをかけて学長を補佐し、新規計画を立案し、実行までの道筋をつけるための組織として、平成18年度に戦略企画室を設置した。戦略企画室の役割は、大学経営の観点から大学の管理運営に関する戦略に係る企画、立案、連絡調整、情報収集を行うことである。戦略企画室の室員は、理事・教員・事務局各部長・民間企業から出向で来ている2人の参事役から構成されている。毎週定例会議を開催し、大学運営のさまざまな課題について学長の指示に基づき、具体的な実行計画を検討し、すみやかな事業の実現している（添付資料2、添付資料12）。

ウ. 留学生センターの国際交流センターへの改組 埼玉大学では、学生の留学と外国人留学生の担当は教育機構の中にあつた留学生センターであり、教員の海外研修・留学・外国人研究者の受入は研究機構の国際交流室の担当であった。平成18年度からは、学生の海外留学を推進し、海外からも積極的に学生を受入れ、研究者の相互交流を促進するために、前記の留学生センターと国際交流室を合わせて「国際交流センター」を設置した。これによって、国際交流に関することはすべてこの国際交流センターが担当することになり、勉学と研究の両面での国際交流を積極的に推進していくことになる（添付資料13）。

エ. 事務の一元化 かつて本学の事務組織は事務局と学生部から成り、各学部の事務部と連携して大学運営の事務処理を行ってきた。しかし、学生サービスの向上や教学組織への事務サポートの向上などを推進するため、事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直しが必要となり、平成18年度から事務の一元化に踏み切った。事務職員の所属を事務局に一元化し、教育・研究の現場で必要とする事務職員については、支援室を設置して学部・研究科の事務室に出向いて執務することとしている。事務一元化と同時に、学生部を学務部として事務局の中に置くこととした。また、各部局に配置されていた技術職員については、研究機構に技術部を設置して、技術職員の全学的な運用を行うこととした。

オ. 学長室の設置（戦略企画室、地域貢献室、キャンパス整備管理室、大学運営資料編纂室を含む）

平成18年度には本学の運営に関する全ての企画・立案・調整を行う機関として学長室を設置することを決定し、平成19年4月から正式に機能している。この機関は、国立大学法人法で定められている役員会が決定したことの実施を統括するものである。学長室には、学長室会議の他に、戦略企画室、地域貢献室、キャンパス整備管理室、大学運営資料編纂室を置くこととした。これまで独立の組織として活動していたこれらの4室を学長室の中に統合したことによって、これらの室で企画・立案した事項がすぐ学長室会議で検討され（学長室会議は毎週1回開催）、全学運営会議の議論を経て実施に移されることから、学長のリーダーシップ

が発揮しやすくなった。

3) 自己点検・評価の過程で、中期計画・中期目標を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況該当事項なし。

4) 中期目標の達成に向けて支障が生じている場合には、その状況、理由該当事項なし。

2. 共通事項に係る取組状況

(1) 戦略的な法人経営体制の確立と効果的な運用が図られているか。

1) 運営のための企画立案体制の整備状況

ア. 学長室の設置 1. 1) 参照。

イ. 全学運営会議 1. 2) ア. 参照。

2) 上記の企画立案部門の活動状況、具体的検討結果、実施状況

学長室会議は毎週1回開催され、学長と機構長を兼ねる理事・副学長が機構からの提案について検討し、意見の一致を見た場合には、全学運営会議に提案して協議が行われ、そこで承認されれば、すぐ実行される。学長室会議では、学長自らの提案と各機構への指示もあり、これらも全学運営会議で協議された後で、すぐ実行される。ここでも学長のリーダーシップが発揮されやすい体制になっている。学長室会議の提案で実施された事項のなかには、埼玉大学のイメージアップを図る目的で行われた、標語の制定、大学歌の制定、入学式における著名人の特別講演と卒業式における各界で活躍している卒業生等による祝辞、正門バスターミナルにモニュメントの建設、大学会館1階付近の整備(コンビニエンス・ストアの導入を含む)、図書館閲覧室空調設備の更新、教養教育1号館の一部改修、トイレの改修等の教育施設の整備、光直収ネットワークの構築、電子ジャーナル等の整備等があり、教育・研究環境が格段に整備された。また、教員活動評価の勤務実績評価(と給与)への反映、予算配分方式の抜本的改革も行われた。

(2) 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

1) 法人の経営戦略に基づく学長・機構長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況

ア. 予算配分方式の変更 平成18年度の予算は従前とは全く異なる方式で配分された(添付資料3)。それは、教職員の人件費を別にすると、予算配分における優先順位は、大学機能を維持し、社会の進展に遅れないようにするために基盤整備に要する経費(施設関係費、光熱水量、事務経費、非常勤職員給与等)、教育(教養教育、学部の専門教育、大学院の教育)に要する経費(これには本学への入学志望者を増加させるための対策に要する経費を含める)、研究に関する経費の、順とした。その結果、基盤的経費を全学的視野に立って計上・配分し、学部長・研究科長等裁量経費を配分し、教育費を前年度よりも実質的に増額となる方向で配分し、教員への研究費配分の方式については教員への平等配分を止め、教員は総合研究機構の研究プロジェクト募集に応募して、その審査を経て研究費を得ることとした。

イ. 学長裁量経費 学長裁量経費は前年度に予算として計上されていない事項の経費と学長が進める事業の経費の支払いに充てるものである。(共通資料1-1)。

ウ. 学部長・研究科長等裁量経費 学部長・研究科長等の裁量経費は、基盤的経費を全学的視野で支出することにしたことに対して、バランスをとる意味で、教養学部、教育学部、経済学部の学部長と理工学研究科長に配分した(共通資料1-2)。また、図書館長、科学分析支援センター長、情報メディア基盤センター長、地域共同研究センター長、地圏科学研究センター長に裁量経費を配分した。これは教育・研究の現場におけるニーズにきめ細かく対応するためのものである。

エ. 人員削減 人件費を削減することは、本学の財政上不可欠な要請であることから、教職員の削減を行う。しかし、教員については、教育研究組織を維持するうえで標準数が決められているので、この数は守る。教員数の削減は、旧教養部教員定員で全学化されたもの(学長手持ち)を充てる。事務職員と技術職員については、業務遂行に支障が起きないように配慮しつつ、総数を削減する(添付資料1)。

2) 助教制度の活用に向けた検討状況

ア. 助教の採用 学校教育法の一部を改正する法律によって新設された助教制

度により、教員組織見直しに伴う学則の一部改正と諸規則の整理を行った。従前の助手を助教と助手に分けて(助教37名、助手5名)、助手は新たには採用しないことにした。新規採用の助教は任期制にし、任期は5年とし、再任を妨げないこととした。ただし、再任は、1回限りとすることにした(共通資料1-3)。この制度により、平成18年度に助教6名を採用することを決定した。外部から助教を採用する場合、教育研究活動を円滑に行うことが出来るように新任時交付金を支給することにし、その額は実験系と非実験系では異なることにした。

3) 上記の資源配分による事業の実施状況

ア. 物件費の効果的配分 大学における教育の重要性に鑑み、教育水準の一層の向上を目指すため、実質的に教育経費を増額したので、教育用に必要な物件の購入は以前より容易となった。研究経費については、すべて学内の公募による競争的配分としたことによって、研究に必要な経費は競争によって獲得することが必要という認識を教員に持たせることができた。管理経費については、実績額をベースにして抑制を図った。新たに設けた部局長等裁量経費によって、学部が独自の事業を展開することが可能になった。

教育・研究環境を整備するために、光直収ネットワークシステムの整備、埼玉大学のホームページの充実、大学会館の空調設備の更新、図書館の空調設備の更新、教養教育1号館の改修、図書館内に閲覧用に150席を増設、キャンパスの美化等に重点的に予算配分を行った。

(3) 法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

1) 法人内における資源配分に関する中間評価・事後評価の実施状況

ア. 研究費の配分 平成18年度の教員研究費はすべて研究機構への研究プロジェクト経費を申請して、審査を受けて、研究費を受け取るという配分方法であった。この方式によって、教員は研究費を外部資金から獲得する必要性を十分に認識したと思われるので、平成19年度から学内の研究費の配分は、科学研究費補助金を申請していることを条件にして、基盤研究費を配分し、さらに研究機構に研究プロジェクト経費を申請して、機構の審査を経たうえでプロジェクト経費が配分される方法に改めた。研究機構は研究プロジェクトの成果報告書の提出を求め、その成果を評価センターと協力して評価し、評価結果を次年度の研究費配分に利用する(共通資料2-1)。

イ. 基盤的経費 基盤的経費(施設関係経費、光熱水量、事務経費、非常勤職員給与等)、図書館・センター運営経費は、前年度までの実績を精査して、抑制を図りつつ決めることにした(共通資料2-3)。

2) 評価結果を踏まえた資源配分の見直しの状況

研究プロジェクトについては、平成18年度に研究機構が研究プロジェクトの成果報告で審査を行うことを決定し、平成19年度の研究プロジェクトの成果報告を研究機構で評価し、評価結果は次年度の研究費申請の際に採択を決定する重要な要素となることを確認した。

(4) 業務運営の効率化を図っているか。

1) 事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組実績

ア. 給与事務の一元化 財務部経理課給与係及び同課共済組合係を総務部人事課への組織替えし、給与関係事務を一元化した。

イ. 事務の一元化 各学部事務室を学務部のもとに一元化し、学部・研究科支援室とした。

ウ. ペーパーレス化の促進 事務局にグループウェア(サイボウズガルー)を導入し、文書掲示・回覧、会議資料、施設利用状況等情報の共有基盤を整備して、一層のペーパーレス化を促進した。さらに電子決済を試行的に導入するなど文書処理の電子化を促進している。

エ. アウトソーシング 教職員の一般健康診断の完全外注化を実現し、事務量を軽減するとともに、個人宛結果通知書の内容の充実を図った。年末調整業務についても外注化を実現した。図書館の目録業務・雑誌受付業務・カウンター業務・遊及入力業務についてアウトソーシングを実施した。

2) 各種会議・全学的委員会等の見直し、簡素化による教職員の負担軽減

法人化後に各種会議や委員会の見直しを実施した後も、学部内の委員会を再度見直し、理学部と工学部では、カリキュラム委員会、進路指導委員会及びFD委

員会の3つの委員会を統合し、教育企画委員会として審議の効率化を図ることとし、教育学部では、特別昇給委員会の廃止と教員研修実施委員会の増員を決定し、経済学部では、建物委員会を廃止し、19年度からは学部長・副学部長等に重要な委員会の委員長を加えた学部運営会議をスタートさせることを決定した。

(5) 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。  
1) 学士・修士・博士・専門職学位課程ごとに収容定員の85%以上を充足させているか

各学部・研究科の学士・修士・博士課程の学生・院生数を調査した結果、教育学研究科(修士課程)障害児教育専攻(83%)、理工学研究科(博士前期課程)数学専攻(71%)のみ収容定員の85%以下であるが、残りの各学部・研究科の在学生数は収容定員の85%を超えている。

(6) 外部有識者の積極的活用を行っているか。

1) 外部有識者の活用状況

ア. 顧問制度 平成16年度から、学長の諮問に応じて意見を述べ、助言を与える顧問制度が設けられている。平成16年度に政策研究大学院大学吉村融学長、平成17年度に(財)日本科学技術振興財団有馬朗人会長をそれぞれ委嘱し、大学運営上の諸問題について意見を聴いてきた。各年に2回ずつ学長が自ら二人の顧問のところに出向いて面談の形で大学運営上の問題について意見を聴いている。

イ. 経営協議会 経営協議会の外部委員は経済界、教育界、研究所、行政からの7名の委員からなる。それぞれ異なる分野からの委員であり、背景の異なる委員が大学関係者とは違う意見を述べるので、大学関係者が傾聴に値する意見となることが多い。これらの意見を取り入れて、大学運営を行っている。また、大学の重要課題について、定例の「経営協議会」とは別に「経営協議会懇談会」を数回開催し、特に学外有識者の意見を聞く機会を増やし、大学運営に反映させた。(共通資料3-3)。

2) 経営協議会の審議状況及び運営への活用状況

経営協議会は平成18年度には4回開催された(共通資料3-1)。これらの会議で委員から大学運営に関して出された意見とそれへの大学の対応をまとめると、『埼玉大学支援基金』の名称を変更したらどうか』の意見に対しては、『埼玉大学発展基金』に変更した。『基金の事業内容に教育・研究に使用する旨を追加すべき』の意見に対しては、規則を修正して、使用目的に教育・研究分野も加えた。『基金の広報について、企業の側から見れば社会貢献という観点から寄付がしやすい状況になりつつあると思うので、教員と事務がペアでお願いに行けば、効果が上がると思う』に対しては、基金室を設置して、担当副学長と担当参事役で対応していくことにした。『学長・役員と教職員が問題意識を共有する場が必要である。学長から構成員に現在大学の置かれている状況を伝えるべきである』という意見に対して、学長懇話会、各学部教授会での学長説明、職員への学長講話を実施した。職員勤務時間における『有給15分間の休息时间』については、教職員代表から廃止についてこれまでの慣行などから時間をかけて検討すべきであるとの意見が出されていたが、経営協議会委員から『現在の一般社会情勢から判断すると、すみやかに廃止すべきであり、手当の改善についても廃止が実施されるまで凍結すべきである』との厳しい意見が出された。このような経営協議会の厳しい意見を受けて、19年4月に予定していた給与改善を取りやめた。その後労使間交渉により『有給15分間の休息时间』は廃止し、給与の改善は5月に実施した。(共通資料3-2)。

(7) 監査機能の充実が図られているか。

1) 内部監査組織の独立性の担保等、監査体制の整備状況

法人内でチェック機能及び自己改善機能の重要性が高まっていることにかんがみ、平成18年度より、事務局各部から独立し、事務局長に直結した監査室を設置し、専任の室長を配置して内部監査(定期監査)を実施する体制とした。

なお、定期監査の実施については、『埼玉大学会計内部監査規程』に基づき学長が監査員を任命し、学長が定めた監査実施計画及び監査事項細目について行うこととしており、監査の結果については学長に報告するとともに必要な指示を受けることとしている。(共通資料9-1-2、共通資料4-3)

2) 内部監査の実施状況

適正な会計経理等の推進を図るため、各部局における予算の執行及び会計処

理について『埼玉大学会計内部監査規程』の定めるところにより、毎年10月に定期監査を実施している。この定期監査においては、『埼玉大学物品管理規程』に定める年1回以上の物品管理の実態の検査も併せて実施するとともに、科学研究費補助金の経理状況についても日本学術振興会で定めた『機関使用ルール』に基づいた経理がなされているかの監査を同時に実施している。

また、科学研究費補助金の経理状況については採択された補助事業(186件)の中の40件(21.5%)の採択課題を無作為に抽出して書類監査をするとともに、更にその中の4件について書類上の調査に止まらず実際の補助金使用状況や納品状況等の事実関係を確認する特別監査を実施した。

なお、財務課監査係において日常の支払時における書類チェックを実施している(共通資料4-3、共通資料4-4)。

3) 監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況

平成17年度事業に対する監事監査の結果を受けて、財務諸表の活用を図るため、学部構成等が類似している国立大学を中心に財務諸表から得られる情報の比較分析を行って、経営協議会に報告し(平成18年10月)情報の共有化を図るための方策について戦略企画室で検討した結果、学長室に大学運営資料編纂室を置いて(19年5月)教育研究活動等に係る基礎データの収集・整理等を行うこととし、外部委託の推進について検討を進め、18年度に教職員の一般健康診断の外注化等を行う等の措置を講じた。なお、16年度事業に対する監事監査の結果を受けて17年度に作成した、新しい会計制度の下での業務種別毎の業務処理フローチャートを18年度に改訂し、リスク管理、効率化の検討、職員の交代への対応等に活用した(共通資料4-1、共通資料4-2)。

(8) 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

1) 平成17年度の指摘

課題とされた、『内部監査の実施については、内部監査が財務部長統括の下で実施されていることから、監査対象からの独立性・実効性が求められる』。この指摘を受けて、18年度に財務部から独立して監査室を設置して、これまで財務部で実施していた定期監査を独立した監査室が行うこととした。これによって会計事務について財務部が行う日常監査と、監査室の視点での定期監査により適切な会計処理が行われることとなった(共通資料9-1-2)。

業務運営・財務内容等の状況  
 (2) 財務内容の改善  
 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中 期 目 標	外部研究資金等の増加に積極的に取り組む。 収入事業のあり方について積極的に検討する。
------------------	---

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウエ イト
(科学研究費補助金、受託研究、 奨学寄附金等外部資金の増加に 関する具体的方策) 【38】 科学研究費補助金等の申請件 数を増加させる。	【38】 総合研究機構において、科学研究費補 助金等の申請数のみならず採択数を増加 させるため、具体策の検討を継続する。		科学研究費補助金の申請件数の増加を図るために、同補助金に申請して いることを、学内研究費を受けるための条件とした。 科学研究費補助金の採択件数の増加を図るために、科研費アドバイザー 制度を設け、申請書の事前チェックを一層強化した。	
【39】 「研究戦略企画室」において、 科学研究費補助金等の競争的外 部資金、及び受託研究、奨学寄 附金などの外部研究資金を増加 させるため、重点プロジェクト 研究等を推進するなどの具体的 な方策を検討し、実施する。	【39】 重点研究テーマに結集する教員を中心 として、積極的な競争的外部資金への応 募を奨励する。		競争的外部資金獲得の一環として、全教員に対して科学研究費補助金へ の申請を奨励するとともに、重点研究テーマや関連研究に携わる研究者の 力を結集し、グローバル COE に2件(「文理融合による相互行為の解明・ 支援・評価」及び「分子環境工学確立のための教育研究拠点形成」)の申請 へ結びつけた。 総合研究機構の機構会議構成員を1名増員するとともに、必要に応じて、 研究プロジェクト審査員や科研費アドバイザーとして学内外の協力を求め て機能強化を図った。 学内研究費を「研究プロジェクト」への申請・審査を経て配分すること により、競争的環境の構築を図った。	
(収入を伴う事業の実施に関す る具体的方策) 【40】 平成16年度から、施設使用料 の増額を検討する。	【40】 教室等の施設使用料について、光熱水 料を含めた料金設定を検討する。		平成19年度の東京ステーションカレッジの移転と東京サテライト教室の 開設に向けて、同教室の使用形態、使用料等について検討を行った。また、 「撮影・取材等における施設使用料の取扱について」に基づき、施 設貸付を行った。	
【41】 施設の維持改善等を図るた め、自動車・バイクの駐車場使 用料を徴収することを検討する。	【41】 構内の交通施設の維持改善等を図るた めの経費として、自動車・バイクによる 入構者から、交通施設料を徴収する。		平成18年4月以降の自動車・バイクによる入構者から、交通施設料利用 者負担を実施し、約330名の利用者から交通施設料を徴収した。	

<p>【42】 追試験等の実施・各種証明書の発行に必要な手数料を徴収することを検討する。</p>	<p>【42】 平成17年度に規程整備を行った卒業者等に係る証明書の発行手数料徴収について、平成18年度より実施する。</p>	<p>平成18年4月から、卒業者等に係る証明書の発行に際し、1通につき和文200円、英文400円の手数料徴収を開始した。</p>		
		<p>ウェイト小計</p>		

業務運営・財務内容等の状況  
 (2) 財務内容の改善  
 経費の抑制に関する目標

中 期 目 標	管理的経費の抑制を図る。 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウエ イト
(管理的経費の抑制に関する具体的方策) 【43】 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。また、実施可能でかつ、費用面での効果が図れる業務について、外部委託を進め、人件費等の削減を図る。	【43】 総人件費改革の実行計画を踏まえ、「第1期中期計画期間における財政計画」を策定し、平成18年度においては、削減対象になる人件費総額の概ね1%の人件費節減に努める。		「第1期中期計画期間における財政計画」に基づいて、教職員採用を抑制し、また、新規採用に当たっても極力若手の教員を採用することに努め、人件費総額の節約を図り、計画額以上の減額を達成した。 教職員の一般定期健康診断の完全外注化を実施し、事務量を軽減するとともに、個人宛結果通知書の内容の充実等を図った。 年末調整業務についても外注化を実施した。 学生寮の清掃業務について外部委託を行っているが、検討の結果、今後もパート職員の退職に伴う補充はせず、外部委託を継続することとした。 図書館の目録業務・雑誌受付業務・カウンター業務・遡及入力業務についてアウトソーシングを実施した。	
【44】 事務等の効率化・合理化等により、一般管理経費(人件費を除く。)の占める比率の縮減に努める。	【44】 「第1期中期計画期間における財政計画」をたて、これに従って経費節減に努める。		「第1期中期計画期間における財政計画」の下に、平成17年度まで部局に配分していた教員研究旅費、設備の更新費等について、全学的な観点から必要な措置を講ずることとし、学長裁量経費に包括して、学長の判断による重点的配分を行うこと等により経費節減に努めた(共通資料6-1)。 学内の委員会委員等の命免等通知書の作成・交付を廃止(又は上申を廃止)するとともに、人事異動通知書の一部(配置換等)及び昇給通知書の作成・交付を廃止した。 職員の勤務時間等管理において、電子化による勤務時間シートの導入及び休暇申請により、出勤簿及び休暇簿を廃止した。	
【45】 光熱水料、物品調達、設備の共同利用、廃棄物の減量化等の省エネ・省コスト対策を検討し、「全学省エネ・コスト計画」を策定し、実施に移す。	【45-1】 環境委員会で決定した全学的な取組方針及び目標に基づき省エネ・省コストを実施し、その効果をみながら更なる取り組みを検討する。		「2006年度環境目標と行動計画」を学内ホームページに掲載し周知を図り、実施に移した。 エレベータの保守契約を3年契約とし、経費の削減を図った。 エネルギー削減コンサルティング会社による電力の需給契約の診断を行ったところ、本学の需給契約は適正であるとの診断結果が出た。 教養学部棟の教室等の照明器具を省エネ型に更新した。 教養学部棟、教養教育2号館及び第2学生食堂のトイレ改修において、節水型器具に更新した。	



<p>【45 - 2】 平成 17 年度より試行している ESCO 事業の省エネルギー効果の検証を行う。</p>	<p>平成17年10月より試行している ESCO 事業について、過去 1 年間の省エネルギー効果を検証したところ、その効果が認められたので、引き続き同事業を実施することとした。</p>			
<p>【45 - 3】 電気エネルギー年 1 %の削減目標を達成するため、引き続き電気エネルギーの実態調査を行い、学内ホームページを利用して公開し、更なる省エネを推進する。</p>	<p>電気エネルギーの実態を継続調査し、学内ホームページに公開するとともに、更なる省エネを推進するため、夏季の省エネポスターを作成し学内に掲示した。なお、平成18年度は電気エネルギー年 1 %の削減目標を達成した。</p>			
		<p>ウェイト小計</p>		

(2) 財務内容の改善  
資産の運用管理の改善に関する目標

中 期 目 標	資産の有効活用と管理運用の効率化を図る。
------------------	----------------------

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエ イト
<p>（資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策） 【46】 資産の運用については、平成16年度から、関係法令の範囲内で、かつ安全性を考慮しつつ、効果的運用を図るための「資金運用計画」を経営協議会の審議を経て役員会で策定し、この計画に基づき適切に実施する。</p>	<p>【46】 資金需給の動向を踏まえながら、資金の運用についての検討を継続する。</p>		<p>平成17年度に経営協議会の審議を経て策定した「余裕金の運用について」に基づき、18年5月に3億円の国債購入による資金運用を開始した。</p>	
<p>【47】 施設使用料については、財産貸付料、寄宿料、駐車場・駐輪場使用料等のあり方について検討・整理するとともに、適正な金額を決定・徴収し、当該施設・設備の維持改善等を図る。</p>	<p>【47】 施設等の維持管理費等所要額の把握に引き続き努め、適切な利用者負担額について検討する。</p>		<p>平成19年度の東京ステーションカレッジの移転と東京サテライト教室の開設に向けて、同教室の使用形態、使用料等について検討を行った。また、「撮影・取材等の場合における施設使用料の取扱いについて」に基づき、施設貸付を行った。 平成18年4月以降の自動車・バイクによる入構者から、交通施設料利用者負担を実施し、約330名の利用者から交通施設料を徴収した。</p>	
			ウエイト小計	
			ウエイト総計	

〔ウエイト付けの理由〕  
ウエイト付けなし。

⋮

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 財務内容の改善・充実が図られているか。
  - 1) 経費の節減、自己収入の増加に向けた取組状況
 

経費の節減を図るため、人件費1%相当の削減を行い、電子会議システムを導入し、ペーパーレスの会議を推進し、ESCO(空調運転制御による電力管理)事業による契約電力の削減し、電力契約の見直しを行い、照明、空調、トイレ等の省エネ機器及び器具を設置し、新聞・追録・定期刊行物等の削減を行い、環境報告書に基づいて経費節減の徹底、等を図った。

自己収入を増加させるため、外部資金受入額の一部を関係部局への予算配分に反映させるというインセンティブを付与している。外部資金に付随する間接経費がある場合には、その間接経費の50%を関係部局に配分している。その他の外部資金については、外部資金の種別に本学としてオーバーヘッドの率(10%から30%の間で決め、その50%を関係部局に配分している。多額の間接経費やオーバーヘッドをもたらした教員には、学長表彰を行っている。

また、外部資金獲得に向けて、次のような取組を行っている。科学研究費補助金の獲得のために説明会の実施、科学研究費補助金の採択件数の増加を図るために、科研費アドバイザー制度を設け、申請書の事前チェック、科学研究費補助金を獲得するため、同補助金に申請していることを、学内の研究費を受けるための条件とすること、重点研究テーマ参画教員に大型外部資金獲得への努力を積極的に行わせること。

平成18年度は、外部研究資金等を増加させるため、19年度の学内の研究費を受けるためには、科学研究費補助金へ申請していることを条件とした。この結果、教員が競争的資金の獲得の重要性を認識し、科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金の件数・総額ともに増え、平成17年度と比較して16%増加して、総額11億円を超えた。

自己収入増加のために、平成18年4月から自動車・バイクによる入構者から、交通施設利用者負担を実施し、約330名の利用者から交通施設料を徴収した。また、18年4月から、卒業者からの各種証明書の発行に際し、和文200円、英文400円の手数料徴収を開始した。

受験生を増加させるために、県内外の高校を本学の教員及び職員が訪問して埼玉大学を紹介するハイスクールキャラバンを立ち上げ、実施している。
  - 2) 財務情報に基づく取組実績の分析
 

資産活用の一環として、平成17年度に経営協議会の審議を経て策定した「余裕金の運用について」に基づき、18年5月に3億円の国債購入による資金運用を開始した。
  - 3) 随意契約に係る情報公開を通じて契約の適正化
 

随意契約に係る情報公開の取組等については、「国立大学法人が締結する随意契約の公表の基準について」に基づき、埼玉大学契約事務取扱細則に従いホームページで公表している。

また、「国立大学法人が締結する随意契約の基準について」に基づき、埼玉大学会計規則並びに埼玉大学契約事務取扱細則に従い、真にやむを得ない場合において執行している(共通資料5-2、共通資料5-3)。
2. 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。
  - 1) 中期計画において設定された人件費削減目標値の達成に向けた人件費削減の取組状況
 

「第1期中期計画期間における財政計画」に基づいて、平成18年度は教職員採用を抑制し、また、新規採用に当たっても極力若手の教員を採用することに務め、人件費総額の節約を図り、計画額以上の減額(対象人件費の1%相当)を達成した。中期計画期間の人件費削減計画では、常勤教員数の削減(旧教養部教員の定員の再定義によって全学化され、学長手持ちとなった教員定員を充てる)、常勤職員数の削減、常勤技術職員数の削減、非常勤職員数の削減(日々雇用職員の新規採用は行わず、時間雇用職員は可能な限り民間からの派遣職員に置き換

- える) 非常勤講師料総額の削減(教養教育、学部教育、大学院教育における非常勤講師担当科目の必要性を吟味し、非常勤講師料総額を平成16年度の60%程度に抑制した) 給与体系の改革(本学の給与体系は、公務員給与構造に準拠することとし、公務員給与構造の改革案に沿って、基本給、昇給、期末手当・勤勉手当等について、勤務実績評価を適切に反映したものにしている)を実施している。
3. 戦略的予算配分
 

平成18年度は、「埼玉大学再構築計画」と「平成18年度予算について」に基づき、本学の目標を達成するために、戦略的・重点的配分を行った。人件費を抑制するために、総人件費改革の対象人件費を含めた人件費全体について、削減を図り、非常勤講師料総額について平成16年度の60%程度に抑制し、日々雇用職員・パート職員の人件費について平成17年度の支出額以下に縮減した。また、物件費を効果的配分をするため、教育経費については、教育水準の一層の向上を目指すため、実質的な増額をはかり、研究経費については、全て学内公募による競争的配分とし、管理経費については、実績額をベースとすることにして抑制を図り、部局長等裁量経費を新設し、部局における新たな事業等への積極的な取組を促し、従来の学長裁量経費に加え、前年度まで部局に配分していた図書購入費、教員研究旅費、設備の更新費、営繕費等について、全学的な観点から必要な措置を講ずることとし、学長裁量経費に包括し、学長の判断による重点的配分を充実させた。
  4. 埼玉大学発展基金
 

教育環境とキャンパスの整備、研究支援、国際交流等に充当するため、埼玉大学発展基金の創設を平成17年度に決定し、平成18年度から、役員、教職員、院生・学生の父母、同窓会・卒業生、取引先企業、一般、の寄付を受け入れる態勢を整備した。
  5. 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。
 

「なお、今後、中期目標・中期計画の達成に向け、着実に人件費削減の取組を行うことが期待される」(共通資料9-2-1)。この指摘を受けて「第1期中期計画期間における財政計画」に基づいて、教職員採用を抑制し、また、新規採用にあたっては極力若手の教員を採用することに務め、人件費総額の節約を図り、計画額以上の減額を達成した(共通資料9-2-2:1ページ)。

「体育施設の大規模改修を行うに当たって、有限責任事業組合(LLP)を活用することとしているのは積極的な試みである。その際、LLPと大学法人の権利、義務関係を明確にすること、事業が行き詰った際の体育施設の所有権、使用权、抵当権、体育施設敷地の権利権(借地権等の有無)を明確にして、大学法人のリスクをヘッジすることに留意する必要がある」(共通資料9-2-1)。この指摘を受けて、「埼玉大学運動施設維持管理事業の諸条件」を一般に公示して、それらの条件に沿った者を公募して選定し、埼玉大学のリスクをヘッジすることにした(共通資料9-2-2:2~3ページ)。

業務運営・財務内容等の状況  
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供  
 評価の充実に関する目標

中期目標  
 研究・教育・業務運営に関する恒常的な評価組織を設置する。  
 統一的な点検・評価項目を定め、定期的に評価を実施するとともに、その結果を公表する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウェイト
(自己点検・評価の改善に関する具体的方策) 【48】 平成17年度に、点検・評価のための学内ファイリングシステム等を構築するための「点検・評価電子化推進プロジェクト」を設置し、できるだけ早期に当該システムを構築する。	【48、32】 点検・評価のための「点検・評価電子化プロジェクト」において学内ファイリングシステムを構築する。(再掲)		教員の教育・評価のベースとなっている「教員活動報告書」データを各部局にCD-ROMで提供した。 「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」に教育・研究等評価センターが参画し、学内における各種教育研究活動データの共有化に向けた技術検討のために、同センターが収集する「教員活動報告書」及び「研究者総覧」入力に共通するプロトタイプ構築に協力した。その結果に基づき、今後の学内統合データベースのあり方について議論し、提言を行った。	
(評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策) 【49】 平成16年度に設置する「教育・研究等評価センター」において「業務運営評価部門」が、点検・評価、及びそのための情報分析を担当し、平成17年度までに、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。	【49】 点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムをさらに改善する。		教育・研究等評価センターで点検・評価した結果と提言を積極的に学長に報告するとともに、教育研究評議会、全学運営会議にも報告し、大学運営に反映させることにした。	
【50】 平成17年度末までに、教員の大学運営への貢献、教育研究の業績、社会貢献等に対する評価システムを構築するとともに、その結果を踏まえて、平成18年度から、優れた教員に対する支援方策を検討し、平成19年度には支援体制を整備し、具体	【50】 高い評価を受けた教員に対する支援策を検討する。		平成19年1月から、過去2年間の教員活動評価の結果を、給与とも連動した勤務実績評価に利用することにした。これは、高い評価を受けた教員への支援策としても位置づけられるものである。また、サバティカル制度を利用する際に、教員活動評価の評価結果が考慮される部局もあり、高い評価を受けた教員に対する支援策の一つとなっている。これらに加え、高い評価を受けた教員に対して、どのような研究・教育上の支援策を行うかについては、各部局がそれぞれの特性に沿って具体化について検討することとした。	



業務運営・財務内容等の状況  
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供  
 情報公開等の推進に関する目標

中 期 目 標	学内における情報の一元的管理を行う。 大学の広報機能を強化する。
------------------	-------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウ ェ ィ ト
(大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策) 【51】 平成16年度に、セクシャルハラスメントの防止を含め、教職員が守るべきガイドラインを定め、学内外に周知・公表する。	【51】 (平成16年度にセクシャルハラスメントに関するガイドラインを定めて周知・公表し、毎年度、教職員に対する講演会等を実施しているため、18年度計画なし)			
【52】 平成16年度に、産学連携の相手方との関係において教員が守るべきガイドラインを定め、学内外に周知・公表する。	【52】 (産学官連携及び社会貢献の推進を適正・効果的に行うため、平成17年度に利益相反マネジメントポリシー及びそれに基づく規程を定めて周知・公表するとともに、規程に基づく措置を実施しているため、18年度計画なし)			
【53】 大学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化を推進し、社会の求めに応じて情報を適切に加工して提供するなど、大学と社会の間のインターフェイス機能を持った組織を平成16年度に設置する。	【53-1】 総合情報基盤機構は、平成17年度に設置した「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」で、引き続き各種教育研究活動データの適切で効果な情報共有、情報発信、情報保護の技術的側面について検討する。		「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」において、統一入力インターフェースプロトタイプを作成・試行等により情報共有を中心に検討を行った。平成19年1月に報告書（「各種教育研究活動データの効果的な利活用について」）を取りまとめ、今後の情報共有等のあり方について技術的側面からの提言を行った。	
	【53-2】 紀要等の学内学術情報の電子化を推進し、学術情報を効率的に発信するシステムについて検討する。		本学の学術成果を登録し、電子的な手段を通じて学内外に公開するSUCRA（埼玉大学学術情報発信システム）の試験運用を開始した。	
【54】 平成16年度に、学外者や学生も参加する「広報プロジェクト」を発足させ、既存のホームページ・広報誌等の点検・見直しを行うとともに、平成17年度ま	【54】 平成17年度に作成した「広報プラン」の推進を図る。		広報プランを踏まえ、ホームページのトップページをリニューアルするとともに、エントリーページを新規に配置し、よりユーザーに使いやすいサイトに更新した。また、全学教育・学生支援機構、学部等の掲載項目等について再検討を行い、内容の充実を図った。 大学会館1階にインフォメーションコーナーを開設し、50インチPDP	

<p>で、新たに電子化を軸とした「大学広報プラン」を策定し、実施する。</p>		<p>を設置して、文字情報や映像により大学をアピールする場として活用した。                  埼玉県県政記者クラブ加盟各社との情報交換の場として「埼玉学術懇話会」を設置し、地域社会に向けた積極的な情報発信の一層の推進を図った。                  平成17年度より実施されている FM 浦和の番組「キャンパスインフォメーション」で、経済学部の新しい入試制度の説明、市民講座の宣伝、インターンシップ制度の紹介などを行った。                  従来発行していた広報誌「けやき」を廃止し、受験生にターゲットを絞った広報誌「埼玉大学だより」を新たに発行した。                  これら広報プラン実施の進行管理については、全学の「広報委員会」が定期的に会議を開き、全学的な調整及びその進行管理を行っている。</p>	
<p>【55】                  平成16年度に、図書館利用者の利便性の向上のためのホームページを充実させる。</p>	<p>【55】                  (平成16年度にシラバス掲載図書の整備状況の掲載等により大幅な充実を実施したため、18年度計画なし)</p>		
		ウェイト小計 ----- ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕  
 ウェイト付けなし。

.....

## (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

## 1. 情報公開の促進が図られているか

## 1) 情報発信に向けた取組状況

本学の積極的な広報活動は極めて重要な意味をもっている。平成16年度に「広報プロジェクト」を立ち上げ、既存のホームページ・広報誌の見直しを行い、平成17年度は電子化を軸とした「大学広報プラン」を策定した。これに則り、平成18年度はホームページのトップページをリニューアルするとともに、エントリーページを新規に配置し、ユーザーに使いやすいサイトに更新した。また、全学教育・学生支援機構、学部等の掲載項目等について再検討を行い、内容の充実を図った。従来発行していた広報誌「けやき」を廃止し、受験生をターゲットにした「埼玉大学だより」を新たに発行した(添付資料8)。

大学会館1階に大学情報発信コーナーを設置し、50インチPDP(プラズマディスプレイ)を設置して、文字情報や映像により本学学生、LAWSONへの来客者として一般来学者に大学をアピールする場として活用している。

本学の学術成果を図書館に登録し、電子的手段を通じて埼玉大学内外に公開することにより、社会に貢献することを目的として埼玉大学学術情報発信システム(SUCRA: Saitama University Cyber Repository of Academic Resources)の試験公開を平成19年3月20日から実施している(添付資料6)。学内の教職員から提供された300件以上の学術成果がSUCRAに蓄積され、インターネットを介して公開されている。

埼玉県県政記者クラブ加盟各社との情報交換の場として「埼玉学術懇話会」を設置して、地域社会に向けた積極的な情報発信の一層の推進を図った。また、平成17年度から実施されているFM浦和の番組「キャンパスインフォメーション」で、経済学部の新しい入試制度の説明、市民講座の宣伝、インターシップ制度の紹介などを行った。

これらの広報プラン実施の進行管理については、全学の「広報委員会」が定期的に会議を開き、全学的な調整とその進行管理を行っている。

## 2. 教員活動評価の実施

平成16年度から教育・研究等評価センター(略称:評価センター)が取り組んできた教員活動評価は、平成18年度に実施された。評価センターは平成16年度に、各教員の教育活動、研究・開発に関する業績、大学運営への貢献、社会への貢献について、教員から教員活動報告書として試行的に提出を依頼したが、平成17年度は上記の4領域の活動・貢献についてweb上でデータの入力を依頼した。評価センターはこれらの入力されたデータの有効性を吟味し、平成17年度に教員活動報告書のデータ項目を確定した。

また、評価センターは、これらのデータを利用する教員活動評価を毎年実施することを盛り込んだ「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」と「埼玉大学における教員活動評価の実施要項」を策定し、平成17年度に学長に提出した。評価センターの作成した「教員活動評価の基本方針」と「教員活動評価の実施要項」は平成18年度第1回の教育研究評議会、及び役員会で了承され、これらに基づき各部署(学部又は研究科)がそれぞれの部署の実情を反映した教員活動評価の実施要領を策定した(添付資料4)。評価センターは教員活動評価を実施するための平成17年度教員活動報告書を8月末までに提出するように全教員に求めた。教員活動報告書の提出率は、全教員の93%であった。各部署長等が教員活動評価の基本方針と実施要項及び実施要領により、教員の個人評価を実施した(添付資料14)。部署は上記の4つの領域ごとに評価項目を設定し、その評価項目ごとに到達基準を定め、教員の到達基準の達成度に応じて、3(活動は極めて優れている)、2(活動は期待される水準に達している)、1(活動は不十分で改善を要する)の3段階で評価項目ごとに評価を行うことにし、部署長等が評価した(添付資料5)。

評価センターは提出された教員活動報告書を教員の所属する部署長に提供し、各部署長はこれと部署が独自に収集したデータを利用して9月に教員活動評価を実施して、その結果を各教員に通知した。部署で確定した評価結果は評価センターに報告され、評価センターは部署からの評価結果を取りまとめて12月に学長へ

報告するとともに、教育研究評議会にも報告した。

教員活動評価の結果を見ると、活動評価の実施要領に部署による違いがあるため、高い評価を受けた教員が多い部署と逆に少ない部署も出てきた。しかし、各教員は部署長から、評価項目ごとに評価され、所見が記入された「教員活動評価書(個人票)」を受け取り、自分自身の活動の状況を見直すことになり、評価の低かった教員は次年度に向けての計画をたてるようになると考えられる。なお、評価の低かった教員に対しては、部署長が活動の改善のための指導を行った。評価の高かった教員に対しては、サバティカル制度の利用の際に上位にするという優遇策を検討している。

教員活動報告書に基づいて実施された教員活動評価は、平成17年度の人事院勧告を踏まえて各部署における勤務実績評価に利用され、教員活動評価の結果は平成19年1月からの給与に反映された。

## 3. 自己点検・評価の実施

本学の評価センターは、各部署から提出された平成18年度計画の自己点検・評価を評価センターが定めた基準に基づき評価して、その結果を各部署に返却し、学長に報告するとともに、評価の概要を評価センターのホームページに公開した。各部署の評価結果の概要を見ることによって、部署同士が年度計画の実施状況を比較することができ、年度計画の実施に大いに役立っている。

評価センターはまた、本学の機関別認証評価の準備のため、大学評価・学位授与機構が定めた基準1「大学の目的」、基準2「教育研究組織(実施体制)」、基準3「教員及び教育支援者」、基準4「学生の受入」、基準10「財務」、基準11「管理運営」と選択的評価事項A(研究活動の状況)「研究活動の状況」、選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の基本的観点ごとに該当する部署に自己点検するように依頼し、提出された自己点検書について基本的観点を満たしているかどうかの視点から精査し、満たしていないと思われる基本的観点についてはその旨のコメントを付して関係部署に返却した。これらのコメントから各部署が機関別認証評価に対して行うべき事柄を理解することができ、平成20年度に審査を申し込む機関別認証評価への対策が進んでいる。

## 4. 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか

平成16年度の業務実績に関する評価結果において「平成17年度末までに、教員の大学運営への貢献、教育研究の業績、社会貢献等に対する評価システムを構築することとしているが、平成16年度については年度計画の設定がなく、適切に検討・実施する必要がある。」との指摘を受けた。これに関して、教育・研究等評価センターは、平成17年度と18年度に教員の活動評価についてシステムの構築を進め、17年度には教員活動評価の実施に係る「基本方針」と「実施要項」を定め、18年度はこれらに基づき教員活動評価を実施することができた(添付資料4)。各教員、部署長及び評価センターの三者の連携による教員活動評価のシステムを構築し、教員活動評価を実施した(添付資料15)。

「教育・研究等評価センターが、各部署から提出された平成16年度の年度計画に係る自己点検・評価(業務実績報告書)を評価し、その結果を学長に報告するとともに改善提言を行い、大学として年度計画の責任体制を確立することを求めている。」この評価結果を受けて、平成18年度は、中期計画に係る年度計画の策定の時点で、副学長が部署の年度計画の内容を確認し、年度計画の実施部署を決定して、責任体制を確立した。



業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他の業務運営に関する重要事項  
 施設整備の整備・活用等に関する目標

中 期 目 標	(良好なキャンパス環境を形成するための基本方針)  施設設備の整備計画を策定し、効果的整備を促進するとともに、施設設備の有効利用を推進する。
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウエ イト
(施設等の整備に関する具体的方策) 【56】 全学の施設・設備の利用実態の点検・評価を平成16年度に実施し、これに基づき、平成17年度に現行の整備計画の見直しを図る。有効利用の推進及びメンテナンス等をも考慮した長期計画を策定し、長期的視点から見た施設・設備の効果的整備を図る。	【56】 長期的視点からみた施設・設備の効果的整備を図るため、キャンパスマスタープランの素案を策定する。		平成18年6月に作成したキャンパスマスタープランの素案について、その内容を更に充実させるための検討を行い、「埼玉大学キャンパスマスタープラン2007」を策定した(共通資料7-2)。 概算要求資料としてキャンパスマスタープランを文部科学省へ提出しており、同プランに基づくものとして、平成18年度補正予算において教育学部A・B棟改修が予算措置された。また、設備マスタープランに基づくものとして、19年度予算において特別教育研究経費による設備費(1件)が予算措置された。	
【57】 独創的・先端的研究を目指す拠点として、流動的・弾力的利用のできる大学院総合研究施設等の整備計画を立て、人文社会系大学院の狭隘化の解消や理工系大学院の共用研究スペースを確保することにより、実験研究スペースの拡充を図るとともに、研究拠点の整備を図る。	【57】 総合教育棟の大規模改修整備において、流動的・弾力的利用のできる全学研究スペースを確保し、独創的・先端的研究のために活用する。		総合教育棟の実験室及び研究スペースを研究の推進のために貸与している。また、その一部をグローバルCOEプロジェクト用及び教育学部の改修に際して必要とされる実験室用に留保している。	
【58】 施設の老朽・狭隘化に緊急に対応するため、大規模改修や新增築等の年次計画を立て、教育研究環境の改善を図る。	【58-1】 施設の老朽・狭隘化に対応するため、附属中学校の大規模改修整備等を行う。		附属中学校の大規模改修整備を実施した。また、特別教室棟の改修について、平成18年度補正予算で予算化され、設計に着手した。	
	【58-2】 大規模改修や新增築等を検討するための耐震診断を実施する。		本部管理棟及び電気電子システム工学科1号館の耐震2次診断を実施した。 附属養護学校の体育・技術棟の耐震改修整備を発注した。	
	【58-3】 営繕事業計画に基づき、教養学部棟の		教養学部棟のトイレ改修工事を実施した。	

	トイレ改修を実施する。	教養学部棟の老朽化したエレベータのリニューアルを実施した。 財務部施設課において、構内環境調査を実施して調査報告書に取りまとめ、これに基づき、雨水枡の改修、舗装用のブロックに凹凸のある箇所の補修工事等を実施した。		
【59】 事業の実施に当たっては、PF1事業等新たな整備手法の導入に積極的に取り組む。	【59、63】 地元企業と連携したLLPを活用して運動施設を改修し、教育機能の確保・向上を図りつつ、地域に開放することを推進する。	戦略企画室に「運動施設改修・開放WG」を設けて検討した結果を踏まえ、運動施設の改修と維持管理を外部資金により実施することとし、「埼玉大学運動施設維持管理開放事業の諸条件」を一般に公募して、コンペにより業務委託業者1グループを選定した。同グループの外部資金による第1次的な整備事業として、グラウンドに2基の時計塔を設置した。 戦略企画室に「学生宿舎設置検討WG」を設置し、学生寮の整備手法の検討を開始した。 平成18年4月にコンビニエンスストアが大学会館1階に開店し、学生及び教職員の福利厚生に寄与している。この内装等改修経費は、出店者が負担した。 第2学生食堂2階部分のアスベスト撤去工事に合わせ、2階購買部分のリニューアルを実施した。その際、空調設備、照明設備工事については、生協からの寄附により実施した。		
【60】 キャンパス全体がコミュニケーションの場として機能し、魅力ある豊かな環境を形成するため、維持改善等を図る。	【60】 大学構成員の一人一人がキャンパスを大切にす意識の向上を図るため、教職員と学生が連携して行う美化運動を実施する。	平成18年6月から、財務部財務課管財係において、構内を巡回し環境美化パトロール(毎週月曜日)を実施した。その結果をもとに中央広場庭園灯の整備、樹木の剪定、漏水補修等を行い、学内の環境改善を図った。		
【61】 多様な利用者が安全かつ快適に利用できるように、バリアフリー化の推進を図るとともに、ISO14001(国際標準化機構(ISO)が定める「環境マネジメントシステム規格」)の認証の取得を視野に入れ、環境改善のための具体的な計画を策定する。	【61-1】 平成17年度の環境報告書の公表を行うとともに、環境改善に関する行動計画を策定する。	平成17年度の環境報告書を公表した(18年9月)。また、環境改善に関する行動計画を策定し、学内ホームページで公表し、周知を図った。 環境改善に関する行動計画の実施状況について、チェックリストを作成し、月次確認を実施した。		
	【61-2】 第2学生食堂玄関の自動ドア・スロープ及びトイレ等、バリアフリー化を実施する。	大学会館前の点字ブロックを整備した。 バリアフリー化について生協等と打合わせを行い、第2学生食堂玄関に自動ドアを設置するとともにトイレを整備した。 「さいだいスポット21」の移転に伴い、総合研究機構棟玄関に自動ドア及びスロープを整備した。 電気電子システム工学科棟及び機械工学科棟に自動ドアを設置した。 保健センターに自動ドア及び身障者用トイレを設置した。 教養学部棟のエレベーター更新の際に、身障者対応のエレベーターを導入した。 身障者の受講のため、教養教育棟各教室の固定机の一部を撤去し、可動机に取り替えた。		
【62】 有効利用の更なる促進のため、学部を超えた全学的視点からの共通講義室等の整備や情報化の進展に備えるための「マルチメディア室」を設置し、高機能化を図る。平成17年度にはその有効活用のための実施計画、施設の維持管理計画などの施設マネジメントを策定する。	【62】 全学教育・学生支援機構は、平成17年度にA301及びC101教室の設備を充実させ高機能化を図ったところであるが、必要に応じて平成18年度にも整備する。	「座学+実習」形態による情報教育の実施環境を更に整備するため、教員端末から投影可能なプロジェクタをA301教室に設置するとともに、安全で安定したネットワークが維持されるように教育・実習に係る端末の入れ替えを行った。		

<p>【63】                  学生支援、国際交流、地域貢献等に必要な施設・設備は、学生（留学生を含む）や地域のニーズを的確に把握し、これに応じて検討を進め、既存施設の有効活用の視点から改修等に努める。</p>	<p>【63、59】                  地元企業と連携したLLPを活用して運動施設を改修し、教育機能の確保・向上を図りつつ、地域に開放することを推進する。（再掲）</p>	<p>戦略企画室に「運動施設改修・開放WG」を設けて検討した結果を踏まえ、運動施設の改修と維持管理を外部資金により実施することとし、「埼玉大学運動施設維持管理開放事業の諸条件」を一般に公募して、コンペにより業務委託業者1グループを選定した。同グループの外部資金による第1次的な整備事業として、グラウンドに2基の時計塔を設置した。                  戦略企画室に「学生宿舎設置検討WG」を設置し、学生寮の整備手法の検討を開始した。                  平成18年4月にコンビニエンスストアが大学会館1階に開店し、学生及び教職員の福利厚生に寄与している。この内装等改修経費は、出店者が負担した。                  第2学生食堂2階部分のアスベスト撤去工事に合わせ、2階購買部分のリニューアルを実施した。その際、空調設備、照明設備工事については、生協からの寄附により実施した。</p>	
		ウェイト小計	

業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他の業務運営に関する重要事項  
 安全管理に関する目標

中 期 目 標	労働安全衛生法に基づいた安全管理体制を構築し、事故防止等を図る。
------------------	----------------------------------

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエ イト
(労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策) 【64】 平成16年度に、「安全衛生委員会」を設置する。「安全衛生委員会」は、学内各種業務の安全点検をすべて行うなど、関係法令に定められた業務を適切に行い、RI及び毒劇物等の取扱いについての安全性の確保や一元的管理による厳格な安全管理を実施する。また、安全教育等を網羅した、「安全対策マニュアル」を策定し、学内に公開する。	【64】 「安全衛生委員会」は、関係法令及び学内諸規程に従って、厳格な安全管理を実施する。		安全対策マニュアルを見直し、改定のうえ、公表した。 安全衛生委員会の議事概要を学内ホームページへ掲載し、周知した。 安全衛生上の観点から、アスベスト入り機器什器類の処分及び吹き付けアスベスト等の撤去を実施した。 安全衛生委員会において、受動喫煙防止のため、喫煙場所の見直しを行った。	
(学生等の安全確保等に関する具体的方策) 【65】 平成16年度から、既に実施している構内交通規則のより一層の徹底を図る	【65】 構内の巡回及び指導の一層の徹底を図るとともに、必要に応じて近隣を巡回することを継続する。		埼玉大学施設パトロール実施要項を作成し、交通安全の観点を含めた建物等の点検を行うとともに、修繕計画を策定した(平成18年4月～5月)。 埼玉県警察本部・浦和西警察署及びさいたま市との折衝の結果、平成18年9月に、正門前交差点における横断歩道及び歩行者用信号の設置が実現した。 守衛所の受付窓口を従来の南側の他に西側にも設けることによって、交通安全の監視体制を強化した。 車庫前広場の大型バス駐車場への整備を図った。 国際交流センター北側に外灯を設置し、歩行者の安全を図った。	
【66】 盗難・事故等の防止のため、平成16年度から、電磁自動ロックシステム、入退室システム等の導入などセキュリティ対策を検討し、平成17年度から順次実施する。	【66-1】 地震等災害時における事故防止対策を計画的に実施する。		「避難マニュアル作成の指標」を作成した。また、震度4以上の地震時における学内の被害状況を把握するための連絡体制を整備した。 地震時におけるエレベーターの安全を図るため、エレベーター内からの緊急通報システムを設置した。 全学一斉避難訓練実施に向けたリーダー・サブリーダー講習会を実施し、各部局のリーダー・サブリーダーの地震災害に対する知識・災害時の	

		<p>対応についての理解を深めた。 全学一斉避難訓練を実施（平成18年11月）し、「埼玉大学震災対応ガイド」を配布するとともに、避難訓練に関するアンケートを実施した。</p>	
	<p>【66-2】 平成16年度に把握したセキュリティ対策の実態に基づき、各学部等において最適なセキュリティシステムの導入を引き続き検討する。</p>	<p>盗難等の事件発生に対応した構内巡視の強化を図った（夜間2時間毎を1時間半毎の巡視に改めた）。 科学分析支援センターに入退室管理システムを整備した。</p>	
<p>【67】 平成16年度に、人権やセクシャルハラスメント等に関する教育プログラムを作成し、毎年、教職員に受講させる。</p>	<p>【67】 平成16年度に策定した人権やセクシャル・ハラスメント等に関する教育プログラムを基に、研修等を教職員に受講させる。</p>	<p>埼玉県人権推進課講師及び本学相談員による「人権及びセクシャル・ハラスメント防止に関する講演会」を開催し、人権侵害やセクシャル・ハラスメント防止のため、本学構成員が認識すべき事項について周知を図った。（平成18年12月開催、受講者約100名）</p>	
		<p>-----</p> <p>ウェイト総計</p>	

〔ウェイト付けの理由〕  
ウェイト付けなし。

-----

## (4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

施設マネジメント等が適切に行われているか。

## 1. キャンパスマスタープランの策定とそれに基づく施設整備計画

平成 17 年 11 月に発足させたキャンパスマスタープラン・WG がキャンパスの土地と施設の長期的な展望と有効的な利用について検討を行った結果、平成 18 年 6 月に「キャンパスマスタープラン」の素案を策定した。このプランに基づいて申請した教育学部 A 棟と B 棟の改修工事が平成 18 年度補正予算において認められ、平成 19 年度に工事が開始される。この「キャンパスマスタープラン」の実施体制に関する具体策について議論し、さらにプランを充実させるために継続して審議を行い、「キャンパスマスタープラン 2007」を作成し、平成 19 年 3 月 22 日の全学運営会議および教育研究評議会で承認され（共通資料 7 - 2）、役員会でも承認された。

また、効果的な施設マネジメントを確実に進めていくために、平成 19 年度に設置が予定されている「学長室」の下に、全学的な実施体制の中心として、専門的な知見を有する教員と関係職員を構成員とするキャンパス整備管理室を設置することにした（共通資料 7 - 1）。また、平成 17 年度の総合教育棟の改修において、5 階フロア全体を新たに流動的・弾力的利用のできる全学研究スペースとして確保した（共通資料 7 - 4）。

## 2. 学内施設への民間資金の活用

戦略企画室の「運動施設改修・開放 WG」が検討した結果、運動施設の改修と維持管理を外部資金により実施することにし、「埼玉大学運動施設維持管理開放事業の諸条件」を一般に示し、公募により、業務委託業者 1 グループを選定した。このグループは 4 社で LLP（有限責任事業組合）を設立し、本学の運動施設の改修と維持管理を行うことになった。（共通資料 7 - 3）。

これとは別に、平成 18 年 4 月には大学会館 1 階にコンビニエンス・ストア（LAWSON）が開店し、学生及び教職員の福利厚生に寄与している。この店の内装改修経費等は出店者が負担した。さらに、第 2 学生食堂の 2 階部分のアスベスト撤去工事に合わせて、2 階の生協購買部のリニューアルを実施した。その際に空調設備、照明設備工事については、生協からの寄付により実施した。

## 3. バリアフリー化の促進

キャンパスを利用する多様な人々が不自由なく行動できるようにバリアフリー化を推進し、平成 18 年度は第 2 学生食堂玄関に自動ドアを設置し、身障者用のトイレも整備した。また、総合研究機構棟入口にスロープと自動ドア、工学部の電気電子システム工学科棟及び機械工学科棟に自動ドア、保健センター玄関に自動ドアをそれぞれ設置し、保健センター内には身障者用のトイレも整備した。これにより、キャンパス内のほとんどの建物の入口に身障者用にスロープと自動ドアあるいはスライド式のドアが整備され、キャンパス内の建物・施設への身障者のアクセスが向上した。また、大学会館前の点字ブロックも整備して、身障者のアクセスを容易にした。

## 4. 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

平成 18 年 9 月に平成 17 年度の環境報告書を公表した（添付資料 7）。この報告書において環境に関する埼玉大学の方針として 7 つの重点事項を実践していくことを明記した（共通資料 7 - 6）。また、環境改善に関する行動計画を策定し、学内ホームページで公表して周知を図った。環境改善に関する行動計画の実施状況を把握するため、チェックリストを作成し、部局別に毎月確認を行っている（共通資料 7 - 6）。

危機管理への対応が適切にとられているか

## 1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定等を含む全学的・総合的な危機管理の態勢の整備状況

大学は様々なリスクを抱えながら教育研究を行っているが、国立大学法人化に伴い、とくに財政面でのリスクに対応するため、平成 16 年 4 月から大学として損害保険にも加入している。大学において発生が予想されるリスクには、地震、豪

雨、風水害などの自然災害と管理体制の不備や意図的な不正行為といった人為的なリスクがある。これらのリスクの発生に対して日頃からリスク・マネジメントを徹底させることが必要である。

埼玉大学におけるすべての業務が安全かつ円滑に行われるよう、すべての教職員が守るべき行動規範を示した「埼玉大学安全対策衛生管理指針」の改訂版を公表した（共通資料 8 - 1）。また、教職員と学生の健康を守るために、学内における喫煙は指定する場所に限定することにし、建物外喫煙所 10 ヲ所と建物内喫煙所 4 ヲ所を定めた（添付資料 16）。これにより、教職員と学生の受動喫煙を防ぐことが出来るようになった。

平成 17 年度に設置された埼玉大学災害危機対策室は、平成 18 年 11 月に「避難マニュアル作成の指標」を作成し、震度 4 以上の地震時における学内の被害状況を把握するための連絡体制を整備した。さらに、地震時におけるエレベーターの安全を図るため、エレベーター内からの緊急通報システムを設置した。

また、災害危機対策室は、平成 18 年 11 月に全学一斉避難訓練を実施し、「埼玉大学震災対応ガイド」（添付資料 17）を配布するとともに避難訓練に関するアンケートを実施した。

交通安全を含めて学生等の安全確保を図るため、埼玉大学施設パトロール実施要項を作成し（共通資料 7 - 5）、学生等の移動と交通安全を見守りながら施設の点検及び修繕計画を策定した（平成 18 年 4 ~ 5 月）。なお、学内の盗難等の対策として夜間 2 時間ごとの巡視から 1.5 時間ごとの巡視に変更し、構内巡視の強化を図っている。

大学構成員の一人一人がキャンパスを大切にしている意識の向上を図るため、平成 18 年 6 月から、財務部管財係の職員が毎週月曜日にキャンパスを巡回する環境美化パトロールを行っている。その結果をもとに中央広場庭園灯の整備、樹木の剪定、漏水補修などを行い、キャンパスの環境改善を図った。また、教職員と学生が連携して、平成 18 年 10 月 31 日にはきれいなキャンパスの維持のため、全学一斉清掃を実施した。

## 2. 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

本学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定）を踏まえて、「公的研究費不正使用防止基本方策」を定め、責任体制の明確化、研究費の管理・運営体制の整備を推進している（共通資料 8 - 2）。これにより、一定金額までの物品購入については、発注を教員が直接行うこととし、検収を原則的に職員が行うことにした。物品購入に係る納品検査は、「検収センター」の検収担当者とし、検収体制を充実させることにした。

## 3. 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか

その他の業務に関する該当事項なし。

教育研究等の質の向上の状況  
 (1) 教育に関する目標  
 教育の成果に関する目標

中 期 目 標	<p><b>【学士課程】</b>                  大学全体としては、各学部での充実した専門教育を前提とした上で、次の三点を基本的な教育目標とする。                  大学の専門教育を効果的に修得するために、自ら学ぶ楽しさを自覚させ、併せて基本的な知識・スキルを身につけさせる。                  それぞれの専門分野における基礎的な知識・能力を身につけさせる。                  専門分野以外の他の学問体系についての広い関心を持たせ、21世紀社会が求める教養を身につけさせる。</p> <p><b>【大学院課程】</b>                  (前期(修士)課程)                  大学全体としては、次の三点を基本的な目標とする。                  それぞれの専門分野における高度な専門知識・能力を身につけさせる。                  それぞれの専門分野における研究の基礎的能力を養うとともに、研究成果の発信能力を身につけさせる。                  専門分野以外の他の学問についての知識を深め、学際的視野を身につけさせる。</p> <p><b>【大学院課程】</b>                  (後期(博士)課程)                  大学全体としては、次の三点を基本的な目標とする。                  常に最先端の専門知識をフォローできる能力を身につけさせる。                  それぞれの専門分野における高度な研究能力を培い、独創性のある研究成果を挙げる能力を身につけさせる。                  研究成果を広く応用できる幅広い視野を身につけさせる。</p>
------------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
<p><b>【学士課程】</b>                  (教養教育を含めた全学教育の成果に関する具体的目標の設定)  <b>【68】</b>                  従前の共通教育のあり方を抜本的に見直し、全学的な教育を一層充実させるための組織的な整備を図る。具体的には、平成16年度に、学内組織として新たに「全学教育・学生支援機構」を設置し、その下に「全学教育企画室」、「英語教育開発センター」、「情報教育センター」、「基礎教育センター」及び「留学生センター」を設ける。                  これらの組織において、各学部等との連携を強化しつつ、全学の教育プログラム等を実施する。</p>	<p><b>【68】</b>                  「英語教育開発センター」、「情報教育センター」、「基礎教育センター」及び「留学生センター」それぞれについて点検し、必要に応じて改善を図る。</p>	<p>英語教育開発センターでは、平成17年度から開始した新しい英語スキル教育プログラムの実施・点検を行い、既存のCALL(コンピュータ支援言語学習)1、2の改善を行うとともに、当初計画になかった新たな展開として、専門教育への連続性を考慮したCALL3や習熟度の低い学生向けのBasic Englishの新設を、各学部と連携して検討し、平成19年度より実施するとして等、種々の改善を行った。                  情報教育センターでは、情報メディア基盤センターと連携して、情報教育プログラムをソフト、ハードの両面から点検した。                  基礎教育センターでは、補習・オフィスアワーを継続して実施するとともに、全学教育企画室に設置したリメディアル教育WGと連携して、補習教育プログラムの点検を行い、改善策を提言した。                  留学生センターについては、研究交流部門と学生交流部門の国際関係組織を一元化し、国際交流センターへと改組した。同センターにおいて、全学的な教育を一層充実させるためにセンター科目の見直しを行い、日本語の教育プロ</p>

<p>【69】 専門性に根ざした新しい教養教育を進めるために、「全学教育企画室」においては、専門横断的な全学テーマ教育プログラムの編成を企画し、学内公募による時限プログラムとして実施する。また、学部間のカリキュラムの調整を行い、それぞれの専門科目の一部を全学開放科目として認定し、広く学生の受講を可能にさせて、多様で幅広い関心を喚起させる教育を行う。さらに教育効果を高めるため、FDの推進を図る。</p>	<p>【69-1】 教養教育の「全学開放方式」の実施状況を各種データを基に分析し、改善を図る。</p> <p>【69-2】 副専攻プログラムの新設を検討する。</p> <p>【69-3】 引き続きテーマ教育プログラムの新設を検討する。</p> <p>【69-4】 FD委員会連絡会議を開催し、各学部間の情報交換、意見交換を実施のうえ、FDの取り組み・成果に関する全学的な推進を図る。</p> <p>【69-5、112-3】 全学教員に対するFD研修会を実施する。</p>	<p>グラムの改善を図った。</p> <p>全学開放型教養教育科目について、成績分布状況を把握するとともに、専門教育科目との単位修得率・授業評価の相関の分析を実施し、教養教育プログラムを点検した。(添付資料18)また、教養教育に関する満足度調査を18年度末に実施し、この結果について分析をもとに改善検討を行うこととしている。</p> <p>副専攻プログラムについて、開設学部の開講状況に応じた既存プログラムの見直しと新設可能性の検討を行い、最終的に2プログラムの削減を決定した。</p> <p>全学教育企画室において新テーマ教育プログラムの新設を検討し、「環境教育(仮称)」を平成19年度より開設することを決定した。</p> <p>FD委員会連絡会議を定期的(各学期直前の9月と3月)に開催し、各学部間の情報交換、意見交換を実施した。また、授業評価結果に対する各教員のフィードバックの取組について調査を行って分類整理しており、これに基づく分析結果をフィードバックすることとしている。</p> <p>全学教育・学生支援機構が事務局人事課と連携して新任教員研修を行うとともに、教養学部、理学部、工学部により企画・実施されたFD講演会・シンポジウムを全学教育・学生支援機構が後援し、全学からの教職員の参加を得て実施する等、FDに関する全学的な推進を図った。</p>	
<p>【70】 各種の基本的な知識・スキルを身につけさせるための教育プログラムは、「英語教育開発センター」、「情報教育センター」、及び「基礎教育センター」において設計し、全学的に教育を行う。</p>	<p>【70-1】 英語教育開発センターにおいて、CALL教育を含めた実践的な英語教育プログラムを実施・点検し、必要に応じて改善を図る。</p> <p>【70-2】 「情報教育センター」と「情報メディア基盤センター」が連携して、現行の情報教育について検討し、必要に応じて改善を図る。</p> <p>【70-3】 「文系のための数学」、「物理のための数学」(2クラス)、「物理」の補習授業を継続して開設するとともに、点検し、必要に応じて改善、充実を図る。</p> <p>【70-4】 引き続き特任教授と兼任教員等による学習相談室を開設し、学生の利用率を高める方策を検討する。</p>	<p>英語教育開発センターでは、平成17年度より開始した新しい英語スキル教育プログラムの実施・点検を行い、平成19年度よりCALL3やBasic Englishの新設を実施するとした等、種々の改善を行った。</p> <p>情報教育センターのPC室(情報教育室、PC64台)を、情報メディア基盤センターのPC室(教育実習室、PC170台)と同一ネットワークのもとで一括管理する方式に改めるとともに、情報倫理を含めた座学(講義)+実習の形態での情報リテラシー教育を実施した。 平成19年3月の情報処理システム更新において、情報教育室、教育実習室、教養・教育・経済各学部のPC実習室等にネットブック方式の全学情報教育システムを導入した。</p> <p>基礎教育センターにおいて、「文系のための数学」(参加者19名)、「物理のための数学」(2クラス)(参加者39名)、「物理」(参加者41名)の補習授業を実施した。点検のために行ったアンケートの結果によれば、補習授業の出席者は概ね、補習授業に参加して大変有益であったという意見を述べている。</p> <p>特任教授と兼任教員等による学習相談室を継続して開設するとともに、学生の利用率を高めるため、ホームページやポスターによる広報活動を行った。</p>	
<p>(専門教育の成果に関する具体的目標の設定) 【80】</p>	<p>【80-1】</p>		



<p>教養学部、経済学部、理学部は、幅広い教養を身につけ、人文科学、社会科学、自然科学の基礎を修得した人材の育成を目指す。教育学部・工学部は、専門職業人の育成を基本目標とすることに鑑み、専門的能力の付与に力点を置き、それぞれ、主として、次代の初等中等教育を担う優れた教員、次代の産業社会を担う優れた技術者の養成を目指す。また、各学部とも、専門教育において修得した基礎的な知識・能力を活かして、大学院に進学し、高度専門職業人、研究者への道を歩むための高度な能力を身につけさせることを目指す。</p>	<p>教養学部では、平成17年度に開設した「特別専門講義」を引き続き実施する。</p> <p>【80-2】 教育学部では、学部改組に伴う新カリキュラムを実施するとともに、県下の学校における教育改革の実情を勘案しながら、協力校との連携を深めるために、教育実習指導のあり方を見直す。</p> <p>【80-3】 経済学部では、学部教育の標準化のために基礎科目の導入について検討する。 経済学部では、平成17年度に引き続き、産業界等からの招へい講師による特殊講義を設定するとともに、通常の講義にゲストスピーカーを招いて体験に基づく講義を行う。</p> <p>【80-4】 理学部では、引き続き、学生の論理的思考能力及び抽象的思考能力の開発と、及びそれらに基づいた表現力と討論の訓練のために、実験・演習・セミナー等における発表、卒業研究発表を充実し、さらに学科及び研究室公開への学生の積極的参加を促す。</p> <p>【80-5】 工学部では、JABEE基準などに基づいた教育プログラムの実施・点検・評価・改善を継続して行う。</p>	<p>教養学部は、平成18年度に12の特別専門授業開講した。この特別専門授業は、大学院修士課程の専門基礎講義を学部開放したものであり、中期計画にある「高度専門職業人・研究者への道を歩むための高度な能力を身につけさせる」ことの実現化である。</p> <p>教育学部では、平成18年度入学生より適用する学部改組に対応する新カリキュラムを実施した（添付資料19）。 教育学部では、平成19年度に向けた教育実習指導引率・研究授業指導に関する基本方針の見直しを行った（添付資料20）。また、教育実習指導の充実を図り、協力校との関係を友好に維持するために、学部教員の教育実習指導の実態調査を行い、それに基づいて、負担の公平化と実習指導充実の方策を決定した。さらに、協力校における教育実習上の問題について意見交換を行うため、市内中学校の教育実習担当者と学部の教育実習関係者による学習交流会を開催（18年8月）した。</p> <p>経済学部では、平成20年度から「基本科目」制度を導入することを決定した。「基本科目」は、経済学、経営学、法学の3科目によって構成され、学部学生全員に対する必修科目として設定される。18年度は、その導入に向けた準備段階として、各学科ごとに作業部会を作り、授業の内容や担当の仕方などについて検討を進めている。 経済学部では、金融庁金融審議委員会委員、国際協力銀行等の公的機関、産業界などから講師を依頼した。 経済学部では、平成19年度から「寄附講義」を設置し、初年度は連合（日本労働組合総連合会）との提携による寄附講義「若者・働き方・労働組合」を開講することを決定した。</p> <p>理学部では、各学科とも、実験・演習等で思考能力の開発と論理的表現の訓練に意を注ぎ、その集大成としての卒業研究発表会の充実に努めた。また、高大連携事業の一環として、学生に高等学校生徒の実験研究の指導補助を行わせ、論理的説明能力の実地訓練に当たらせた。さらに、オープンキャンパス及び理工学フェアにおいて積極的に研究の説明を行わせ、教育の成果を高めた。</p> <p>工学部では、JABEE認定された機械工学科等5学科の教育プログラムについて、JABEE基準に基づいた教育プログラムの実施・点検・評価を継続して行った。 情報システム工学科では、情報処理に関する外部資格を基準として、教育プログラムの実施・点検・評価を継続して行った。 外部機関であるJABEEにおける技術者教育認定基準などに基づき、学習・教育目標を設定し、公開するとともに、基準に示す教育の量（取得すべき単位数・学習時間等）、教育手段（基礎から応用へなどのカリキュラム設計・授業内容のシラバスによる開示等）などを維持すべく教育プログラムを実施した。</p>
<p>【81】 各学部は、以下のような具体的な目標を設定し、公開する。 ・創造性に富む人材を育成する。 ・課題を探求し、発見する能力を有する人材を育成する。 ・課題に柔軟に対応し、解決できる能力を有する人材を育成する。 ・国際的視野を有する人材を育成する。</p>	<p>【81】 各学部において、設定・公開した目標について必要に応じて見直す。</p>	<p>教育目標の再点検に基づき、教養学部では、学部の教育目標、教育課程の内容、卒業生の進路の間関係を整理検討し、検討結果を学長に提出した。また、教育学部では、教育目標を再点検し、教育学部と教育学研究科の教育目標を策定した。</p>

<p>・実践的な企画・立案能力を有する人材を育成する。</p>			
<p>(卒業後の進路等に関する具体的目標の設定) 【82】 平成16年度から、「進路指導委員会」を各学部設置し、社会のニーズ調査、卒業生の活動状況調査等を行い、学部ごとの卒業生がその能力を發揮しうる進路に関する情報を学生に提供する。「進路指導委員会」は、入学時から卒業時まできめ細かな進路指導に責任を持ち、指導体制のあり方、及び具体的な進路指導方法について検討する。また、同委員会は、学内に新たに組織する「全学教育・学生支援機構」の下に「学生支援センター」を設置される「就職支援部門」と連携し、学生の就職等に関して必要な指導と支援を行う。さらに、同委員会は、学生の進路動向を十分に把握するとともに、学部・研究科に新たに設置する「アドミッション委員会」及び「カリキュラム委員会」と密接に連携し、アドミッションのあり方、専門教育のあり方について、必要な提言を行う。</p>	<p>【82、120-3】 各学部の「進路指導委員会」は、それぞれの学部の状況に即して必要な調査等を行う。進路に関する情報を学生に提供するとともに、指導体制のあり方、及び具体的な進路指導方法について検討する。また、「全学教育・学生支援機構学生支援センター」に設置される「就職支援部門」と連携し、学生の就職等に関して必要な指導と支援を行う。さらに、同委員会は、学生の進路動向を十分に把握するとともに、学部・研究科に新たに設置する「アドミッション委員会」及び「カリキュラム委員会」と密接に連携し、アドミッションのあり方、専門教育のあり方について、必要な提言を行う。</p>	<p>全学教育・学生支援機構のアドミッションセンターでは、各学部の進路指導委員会から個別の学生の就職・進路情報の提出を受け、それを取りまとめたうえ、平成14年度一般選抜入学者の成績情報に就職・進路情報を付加して、各学部のアドミッション委員会に提供した。 全学教育・学生支援機構の学生支援センターを中心に、次のように、学生の就職支援を行った。 就職セミナー等の実施 就職支援セミナー24回、公務員関係セミナー7回、企業関係セミナー15回(計46回)実施した。特任教授(就職相談担当)によるキャリアアップのための講義を充実するとともに、新規事項として、「保護者対象就職懇談会」(大学祭の期間中に文系、理工系に分けて実施。参加者494名)、「業界研究・企業研究セミナー」(10回シリーズ)等を実施した。 また、教育学部では、「教職支援室」において、教職セミナー8回、臨時任用セミナー2回、特別セミナー7回、特別相談会(相談学生延べ320名)を実施した。これらの企画における講師として、教育委員会関係者、現職教員、同窓会関係者の協力を得た。 公務員対策講座の開設等 経済学部では、LEC東京リーガルマインドと連携し、公務員対策講座を経済学部棟内で開設(受講者69名)。加えて、国家資格などに関する相談会を実施した。 また、教育学部では、教職志望学生の教員採用試験準備と教職への意欲向上に向け、「教員採用試験ハンドブック」『先生になる!』を発行した。 企業訪問の実施 東京都内、埼玉県内の主要企業40社を訪問し、採用動向等調査を実施した。 就職相談の実施 学生支援センターに2名の特任教授と就職相談員2名を配置し、就職相談を実施した。また、新たに民間企業から受け入れた参事役が随時就職相談を実施した。相談件数は、602件と増加した(17年度341件)。 就職支援メールマガジンの発行等 新しい就職情報システムを18年10月より稼働した。学生は学内だけでなく自宅からパソコンを通して求人情報や学内の就職セミナー等の案内を閲覧可能とした。また、携帯メールによる就職情報・案内を発信するため、携帯版メールマガジン「ミニまぐ」を利用した「埼玉大学就職支援メルマガ」を発行した(登録者500名、発行数70回)。</p>	
<p>【83】 インターンシップ等、学生の進路体験が可能な体制を充実する。</p>	<p>【83、166】 「インターンシップ」を継続して実施するとともに、全学教育・学生支援機構の協力の下に、各学部を中心にして、さらに充実させる方策について検討する。</p>	<p>インターンシップについては、学生の将来の進路決定や能力開発の支援、学生の好ましい勤労体験の涵養等のため、全学教育・学生支援機構の協力の下に、各学部を中心にして、次のようにその充実を図り、平成18年度は、約400名の学生(研究科を含む)がインターンシップに参加した。 ・テーマ教育「社会と出会う10-NPOと出会う-」では、県内のNPO、ボランティアでの活動現場を体験するインターンシップを実施した。 ・複数学部及び全学教育・学生支援機構との協力により、本学と地域連携について協定している埼玉りそな銀行、大宮アルディージャでのインターンシップ等を実施した。 ・教養学部では、学生自身によるインターンシップ先開拓についても、単位認定を行った。 ・教育学部では、さいたま市教育委員会との連携を軸に、学校フィールド・スタディを新カリキュラムにおいて単位化するとともに、同事業の拡大に向け、埼玉県内の小中学校(61市町村、611校)に対する調査を行い、埼玉県全域における事業拡大の体制づくりを検討した。(添付資料21)また、さいたま市教</p>	

		<p>育委員会と学生のインターンシップ事業（アシスタントティーチャー）プログラムについて協議し、これを実施した（添付資料22）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済学部では、民間企業、官公庁等でのインターンシップを実施するとともに、埼玉県経営者協会（日本経団連埼玉）等の協力を得て、インターンシップ参加者の多様な希望に対応できるようにした。</li> <li>・工学部では、既に単位化したインターンシップ講義の充実を図るため、引き受け企業の調査や受け入れ側との実施期間の調整などを行った。</li> </ul>	
<p>（教育の成果・効果の検証に関する具体的方策）</p> <p>【84】</p> <p>平成16年度に、学内組織として「教育・研究等評価センター」を設置する。このセンターは、学内におけるさまざまな分野において公正かつ適正な評価を行うための第三者的評価組織と位置づけ、学外者も登用する。</p>	<p>【84】</p> <p>組織としての研究・教育の成果の評価に学外者の意見を反映させる方策を検討する。</p>	<p>組織としての研究・教育の成果の評価方法と評価を検討する過程において、評価担当理事（学外者・非常勤）にも議論に加わってもらい、さらに研究・教育の評価に学外者の意見を反映させるために、学外者を評価センターに登用することにした。</p>	
<p>【85】</p> <p>このセンターの下に「教育評価部門」、「研究評価部門」、及び「業務運営評価部門」の3部門を設置し、教育の成果・効果の検証に当たっては、「教育評価部門」が責任を持ち、教育内容、運営体制、実施体制等についての成果・効果を検証し、適切な評価を行うとともに、改善の提言を行う。</p>	<p>【85】</p> <p>教育・研究等評価センターは、各学部及び全学教育・学生支援機構に対して、教育内容、実施体制、運営体制等に関する中期計画の進捗状況の報告を求め、進捗状況の評価を行う。</p>	<p>平成17年度の各部局等の中期計画における当該項目の実施状況報告と部局自己評価結果を教育・研究等評価センターにおいて点検評価し、その結果を学長に報告するとともに、各部局等に提示した。また、18年度の当該項目の実施状況報告と自己評価を各部局等に対し依頼した。18年度の当該項目の進捗状況の評価は、各部局より提出される報告書に基づいて教育・研究等評価センターにおいて行い、公表する予定である。</p>	
<p>【86】</p> <p>平成16年度から、「全学教育・学生支援機構」に置かれる「全学教育企画室」が中心となって、すべての授業について学生による授業評価を実施し、教育の成果・効果の基本資料を作成する。加えて、TOEIC、TOEFLなど標準的な試験を利用したり、大学基準協会、JABEE等の外部機関による基準認定を利用した教育の成果・検証方法の導入について検討する。</p>	<p>【86-1】</p> <p>全学教育・学生支援機構では全学的に、学生による授業評価を継続して実施するとともに、全学教育企画室において、平成17年度の評価を基礎資料として授業評価の具体的な活用法を検討する。</p> <p>【86-2】</p> <p>CALL教育を含めた実践的な英語教育プログラムにおいて、TOEICを利用し、英語教育の達成度合を測り、教材改訂を行う。</p> <p>【86-3】</p> <p>「英語なんでも相談室」を引き続き開設し、学生が抱えている学習上の問題点の発掘に努める。</p> <p>【86-4】</p> <p>大学評価・学位授与機構による教育の成果検証方法に基づき、全学教育の点検を行う。</p> <p>【86-5】</p> <p>工学部では、JABEE認定基準に基づいた教育を引き続き実施し、教育の成果・検証</p>	<p>全学教育・学生支援機構では、学生による授業評価を継続して全学的に実施するとともに、全学教育企画室において、平成17年度評価結果の分析を行い、その結果を授業担当教員にフィードバックした。さらに授業評価結果に対する各学部のフィードバックの取組について調査を行って分類整理した。これに基づく分析結果についてもフィードバックすることとしている。</p> <p>英語教育開発センターでは、学部1・2年次生を対象に学年末の2月にTOEIC（IP）試験を実施し、その得点分布の推移から実践的な英語スキル教育プログラムの成果・効果の検証、CALL教材の改訂を行った。</p> <p>「英語なんでも相談室」を開設し、学生が抱えている学習上の問題点の発掘に努めるとともに、英語学習の動機付けを高めるための工夫を行った。</p> <p>全学教育・学生支援機構では、大学評価・学位授与機構による教育の成果検証方法に基づき、平成17年度より実施している全学教育の点検を行うとともに、本学の教育成果に関する卒業（修了）生の就職先への調査WG、在学生への教養教育満足度調査WG等を設置して、調査方法等について検討を行った。</p> <p>工学部では、JABEE認定基準等に基づいた教育プログラムを引き続き実施するとともに、自己点検評価、改善のPDCAサイクルを恒常的に維持している。</p>	

	<p>方法について点検・検討する。</p>	<p>具体的には、卒業研究と合わせた輪講の拡充（機械工学科）、指定選択科目の拡充（応用化学科）等を実施した。</p>
<p>【大学院課程】 （前期（修士）課程） 【87】 前期（修士）課程にあっては、各研究科とも高度専門職業人の育成に主たる目標を置いて教育・研究指導を行うとともに、専門分野の特性に応じて後期（博士）課程に進みうるに足る研究能力の育成に努める。</p>	<p>【87-1】 茨城大学、宇都宮大学、群馬大学及び埼玉大学は、大学院における教育研究の円滑な推進と、より一層の充実を図るために、「大学院の教育研究に関する連携について」の協定書、覚え書き及び実施細則を結び、実施の具体化を図る。なお、これへの参加は各大学の研究科が定める。</p>	<p>茨城大学、宇都宮大学及び群馬大学と「大学院の教育研究に関する連携について」の協定書、覚え書き及び実施細則を結び、4大学大学院連携協議会のもとに部会を設け、IT関係の教育研究の連携等について協議を行った。また、4大学の機器分析センターの相互利用について申し合わせを行った。（添付資料23）</p>
	<p>【87-2、88-1】 文化科学研究科修士課程では、各専攻の教育目標を具体化するために「教育プログラム」を実施する。</p>	<p>文化科学研究科では、社会の要請に応えうる専門的職業人の育成に寄与するための教育プログラムとして、日本・アジア古典資料情報教育プログラム、アジア文化交流研究プログラム、日本語教育プログラム、地域協力教育プログラム、文化財保全教育プログラム、文化資源教育プログラムを実施し、各専攻の教育目標の具体化を図った。</p>
	<p>【87-3、88-3】 経済科学研究科では、平成19年4月に東京ステーションカレッジが新しいビルに移転するのにあわせて、東京ステーションカレッジ・埼玉本校それぞれにおける博士前期課程の教育の特徴付けと現行コースや開講科目などカリキュラムの見直しを行う。</p>	<p>経済科学研究科では、平成19年4月に東京ステーションカレッジが新しいビルに拡張移転するのにあわせて、博士前期課程の履修プログラム（科目群）を「金融・経営システム研究」及び「地域公共システム研究」の2つとし、ビジネス及びその環境に関わる研究教育を行うこととした。新設するは、埼玉本校に置き、地元埼玉の地方行政職員、NPO関係者、住民等を主たる対象に、地域の行政・社会・文化その他の公共領域に関わる研究教育を行い、その成果を地域に還元することを目標とする。なお、基礎的科目については、双方向遠隔授業により、両プログラムで共通に履修できる体制を用意した。またこのほか「両プログラム共通」科目群を埼玉本校に置き、学部上級生（3・4年次）にも履修可能として、学部教育の充実にも資することとした。さらに、これらを通じて客員・非常勤教員担当科目の新設と入れ替えを実施し、教育内容の充実を期した。</p>
	<p>【87-4、88-2】 教育学研究科では、「大学院改革検討WG」において教職大学院たちあげを含む大学院充実について検討を重ねる。</p>	<p>「大学院改革検討WG」において、教育学研究科の短期的改革について検討を行い、平成21年度からの大学院改革提言を中心とする「中間報告」を取りまとめた。同報告の取りまとめに合わせて埼玉県教育委員会と協議を重ね、現職教員の大学院研修として、1年修了コース、3年修了コースなどを設置することについて、実施に向けた具体策を検討していくこととした。また、教育学研究科に埼玉県立学校教員が応募し易い条件の整備について県教育委員会と協議し、19年度入試よりこれを実施することとした。さらに、教育学研究科の障害児教育専攻障害児教育専修を改組し、特別支援教育専攻を新設して、これに特別支援教育コーディネーター専修と特別支援学校教育専修を設置し、それに対応するカリキュラムを整備した。この改組は、養護教諭免許の高度化（2種免許 1種免許及び専修免許の取得）を図るための大学院を設置してほしいとする県教育界からの長年の要望に対応するもので、入学者は、主として県内の現職教員を対象としている。</p>
	<p>【87-5、96】 理工学研究科では、理学系と工学系における近接分野を融合した新たな専攻編成に改組し、専攻内に設ける複数のコースごとに、専攻内のコース相互の連携を図りつつ教育を実施・点検する。また、改組により</p>	<p>平成18年度に実施した理工学研究科の改組に際し、博士前期課程を構成する専攻のうち3専攻を理系と工系の近接分野を融合の専攻とした。また他の3専攻は、理系内又は工系内の近接分野を融合したものとした。それぞれの専攻には複数のコースを設けたが、専攻内のコース相互の連携を図るため、専攻共通の授業を多数設定した。また、改組により研究組織と教育組織を分離したが、</p>

	<p>分離された教育組織・教員組織について、その体制の整備を進める。さらに理化学研究所、埼玉県環境国際センター、及び新たな連携先である産業技術総合研究所など各機関との連携の強化を図り、前期課程の授業にも客員教員の協力を得る。</p>	<p>それぞれの責任者・委員会・事務支援係を、教育部長・教育企画委員会・大学院教育部係及び研究部長・研究企画委員会・研究支援係という形で、体制整備した。さらに、連携先外部研究機関（理化学研究所、埼玉県環境科学国際センター、産業技術総合研究所）からの大部分の客員教員には、博士前期課程の授業において協力を得ている。18年度には新たに産業技術総合研究所との連携を行ったが、19年度に向けて、理化学研究所とフロンティアフォトンクス領域の連携を増やし、また新たに埼玉県立がんセンター臨床腫瘍研究所との連携を行うべく理工学研究科拡充計画を取りまとめた。</p>	
<p>【88】 各研究科が、特徴に応じて設定する修了後の進路を明確にし、優秀な人材の育成に努める。</p>	<p>【88-1、87-2】 文化科学研究科修士課程では、文化財の保全と有効利用、地域の活性化、芸術文化の振興などの社会的な要請に対応できる専門的職業人の育成に資するため、専攻の特色を生かした複数の「教育プログラム」を設定する。</p> <p>【88-2、87-4】 教育学研究科では、「大学院改革検討WG」において教職大学院たちあげを含む大学院充実について検討を重ねる。（再掲）</p> <p>【88-3、87-3】 経済科学研究科では、平成19年4月に東京ステーションカレッジが新しいビルに移転するにあわせて、東京ステーションカレッジ・埼玉本校それぞれにおける博士前期課程の教育の特徴付けと現行コースや開講科目などカリキュラムの見直しを行う。（再掲）</p> <p>【88-4、96】 理工学研究科博士前期課程では、学部における専門基礎教育をベースに、理工融合及び関連分野の連携により、幅広い最先端の知見を含む高度専門教育を実施する。</p>	<p>年度計画【87-2】の「計画の進捗状況」参照</p> <p>年度計画【87-4】の「計画の進捗状況」参照</p> <p>年度計画【87-3】の「計画の進捗状況」参照</p> <p>改組後の理工学研究科博士前期課程では、化学系専攻は基礎化学コースと応用化学コースからなり、物理機能系専攻は物理学コースと機能材料工学コースからなり、数理電子情報系専攻は数学コース、電気電子システム工学コース、情報システム工学コースからなる。各コースは学部の対応する各学科と一貫したカリキュラムと専攻共通のカリキュラムからなる。このように、学部における専門基礎教育をベースに、理工融合の幅広い高度専門教育を実施している。</p>	
<p>【89】 前期（修士）課程にあっては、以下のような専門性に立脚した人材養成目標を設定・公開し、これに基づいた教育を行う。 ・多様な問題に柔軟に対応できる人材を育成する。 ・新分野を開拓できる能力を有する人材を育成する。 ・高度で公正な判断力を有する人材を育成する。 ・課題の設定と解決策を提案できる人材を育成する。 ・創造力と実践力を有する人材を育成する。 ・国際的視野に優れた人材を育成する。</p>	<p>【89-1】 各研究科において、設定・公開した目標に基づいた教育を行うとともに、必要に応じて見直す。</p> <p>【89-2】 理工学研究科では、改組後も恒常的に教育目標について点検を行い、必要に応じて改訂する。</p>	<p>大学院の設置基準の改正に伴い、学則及び研究科規程に教育研究上の目的を盛り込むこととした。 経済科学研究科では、博士前期課程の教育研究上の目的を明確化し、「博士前期課程においては、ビジネス及び地域社会においてリーダーシップを発揮しうる、研究者的能力をもった高度専門職業人を育成し、その成果を社会に還元することを教育研究上の目的とする。」こととした。この目的に沿って効果的な教育を実施するために博士前期課程の履修プログラム（科目群）の見直し等を行った。</p> <p>理工学研究科では、研究科の目的の学則等への記載に伴い、教育研究目的を再検討したが、大きな変更は必要ないと判断された。</p>	

<p>・社会経験を活かし、高度な問題解決能力を有する人材を育成する。</p>			
<p>【大学院課程】 (後期(博士)課程) 【90】 文化科学研究科、連合学校教育学研究科、経済科学研究科は、研究能力を備えた高度専門職業人の養成、あるいは留学生を対象として教育・研究従事者の養成を目指す。理工学研究科は、高度専門技術者、専門研究者の養成を目指す。</p>	<p>【90-1】 文化科学研究科博士後期課程では、改善された新カリキュラムに基づいた教育を実施するとともに、よりニーズに即したカリキュラムへ改善するため、学生へのアンケートを実施する。</p> <p>【90-2】 経済科学研究科博士後期課程では、担当教員を増員し、カリキュラムを充実する。</p> <p>【90-3】 連合学校教育学研究科では、教員、学生と共同した公開研究会を引き続き開催するとともに、院生指導の組織的条件を拡大する。</p> <p>【90-4、96】 平成18年度から、理工系教育研究の基軸を大学院に移すための改組により、教員の研究組織と学生の教育組織の分離、及び理学・工学各分野の融合連携なども含めた新たな理工学研究科を発足させる。これに伴い大学院教育の充実、留学生教育の充実を図るとともに、中学及び高校の理系教員に対するリカレント教育を実施する。</p>	<p>文化科学研究科博士後期課程では、新カリキュラム実施初年度に当たり、平成18年度に入学したすべての学生を対象に、運営委員会において、新カリキュラムに関するアンケートを実施した。19年度以降、カリキュラムや研究科設備等について改善を図る際の重要なデータとしたい。</p> <p>経済科学研究科博士後期課程では、労使関係特論、日本経済特論、社会保障財政特論など、7名の担当教員を増員した。</p> <p>連合学校教育学研究科では、院生と指導教員が参加する合同研究会及び研究討論会、さらに博士課程1年次生を対象とし、指導教員も参加する合同ゼミナールを開催した。合同ゼミナールは必修プログラムであるので参加者数にそれほど変化はないが、合同研究会及び研究討論会は、任意参加であるにもかかわらず参加者が拡大している(例えば合同研究会参加者は、平成17年度院生・教員計73名が110名に増加)のは、研究科委員会によって活動拡大の取組がなされた効果である。 大学院生(16名)に対して、研究奨励旅費(第二次)を支給することを承認した。</p> <p>理工学研究科の改組により、研究組織と教育組織を分離した。また、博士後期課程は理工学専攻に専攻を一本化し、理工融合体制を構築した。さらに、留学生枠を定員内数として、留学生教育の充実を図るとともに、英語特別コースを存続することとした。中学及び高校の理系教員に対するリカレント教育は、平成18年度に埼玉県から派遣された工業高校教員(1名)について実施し、19年度入試でも合格者(1名)を出した。</p>	
<p>【91】 後期(博士)課程にあっては、以下のような専門性に特化した人材養成目標を設定・公開し、これに基づいた教育を行う。 ・独創的な研究を遂行する人材を育成する。 ・新分野を開拓できる人材を育成する。 ・課題を設定し、それを解決できる人材を育成する。 ・創造力・実践力のある人材を育成する。 ・国際的・社会的視野が広く、バランスのとれた人材を育成する。 ・社会経験を活かし、理論に裏付けられた独創的な調査・提言能力を有する人材を育成する。</p>	<p>【91-1】 文化科学研究科及び経済科学研究科においては、設定・公開した目標に基づいた教育を行うとともに、必要に応じて見直す。</p> <p>【91-2、96】 理工学研究科博士後期課程では、改組に伴い博士前期課程との連続性に配慮しつつ、研究組織と対応した教育組織を構築して、新たに定めた教育目標及びカリキュラムに基づき、学部段階での学問の枠を超えた教育を実施する。また、連携機関からの客員</p>	<p>文化科学研究科博士後期課程では、平成18年度より新たなカリキュラムに改めた。博士後期課程は15年4月に設置されており、当初の教育目標の効果的実現を期して、3年間の経験と実績に基づき、カリキュラム改訂を行ったものである。 経済科学研究科では、これまでの経験と実績に沿って博士後期課程の教育研究上の目的を整理し直し、「博士後期課程においては、博士前期課程の目的に加え、実務と理論を融合し、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身につけた高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。」こととした。</p> <p>理工学研究科の改組において、研究部門に対応した教育コースを理工学専攻に設け、後期課程の専攻は、学部の枠を超えた教育を実施している。また、コースの1つに、連携先端研究コースを設けた。このコース内に設けた5つの教育コースは、理化学研究所や産業技術総合研究所からの客員教員の参加を求めた5つの領域からなる連携先端研究部門の各領域に対応しており、当該分野の若手研究者の養成を開始している。</p>	

教員を含めた先端的研究領域についての教育カリキュラムを新たに実施し、当該分野の若手研究者を養成する。

教育研究等の質の向上の状況  
 (1) 教育に関する目標  
 教育内容等に関する目標

中期目標	<p>(アドミッション・ポリシーに関する基本方針)                  学部・研究科と連携しつつ、全学的なアドミッション・ポリシーを確立し、その推進を図る。                  大学全体の基本理念、各学部・研究科の理念・目標を広く社会に周知し、それを十分に理解した志願者を募る。                  多様なライフステージ、社会背景の社会人学生を積極的に広く受け入れる。                  国際教育を実践するために、外国人留学生を積極的に広く受け入れる。                  大学の理念・目標に合致するような選抜方法を工夫し、意欲があり優秀な学生を入学させる。                  多様な受験機会を提供し、多様な基準による選抜の工夫を図るとともに、社会の要請に応じて、入学定員のあり方、選抜のあり方などを不断に検討し、見直し・改善を図る。</p> <p>(教育課程)                  学士課程と大学院課程の役割を明確にし、さらに博士前期(修士)課程と博士後期(博士)課程の役割をはっきりさせ、それぞれの目的に応じた課程編成を行うとともに、必要に応じて、一貫性のある課程編成も工夫する。                  学士課程は、すべて専門課程とし、全学的視点に立って編成する教養教育を専門課程と密接に関連させた形で実施する。                  学士課程においては、専門性に根ざした基礎的教育を主眼として、各学部が責任を持って課程編成を行う。                  転学部・編入学や早期入学・修了を認めることにより、教育課程に柔軟性を与える。                  各学部・研究科が、理念や目標に沿った体系性のあるカリキュラムの編成を行う。</p> <p>(教育方法に関する基本方針)                  それぞれの専門分野における研究の進展を踏まえ、展開可能性を持った質の高い教育を行う。                  学生の立場に立った教育という観点から、シラバスの充実を図り、学生による授業評価を実施して、教育方法の改善に資する。</p> <p>(成績評価に関する基本方針)                  教育の質を客観的に保証する観点から、基準を定めた厳格な成績評価を行う。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
<p>(アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策)                  【92】                  入学者選抜の基本方針の策定や試験実施等の体制を強化するため、平成16年度に「全学教育・学生支援機構」の下に新たに「アド</p>	<p>【92-1】                  アドミッションセンターにおいて、入試方法の改善方策について引き続き検討を行う。</p>	<p>アドミッションセンターにおいて、各学部と連携して、入試方法の改善方策について検討し、平成20年度入試について、センター入試枠を新設する(経済学部)等を実施することとした。国立大学協会での22年度入試以降の入試制度の改善の方向を踏まえつつ、今後さらに検討を行うこととしている。</p>



<p>ミッションセンター」を設置し、アドミッションのあり方を見直す。その結果を踏まえて、できる限り早期に、学部・研究科それぞれの目標に沿った新たな入試方法を取り入れる。そのため、各学部・研究科ごとに、「アドミッション委員会」を設置して、入学時の成績と就学後の成績との相関関係等を調査研究する。同時に、「進路指導委員会」とも連携し、就職状況等との関係についても調査分析を行い、入試方法の改善に活用する。さらに、AO入試など新たな入試方法の導入についても検討する。また、学部の性格に応じて、社会人・留学生の特別推薦枠、多様な優先枠などの拡大について検討するほか、2年次編入、3年次編入の積極的な受入れを検討する。加えて、各学部・研究科においては、志願者向けのホームページ（「アドミッション・ページ」）を作成し、インターネットによって各学部・研究科の教育理念・目標及び具体的なアドミッション情報を公開する。</p>	<p>【92-2】 アドミッションセンターにおいて、入試問題の作題体制について検討し、必要に応じて改善する。</p> <p>【92-3】 アドミッションセンターは、各学部のアドミッション委員会と連携して、入学形態別の就学後の成績及び就職状況について調査研究を行い、各入試形態の募集定員についてさらに検討する。その際、アドミッション委員会は進路指導委員会の協力を得る。</p>	<p>文化科学研究科修士課程では、多様な観点で選抜を行うために、平成19年度から秋期・冬期の二回、異なる方式で入試を行うことを決定した。また、経済科学研究科博士前期課程では国際教育を実践し、外国人留学生を柔軟に受け入れるため、一般選抜と外国人留学生選抜を統合するなどの入試方法の改善を行った。</p> <p>アドミッションセンターでは、個別試験「英語」について、学部固有の出題形式から学部共通の出題形式に変更し、作題における一層の効率化と合理化を図った。</p> <p>アドミッションセンターでは、学生支援センター（進路指導委員会）の協力を得て、入学試験形態別に入学試験成績、修学後成績及び就職状況に関する基礎データベースを作成するとともに、各学部提供した。これを基に各学部において調査研究を行い、各入試形態の募集定員等について検討を加えた。</p>	
<p>【93】 大学説明会・入試説明会の内容の改善を図るとともに、各学部において、高等学校の生徒向け公開講座、公開授業、出張講義、高等学校教員との連携など、入学志願者が埼玉大学をよく理解し、受験したいとの思いを強くするような効果的な事業を工夫して実施する。</p>	<p>【93】 大学説明会・入試説明会の内容及び入試広報の改善に継続して取り組む。</p>	<p>ハイスクール・キャラバン(HC)プロジェクトを新たに立ち上げ、教育担当理事及び副学部長を中心として高校との連携強化を検討するとともに、県教育委員会や高校に対する広報活動を行った。</p> <p>受験情報提供を行う各種団体に埼玉大学の情報を提供した。</p> <p>高等学校教員向け大学説明会として「埼玉大学説明会 for Teachers 2006」を開催した。また、参加教員に対してアンケートを行い、平成19年度実施への改善策を検討した。</p> <p>受験生・父兄対象の大学説明会を1日1学部単位で実施するとともに、高校生向け出張模擬講義(2回)・学内模擬講義(2回)を行い(経済学部)改組した教育学部の説明に合わせて教員養成課程への受験勧誘を行うため、県内高校(9校)に加え県外高校(24校)の訪問を行い(教育学部)「理工学フェア」を開催し、中学・高校生や父母向けに教育研究活動の紹介を行い(理学部、工学部)各学部において入学志願者の増加に向けた取組を行った。</p>	
<p>(教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策) 【94】 学士課程において各学部は、責任を持って、専門性に根ざした基礎的教育を実施するための課程編成を行うとともに、学部間の連携を強化し、総合大学の特性を活かして、他学部の学生にも専門課程の講義の一部を開放することにより、総合的な視野の形成と新しい教養教育の実践を可能にする。また、各学部・研究科において「カ</p>	<p>【94】 各学部は、全学開放型教養教育、副専攻プログラムを実施するとともに、学部専門科目に関して引き続き見直しを行う。</p>	<p>各学部において平成17年度から開始した全学開放型の新しい教養教育プログラムにより、専門教育科目を教養教育科目として開放するとともに、副専攻プログラムを実施した。</p> <p>教養学部及び経済学部では、学部専門科目相互利用の実施に向けて検討・協議を進め、平成19年度に、4科目を両学部の「共通科目」(相互乗り入れ科目)として開講することとした。</p> <p>改組後の理工学研究科博士前期課程のカリキュラムについては、各コースのカリキュラムにおいて学部教育からの連続性を持たせたが、これ以外にコースの枠を超えた専攻共通のカリキュラムを多数設けた。すなわち、博士前期課程を構成する専攻のうち3専攻を理系と工系の近接分野を融合したものとし、</p>	

<p>リキュラム委員会」を強化し、多様な社会のニーズ等を十分に把握して、授業科目の構成等を不断に見直し、適切なカリキュラム編成を行う。</p>		<p>それぞれの専攻に複数のコースを設けたが、専攻内のコース相互の連携を図るため、専攻共通の授業を多数設定している。</p>	
<p>【95】 教育学部は、教員養成担当学部として力量ある質の高い教員養成を進めるために、教員養成課程に特化し、教育組織・カリキュラムの再編を行う。</p>	<p>【95、96】 教育学部は、教員養成担当学部として力量ある質の高い教員養成を進めるために、教員養成課程に特化し、教育組織・カリキュラムの再編を行う。</p>	<p>教育学部では、平成18年度の改組により、教員養成に特化した学部とし、生涯学習課程及び人間発達科学課程を廃止して、学部の教育組織を学校教育教員養成課程と養護教諭養成課程に再編し、学校教育教員養成課程の中にコラボレーション教育専修を新設するとともに、教育心理カウンセリング専修及び乳幼児教育専修を拡充した。 教員養成に特化した学部改組に対応してカリキュラムを全面的に見直し、力量ある質の高い教員の養成をねらった新カリキュラムを学年進行で実施している。また、それに対応する講座組織とした。</p>	
<p>【96】 各学部・研究科は、それぞれの特性と必要性に応じて、全学的協力の下に学部学生定員を振り替え大学院の充実を図ることを検討する。</p>	<p>【96、87-5、88-4、90-4、91-2、95】 平成17年度までの検討結果に基づき理工学研究科や教育学部の改組を実施する。</p>	<p>理工学研究科については、年度計画【87-5】、【88-4】、【90-4】及び【91-2】の「計画の進捗状況」参照 教育学部については、年度計画【95】の「計画の進捗状況」参照</p>	
<p>【97】 学士課程3年次の転学部・編入学を認めることによって、学生の進路変更を可能とするほか、学士課程の3年次卒業、修士課程1年次修了等を認める。</p>	<p>【97】 平成17年度に制定した転学部・転学科規程に基づき各学部において規程の整備を行い、転学部・転学科を実施するとともに、学部の状況に即して3年次卒業、修士課程1年次修了等の検討を継続する。</p>	<p>平成17年度に制定した全学的な転学部・転学科規程に基づき、各学部において規程を整備した。新たな転学部・転学科制度を運用した結果、18年度は5名の転学部及び3名の転学科を認めた。 経済科学研究科では、博士前期課程及び後期課程の双方において期間短縮修了を制度化しており、かつ実際に平成18年度、後期課程で2名の修了・学位取得者を出した。各学部・研究科の状況に即して3年次卒業、修士課程1年次修了の検討を行っているが、教育学部では、3年次卒業、修士課程1年修了は、教員養成に特化した学部にはなじまないと結論した。</p>	
<p>(授業形態・学習指導法等に関する具体的方策) 【98】 平成16年度に、各学部・研究科が、「カリキュラム委員会」の充実強化を図り、講義・演習等授業形態のあり方について再点検を実施し、適切な構成を行うとともに、学習指導法についての現状点検を行い、適切な方策を講じる。なお、授業は、講義と演習、実験等を有機的に組み合わせで行う。並列講義、グループ担任制など工夫をこらした少人数教育を実施する。</p>	<p>【98】 各学部・研究科において、「カリキュラム委員会」を中心に講義・演習等授業形態のあり方及び学習指導法について焦点を絞って点検を行い、それに基づき適切な方策を講じる。</p>	<p>各学部・研究科のカリキュラム委員会を中心に、授業形態のあり方等について継続的に点検・検討を行い、それに基づき、教養学部及び経済学部において、平成19年度から「相互乗り入れ科目」を開設すること(これにより、開設科目の幅が広がるとともに、相異なる分野を専攻する学生が一緒に学ぶことによって、授業が活性化することが期待される。) 経済学部において、19年度から経済科学研究科博士前期課程と協力し、少人数による高度な学習を行う「研究科目」を開設すること、教育学部において、「人間形成総合科目」を開発し、19年度に2クラスを提供すること等を決定した。</p>	
<p>【99】 平成16年度から、授業担当教員全員が、シラバスにおいて具体的な履修達成目標、授業方法、授業内容、成績評価法、参考図書等、授業を実施する上で効果的な情報をあらかじめ学生に明示することを徹底するとともに、シラバス推</p>	<p>【99-1】 後期までに、Web方式による電子シラバス用のフォーマットを決定し、ハードウェアとソフトウェアを整備する。 ----- 【99-2】 シラバスの内容を充実するために、全教員に働きかける仕組みを検討する。</p>	<p>Web方式による電子シラバス用のフォーマットを決定し、ハードウェアとソフトウェアを整備した。 ----- シラバスの内容を充実するために、入力項目を原則全て必須入力項目とし、全教員に全項目の入力を促すこととした。</p>	

<p>薦図書の変更整備・充実を図る。また、シラバスは不断に見直しを図り、改善する。なお、「全学教育企画室」が、授業シラバスの全学モデルを策定し、電子シラバスとして学生に公開するための環境整備を図る。</p>	<p>【99-3】 シラバス掲載図書のより迅速な整備等を目的として、電子シラバスと図書館業務との連携を試行する。</p>	<p>シラバス掲載図書を授業科目毎に配架し直し、学生が利用するための環境整備を図った。 電子シラバスの整備状況に合わせて、シラバス掲載図書の購入を行った。</p>	
<p>【100】 学部と連携して、すべての授業について学生による授業評価を実施し、その結果を各授業担当教員にフィードバックするシステムを検討し、平成17年度に、全学統一フォームの策定とともに、電算処理を可能とする整備をすすめる。さらに、教員が、この授業評価を参考にして、絶えず授業の形態、指導法の改善を図るシステムを確立する。</p>	<p>【100-1】 全学教育企画室は、平成17年度の授業評価調査結果のデータを基に分析し、結果を取り纏めて、授業担当教員にフィードバックする。 【100-2】 FD委員会連絡会議において、授業評価による授業内容の改善の方法について検討する。</p>	<p>全学教育企画室では、平成17年度の授業評価調査結果のデータを基に分析を行い、その結果を授業担当教員にフィードバックした。さらに授業評価結果に対する各学部のフィードバックの取組について調査を行い、分類整理しており、これに基づく分析結果についてもフィードバックすることとしている。 FD委員会連絡会議において、授業評価による授業内容の改善の方法について継続的に検討した。 FD委員会連絡会議等での各学部からの意見や「学生による授業評価の報告書2005」における各学部の意見を参考に、授業評価アンケートを修正した。</p>	
<p>(適切な成績評価等の実施に関する具体的方策) 【101】 平成16年度から、すべての授業科目について成績評価基準を明示し、シラバスにおいて学生に公表する。また、学生の成績評価に当たって、GPA制度を導入するとともに、単位制の実質化を図り、特別な事情のない限り履修単位の上限設定を行う。なお、成績優秀な学生に対しては、履修単位の上限を緩和する措置を講じる。成績優秀な学生に対する有効な顕彰制度を検討・創設し、実施する。</p>	<p>【101-1】 全学教育・学生支援機構は、成績優秀な学生に対する顕彰について、学部・学科等に実施・推進・充実を働きかける。 【101-2】 顕彰制度未実施の各学部・研究科においては、実施の方向で検討を継続する。 【101-3】 シラバスにおける成績評価基準の明示を徹底するとともに、教養教育において成績評価状況を点検する。</p>	<p>全学教育・学生支援機構は、成績優秀な学生に対する顕彰について、学部・学科等に実施・推進・充実を働きかけた。 教養学部では、平成17年度に開始した学生の顕彰制度を年次進行させ、2年生と3年生について顕彰した。 教育学部では、学部学生のうちから将来「力量ある質の高い教員」となることが期待される者のうち、すぐれた業績を残したものを顕彰する「鳳翔賞」制度を設け、平成19年度から実施することとした。 経済学部では、「優秀演習論文顕彰制度規定」に基づき、優秀演習論文の顕彰制度を実施している。各指導教員が推薦した優秀論文の数は増加傾向にあるとともに、「優秀論文選考委員会」で指摘又は提案された事項については、次年度の優秀論文の審査等に反映させている。また、経済科学研究科では、博士前期課程において優秀論文顕彰制度を実施している。 理学部では、平成16年度から学生顕彰制度を実施している。 工学部では、既に実施している学科のケーススタディを通してカリキュラム部会で審議し、新たに機能材料工学科で平成19年度より学生顕彰制度を実施することとした。電気電子システム工学科も実施の方向で検討することになった。 シラバスにおける成績評価基準の明示を徹底するとともに、教養教育について成績評価状況を一覧表にして分析、点検を行った。具体的には、全学教育企画室会議において、全ての教養教育科目について、成績評価基準の記載状況等の一覧表を作成し、評価基準の記載のない科目については記載するように指導を行うとともに、成績評価分布に偏りがある科目については、その理由を各担当教員に照会を行い、授業内容と成績評価方法の見直しを依頼した。</p>	

教育研究等の質の向上の状況  
 (1) 教育に関する目標  
 教育の実施体制等に関する目標

中 期 目 標	<p>(教職員の配置に関する基本方針)                  大学の基本理念に即し、時代の要請に柔軟に対応したカリキュラム編成を行い、それに応じた教職員の配置を行う。</p> <p>(教育環境の整備に関する基本方針)                  教育環境の整備を優先的に実施する。特に、情報に関する先端技術積極的に導入し、新しい教育環境の構築を図る。</p> <p>(教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針)                  各教員の教育面における貢献を重視し、適切な教育評価を行うシステムを構築する。                  教育の質について、不断に点検・評価を行い、改善に努める。</p>
------------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
(適切な教職員の配置に関する具体的方策) 【102】 「教育・研究等評価センター」は、各教員に「教員活動報告書」の提出を求め、その下に置かれる「教育評価部門」において、教育面での貢献を全学的に把握するシステムを確立する。	【102】 全教員に「教員活動報告書」の提出を求め、教員の教育面での貢献を把握するシステムを構築する。	教育・研究等評価センターでは、全教員に対して、平成17年度になされた活動の報告書(「教員活動報告書」)を提出するよう求めた。提出者は全教員の93%であった。 各教員の教育面での貢献については、教員活動報告書に基づき、各部局において部局長等によって個別評価がなされ、平成18年10月に評価結果が報告された。このようにして、18年度に、各教員、部局長等及び教育・研究等評価センターの三者の連携による、本学教員全体の教育面での貢献について把握するシステムが構築されることとなった。	
【103】 各学部・研究科は、同センター・部門及び全学教育・学生支援機構と連携し、それぞれの教育目標に照らして、担当教員の配置状況等を点検し、適切な教員配置計画を立てる。また、すべての学部・研究科において、教育組織の見直しを行い、大講座制の趣旨を生かした効果的な組織編成のあり方について検討し、整理する。なお、教員の多様性を高めるため、必要に応じて任期制を導入し、社会人・外国人等の登用を図る。これらは、平成16年度からはじめ、毎年見直しを行うものとする。	【103】 各学部・研究科及び各機構は、教育目標に照らし、教員配置を点検し、必要に応じて新たな配置計画を立てる。	平成16年度に決定した教員定員の再定義(旧教養部の解体に際して学部に分属した教員の定員を全学のものとする)と再定義し、それらの教員が定年退職するときに、その定員を新たな需要に当て、又は人件費抑制の観点から削減することとする。)に基づき、教員の採用等を行った。これにより、教養学部では、教員定数の削減にともない、実効性のある教員配置を学部将来像として検討し、当面の措置として文化環境専修課程内の専攻を縮小的に再定義し、また、教育学部及び理工学研究科の改組に際しては、再定義された教員定員の範囲以内で教員配置を行った。 平成18年度に教員養成に特化した教育学部の改組、教育研究の基軸を大学院に移し、理工融合の研究等を行うこととした理工学研究科の改組、経済科学研究科における東京ステーションカレッジの移転に合わせた新しい教育目標の設定等を実施した。それぞれの改組等の理念に則して、教員配置の見直しを行った。	
【104】 平成16年度から、教育面にお	【104】 情報教育センターでは、教育面における	TA配置の学内ルールを見直すとともに、情報教育室等における講義と演習	

<p>ける情報機器の積極的な活用を図るため、情報支援スタッフの配置を検討する。</p>	<p>情報機器の積極的な活用を図るため、引き続き情報支援スタッフとしてTAの活用を推進する。</p>	<p>担当のTAとして、理工学研究科及び文化科学研究科を中心に大学院生延べ35名を採用した。</p>	
<p>【105】 平成16年度から、TAの増員を検討し、教育支援スタッフとしての積極的な活用を図る。</p>	<p>【105-1】 英語教育開発センター、情報教育センター及び基礎教育センターにTAを配置し、教育支援スタッフの活用を引き続き図る。</p> <p>【105-2】 教養教育において、CALL教育や情報教育等におけるTAの質の向上を図るために業務マニュアル作りを行う。</p> <p>【105-3】 理工学研究科TAの採用に関して規約・業務内容を明確にし、平成17年度に決定した活動内容の記録・評価方法を基に、TAの運用に関して一層の充実を図る。</p>	<p>英語教育開発センターでは、CALL授業の支援スタッフとしてTAを配置した(前期31名(博士4名、修士27名)、後期37名(博士3名、修士34名)を採用)。 情報教育センターでは、TA配置の学内ルールを見直すとともに、情報教育室等における講義と演習担当のTAとして、理工学研究科及び文化科学研究科を中心に大学院生延べ35名を採用した。 基礎教育センターでは、各補習授業にTAを配置し、教育支援スタッフの活用を図った。</p> <p>CALL教育は通常の授業とは運営形態が異なるため、TAの採用前にガイダンスを実施するとともに、業務マニュアルを作成した。</p> <p>理工学研究科では、平成17年度に決定した活動内容の記録・評価方法を基にTAの採用等を実施した。</p>	
<p>(教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策) 【106】 「全学教育・学生支援機構」に情報支援スタッフを配置することを検討し、その協力によって、教育面における情報機器の積極的な活用を図るとともに、学内LANを充実し、研究室、講義室等から自由に相互アクセスが可能な環境、総合情報処理センターの共有ソフトを講義室等から利用できる環境をできる限り早期に整備する。また、インターネットによる電子シラバスの提供を可能にするための情報ネットワーク整備を早期に実施するとともに、教員個人が、自らのホームページを作成し、学生の教育に資するための環境の整備に努める。</p>	<p>【106-1、115、144】 安全で安定したネットワーク環境と教育・実習に係る情報環境の整備に重点を置いた情報処理システムを導入する。</p> <p>【106-2】 新システム導入に際し、情報機器の積極的な活用を図るため、引き続き情報支援スタッフの配置を検討する。</p>	<p>平成19年3月に、全学光直収ネットワークと新情報処理システムを導入した。すなわち、キャンパス内の各建物・各室に敷設した光ケーブルによるスター型ネットワークを構築し、仮想LAN(VLAN)技術によって、多様な組織形態に対応可能な高度情報共有基盤を整備するとともに、全学に安全で安定した認証システムを整備し、さらに、教養教育棟情報教育室、情報メディア基盤センター教育実習室、教養・教育・経済各学部のPC実習室等にネットブート方式の全学情報教育システムを導入した。</p> <p>新情報処理システムの導入に際し、情報機器の積極的な活用を図るため、情報支援スタッフを配置することとし、平成19年1月に情報メディア基盤センターの技術職員を1名増員した。</p>	
<p>【107】 遠隔授業などマルチメディアを活用した、教育効果の高い授業について検討し、これに基づき、効果的なマルチメディア対応型の講義室をできる限り早期に整備するとともに、サテライト教室においても情報ネットワーク等の利用が</p>	<p>【107】 教養教育棟の全教室にAO機器を段階的に整備する。</p>	<p>教養教育棟の21教室に投影可能なプロジェクタを設備した。 各教室のDVDビデオデッキを同規格のものに統一し、使用者の便に資するとともに、管理体制を整備した。 なお、遠隔システムにより、東京ステーションカレッジと経済学部間では相互で受講可能としている。</p>	

<p>可能になるシステムをできる限り早期に充実させる。</p>				
	<p>【108】 備えるべき図書・雑誌、学生の自学自習環境等の整備のあり方、及びサテライト教室での利用環境のあり方について、全学的見地から検討し、具体策を策定する。また、図書館の電子化を推進するとともに、学部図書室（分室）の充実を図る。</p>	<p>【108-1、143】 蔵書構成検討委員会による蔵書構成の検討、整備計画の充実を継続する。</p>	<p>蔵書構成検討委員会が中心となり、本学の教育・学術研究推進に不可欠な図書・雑誌・電子ジャーナル・データベース等の学術情報資源の整備充実を図るとともに、今後の整備のあり方として「埼玉大学における学術情報基盤整備（計画概要）」を取りまとめた。 世界的に定評のあるデータベース Web of Science について、導入検討 WG を設け、アンケート調査を含む「とりまとめ」を作成し、年度内の導入を実現した。また新たな eBook コレクションである Springer eBook を導入した。</p>	
		<p>【108-2】 図書館のカウンターで埼玉県立大学の図書の貸出・返却を可能とし、利用者サービスの拡大を図る。</p>	<p>埼玉県立大学との申し合わせに基づき、平成 18 年度から、図書館のカウンターで埼玉県立大学の図書の貸出・返却を開始した。</p>	
		<p>【108-3】 図書館に放送大学ライブラリ・コーナー（仮称）を設置する。</p>	<p>図書館の視聴覚ブースを放送大学放送教材の再視聴場所として提供するとともに、放送大学ライブラリ・コーナー（仮称）の拡充を検討した。</p>	
	<p>【108-4】 閲覧席の増加等を図り、利用環境を整備する。</p>	<p>平成18年度当初に 684 席だった図書館閲覧席を 762 席に増やした。 図書館閲覧室入口付近にプラズマディスプレイ (PDP) を設置し、電子表示による図書館案内を開始した。 国際交流支援サービスの一環として、館内に「国際交流 commons」を設置し、従来の「留学生用図書コーナー」の拡充・整備を図った。</p>		
<p>【109】 進学情報・資格試験等のデータベース化を図り、学生が常時アクセスできる環境をできる限り早期に構築する。</p>	<p>【109】 全学教育・学生支援機構は、ホームページの関係部分の内容をより充実したものにす。</p>	<p>全学教育・学生支援機構では、平成 19 年度に更新される予定の大学公式ホームページの改革案に沿って、関係部分の充実に向けた基本方針を作成した。</p>		
<p>【110】 ハンディキャップのある学生に配慮した学習環境の整備を図る。</p>	<p>【110】 ハンディキャップのある学生に配慮した学習環境の整備を進める。</p>	<p>身障者の受講のため、教養教育棟各教室の固定机の一部を撤去し、可動機に取り替えた。 教養学部棟のエレベーター更新の際に、身障者対応のエレベーターを導入した。 電気電子システム工学科棟及び機械工学科棟に自動ドアを設置した。 保健センターに自動ドア及び身障者用トイレを設置した。 「さいだいスポット 21」の移設に伴い総合研究機構棟玄関に自動ドア・スロープを整備した。 バリアフリー化について生協等と打ち合わせを行い、第 2 学生食堂玄関に自動ドアを設置するとともにトイレを整備した。 大学会館前に点字ブロックを整備した。</p>		
<p>(教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策) 【111】 平成16年度から、「教育・研究等評価センター」の「教育評価部門」において、教育活動に関する適切な評価を行う。同部門においては、各学部・研究科と連携しながら、教育の成果に関する評価法</p>	<p>【111-1】 教育・研究等評価センターは、平成17年度に各学部・研究科から提出された自己評価・自己点検書に基づき、教育内容、教育方法、教育の成果について把握する。</p>	<p>教育・研究等評価センターでは、大学評価・学位授与機構が公表した機関別認証評価の11基準の中から、学部・研究科及び全学教育・学生支援機構の教育に係る、基準 5「教育内容」、基準 6「教育の成果」、基準 7「学生支援等」、基準 8「施設・設備」、基準 9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」について、各学部・研究科及び全学教育・学生支援機構に対し、基本的観点に係る状況を自己点検するよう要請した。提出されたワークシートについて</p>		

<p>の研究開発を行う。また、同センター・部門は、毎年、教員の教育活動に関する業績、貢献を「教員活動報告書」として提出させ、教育活動の評価の基礎資料とする。また、教育活動の評価結果に基づいて、質の改善についての提言を行う。</p>	<p>【111-2】 教育・研究等評価センターは、「教員活動報告書」に基づく教育の成果に関する評価結果を質の改善につなげる方策について検討する。</p>	<p>観点を満たしているかを点検し、コメントを付して学部・研究科等に提示し、注意を喚起した。</p> <p>「教員活動報告」に基づく質の改善に関しては、改善すべき問題がある場合、各部局長の指導により改善を図るなどの対応を行った。</p>
<p>(教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策)</p> <p>【112】 平成16年度から、「全学教育・学生支援機構」の「全学教育企画室」は、各学部・研究科と連携して教育方法の改善、教材・学習指導法の研究開発を行うとともに、教育能力の向上に関する全学教員研修会を年1回開催し、特に新任教員の参加を義務づける。これらの活動の評価については、「教育・研究等評価センター」が行う。</p>	<p>【112-1】 「英語教育開発センター」において、各学部・研究科と連携して教育方法の改善、教材・学習指導法の研究開発を引き続き行う。</p> <p>【112-2】 「基礎教育センター」において、各学部と連携して教育プログラムを検討し実施する。</p> <p>【112-3、69-5】 「全学教育企画室」において、FD研修会について検討する。</p>	<p>英語教育開発センターにおいて、理学部及び工学部と連携して、科学技術英語教育に関するFD研究会を開催(平成19年1月)し、討議の結果、理学部、工学部等の学生を対象として、科学技術英語に特化したCALLを19年度に開発することとした。</p> <p>「基礎教育センター」において、各学部と連携するため、基礎教育センター会議を開催して、協議の上、基礎教育プログラムを実施した。</p> <p>年度計画【69-5】の「計画の進捗状況」参照</p>
<p>【113】 平成16年度から、各学部・研究科に教育効果等の組織的改善のための「FD委員会」を設置する。</p>	<p>【113】 各学部・研究科に設置したFD委員会において、教育効果の改善を目指して、教授方法の改善等の検討を行い、具体策の得られたものから実施に移す。</p>	<p>教養学部では、大学評価・学位授与機構から講師を招き、FD講演会「大学改革を目指したファカルティ・ディベロップメントと大学評価」を開催した。また、研究授業を2度行い、同僚の授業を参観し授業方法を学ぶとともに、授業後に討議を行い、授業のあり方について教員同士が意見を交換し、受講学生からの意見も聴取する等の活動を実施した。</p> <p>教育学部では、教員養成に特化した学部カリキュラムの新しい授業科目である「学校フィールド・スタディB」の授業設計について、全講座を対象とする学習会を開催する等の活動を実施した。</p> <p>経済学部では、3回にわたり、大学教育メソッドに関する手引書を研修材料に用いて、「文章作品の評価」、「メディアの利用」、「教育評価報告の書き方」をテーマとする懇談会を行った。懇談内容は他のFD活動報告と合わせて、平成19年度初頭にWebで発表する予定である。</p> <p>理学部では、FD講演会「授業科目の系統的な指導の取り組み - 学校教育現場と連携し教員養成機能の向上を目指した大学教育の実践 - 」を開催するとともに、教育企画委員会FD部会において、専門基礎科目の教員による授業参観を実施し、教授方法の改善の検討を行った。</p> <p>工学部では、毎年度実施しているFDシンポジウムのテーマを「授業評価結果を通じて考える学生実験」と定め、公開型のパネルディスカッション形式で開催した。当該シンポジウムの実施において、過去5年間の実験授業アンケート結果を詳細に解析する等により、問題点を整理し、改善に向けての提言を取りまとめた。また、各学科の取組みをもとに工学部としての基準を検討し、FDガイドラインを制定する等の活動を実施した。</p>
<p>(全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策)</p> <p>【114】 初等中等教育の優秀な教員養成のための学部附属施設を充実</p>	<p>【114-1】 教育学部では、学部改組に伴い教育実践に関する実際的な研究教育を充実するため、</p>	<p>教員養成に特化した学部にあふさわしい教育実践総合センターのあり方について、目的の見直し、体制の整備等を検討し、「センター・マニフェスト」を</p>

<p>し、教育実践に関する実際的な研究教育を行い、教育の発展に寄与する。</p>	<p>教育実践総合センターを拡充する。</p> <p>【114-2】 教育学部では、全学的支援を受けつつ、「発達支援相談室しいのみ」を軸とする現代的教育ニーズGPの計画遂行に努める。</p>	<p>策定し、平成19年度よりこれに沿った業務を展開することとした。</p> <p>発達支援相談室「しいのみ」では、現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）の採択を受け、大学・地域・学校の3者が往還的・双方向的に特別支援教育に取り組むプロジェクトを実施した。この実施により、個別相談において105件の相談が寄せられ、学校コンサルテーション活動において幼稚園、小学校、中学校延べ74校、27回のコンサルテーションを実施し、研修会への講師派遣は、学校関係外を含めて14箇所16回に及んだ。</p>	
<p>【115】 ITの飛躍的な発展に沿って、各種コンピュータとネットワーク整備を進めるとともに、これらを一元的に管理し、効率的な運用を図るための学内共同利用施設を充実する。</p>	<p>【115、106-1、144】 安全で安定したネットワーク環境と教育・実習に係る情報環境の整備に重点を置いた情報処理システムを導入する。（再掲）</p>	<p>年度計画【106-1】の「計画の進捗状況」参照</p>	
<p>【116】 学生及び教職員の健康の保持増進を図るための保健センター及び体育施設を充実する。</p>	<p>【116】 学生及び教職員の健康の保持増進を図るための保健センター及び体育施設におけるサービスを充実する。</p>	<p>保健センターでは、学生の健康診断データのコンピュータへの取り込みシステムを導入し、健康診断書の発行の迅速化等により、学生へのサービス向上を図った。 課外活動のためのテニス用品、グローブ、スキー用具等の貸出物品を更新・整備した。</p>	
<p>【117】 外国人留学生のための日本語教育を行うとともに、短期留学生に対して日本文化や日本事情等の学習の場を提供する留学生センターをさらに充実することを検討し、具体案を策定する。</p>	<p>【117】 留学生センターの機能を強化するための教員・事務組織のあり方について結論を得る。</p>	<p>留学生センターの教育・交流機能を強化するための教員・事務組織のあり方について検討し、平成18年7月に、研究交流部門と学生交流部門の国際関係組織を一元化した「国際交流センター」を設置した。</p>	



教育研究等の質の向上の状況  
 (1) 教育に関する目標  
 学生への支援に関する目標

中期目標  
 (学生の学習支援に関する基本方針)  
 質の高い教育に力点を置き、授業時間以外での指導、学習支援を制度として実施する。  
 (学生への生活支援等に関する基本方針)  
 生活相談・就職支援等の充実を図る。  
 各学部・研究科が教育理念、目標に即して、具体的できめ細かな学生支援を行う。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
(学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策) 【118】 平成16年度から、すべての教員が、学期中、毎週1回のオフィスアワーを設ける。	【118】 各学部でオフィスアワーを着実に実施するとともに、教養教育においてはシラバスにオフィスアワーを明示し、それに基づいて実施することを担当の各教員に徹底するなど、初年度学生にもより分かり易いものにする。	各学部において、各教員のオフィスアワーシラバスに明示することとしており、教養教育については、全学教育企画室において、シラバスにオフィスアワーの明示のない教養教育担当教員に対して記述を行うよう指導することにより徹底を図った。
【119】 各学部・研究科に設置された「進路指導委員会」が、修学・履修状況を的確に把握し、必要に応じて学生や保証人等に周知を図る。	【119】 各学部・研究科に設置された「進路指導委員会」において、修学・履修状況を的確に把握し、必要に応じて学生や保証人等に周知を図る。	教養学部では、アカデミック・アドバイザー制度により、学部1年生全員の履修指導を行った。また、全学生の単位取得状況をアカデミック・アドバイザー及び各専修世話人に知らせ、個別指導に当たった後、学生の成績を保証人に送付した。 教育学部では、学業成績の保証人への送付について学部の方針を決定し、保証人が学業成績表の送付を希望するか否かについての希望調査を実施した。 経済学部では、2回にわたって、成績が十分でない学生に対し、面接による指導等を行った。 理学部では、理学部だよりを刊行し、学業成績とともに保護者・保証人に配布した。また、学生の個人面談がほぼ完全に実施され、学生個々人の修学状況を把握して指導を行った。 工学部では、学生自身に修学・履修状況を把握させるとともに、必要に応じて保証人に連絡するなどにより指導を行った。各学科とも学年担任制を取り、入学から卒業まで同一の担当教員団が持ち上がり指導、助言をする体制を整えている。
(生活相談・就職支援等に関する具体的方策) 【120】 平成16年度から、「全学教育・学生支援機構」に置かれる「学生支援センター」の「学生生活支援部門」、「就職支援部門」において、学生の生活相談、就職支援を行う。	【120-1】 「学生生活支援部門」は、学生からの苦情等に対する処理システムとして相談により広く問題解決の糸口を見つけ、情報を発信するなんでも相談室「さいだいスポット21」を設置し、問題の解決に当たる。	なんでも相談室「さいだいスポット21」を平成18年4月に設置した。同相談室は、学生の学習、授業、キャンパスライフ等あらゆる分野の相談、苦情、要望に対し、学内機関との連携により、問題解決の糸口を見いだす総合相談窓口として設置したものであり、専任の学生指導教員2名と窓口職員(1名)を配置している。18年度の利用状況は、来室件数が前期1,127件、後期794件

<p>「学生生活支援部門」に「学生相談室」を置いて、学生相談の窓口を担うとともに、「就職支援部門」に「就職相談室」を置いて、就職相談の窓口を担う。「学生生活支援部門」は、学生からの苦情等に対する処理システムを策定し、「就職支援部門」は、各学部・研究科に置かれる「進路指導委員会」等と連携して、学内同窓会組織等を通じた卒業生の社会活動状況の把握に努めるとともに、関連企業との連携により、就職情報を収集するなど、学生の就職支援体制を強化する。</p>	<p>【120-2】 学生支援センターにおいて、学生生活支援の改善と充実のため、学生の意見を聴取し、施策の立案・実行に反映する方法を検討する。</p> <p>【120-3、82】 学内同窓会組織等を通じた諸作業を行うため、個人情報保護法の下での同窓会名簿の収集・取り扱いについて検討を行う。</p>	<p>の計 1,921 件ののぼり、相談学生は前期 160 人、後期 230 人の計 390 人である。相談内容は修学に関すること（履修方法・内容等）が最も多く、前期ではその割合は 55 % に達した。次に学生生活・対人関係が多く、中には悪徳商法、アルバイトトラブルに関するものもみられる。専任の学生指導教員が、これらの相談等に当たるが、相当数を各学部・研究科の教員、保健センターを始めとする学内の相談機関等に紹介して解決を図っている。また、なんでも相談室ホームページを開設し、相談案内、担当予定の他、情報コーナー NEWS 等で、授業・学術、課外活動、地域の行事等の学生に有用な学内外の情報を提供している。</p> <p>学生支援センターにおいて、学生の体育会系課外活動部連絡会議を結成し、課外活動の施設・設備、運営状況及び課外活動の現状について、意見・苦情等を聴取し、内容を吟味して理事懇談会（現学長室会議）に報告した。また、全課外活動団体代表を対象にリーダーシップトレーニングを開催し、リーダーの研修と意見聴取を行った。</p> <p>各学部の同窓会名簿については、埼玉大学発展基金の募金に関連し、その整備を図った。学生等への情報提供については、個人情報保護法の範囲内で実施した。 なお、学生の就職支援については、年度計画【82】の「計画の進捗状況」参照</p>
<p>【121】 「学生相談室」は、「保健センター」と連携し、学生のメンタルヘルスのケアに努める。</p>	<p>【121】 （学生のメンタルヘルスケアについては、前記中期計画の年度計画で、なんでも相談室「さいだいスポット21」を設置して、保健センター等と連携した学生への学内相談体制を構築し、効果的な対応をとることとしたため、本中期計画項目には年度計画を記載していない。）</p>	
<p>【122】 スポーツを通じた学生の健康増進を図る。</p>	<p>【122】 体育系サークル連絡会の設立、リーダーシップ・トレーニングなどを通じてサークル相互間の情報共有化を図るとともに、学生指導教員の指導のもと学生の体育系サークルへの参加を促す。</p>	<p>学生の体育会系課外活動部連絡会議の結成、リーダーシップトレーニングの開催等を実施するとともに、入学時ガイダンスにおいて、学生指導教員からスポーツサークルへの加入を呼びかけた。</p>
<p>（経済的支援に関する具体的方策） 【123】 同窓会、学生後援会による経済的支援の方策について検討する。</p>	<p>【123】 学生後援会による経済的支援を受け種々の事業を実施する。</p>	<p>学生後援会から、課外活動に関する助成、学生の国際交流支援、就職活動助成、緊急時学生支援事業のための経済的支援を受けており、課外活動団体への物品援助、学生表彰における副賞、就職ガイダンス・セミナー、学生ボランティアによる就職活動相談等を実施した。特に、平成 18 年度は、3 年次学生及び大学院 1 年次学生の保護者を対象とした「就職懇談会」が実現した。</p>
<p>（社会人・留学生等に対する配慮） 【124】 社会人の修学の便を図るため、東京ステーションカレッジ、大宮ソニックシティカレッジ、さいたま新都心カレッジなどのサテライト教室の積極的な活用を図る。また、夜間・土曜開講のほか、日曜</p>	<p>【124】 東京ステーションカレッジの機能拡充を検討する。</p>	<p>JR 東京駅日本橋口に建設された「サピアタワー」に、平成 19 年 4 月から東京サテライト教室を開設することとし、これに伴って、これまで八重洲口付近のビル内に開設していた東京ステーションカレッジを新設のサテライト教室に移転することとした。移転に当たり、東京ステーションカレッジの教室部分のスペースを拡充するとともに、図書館が提供している電子リソースが利用できる情報ライブラリーの設置、設備・備品の整備等を行い、その機能の充実を</p>

<p>の開講についても検討する。</p>	<p>図ることとした。</p>		
<p>【125】 社会人・留学生の教育について、一般学生との複線・融合型教育を実施する。</p>	<p>【125-1】 派遣留学推進の観点からも、「学内留学」としてのSTEPS科目の意義を日本人学生に広報し、受講日本人学生数の増加を図り、留学生と一般学生との複線・融合型教育を推進する。</p> <p>【125-2】 理工学研究科では、引き続き英語による授業科目などを通じて、留学生、日本人学生の融合型教育を引き続き実施する。</p>	<p>STEPS 科目の開講科目数を 1.3 倍に増大するとともに、「学内留学」としての STEPS 科目の意義を日本人学生に広報する等により、留学生と一般学生との融合型教育の推進を図った。</p> <p>理工学研究科では、博士前期課程において、専攻共通科目として外国人留学生を履修対象とした「留学生特別講義」2 単位を開設するとともに、協定校等から来日する STEPS 留学生に対し、一部授業での受入れを行った。</p>	
<p>【126】 平成16年度に、留学生への支援体制の充実と強化を図るため、「全学教育・学生支援機構」の下に「留学生センター」を置く。「留学生センター」は、各学部・研究科と連携して、留学生の修学の便を図る。とくに、充実した日本語の補習教育を提供するほか、主として短期留学生を対象にした英語による特別プログラムSTEPSを実施する。</p>	<p>【126-1】 全学日本語補講やSTEPS科目について、よりきめの細かい実施体制を検討し、可能なものは各学部・研究科との連携を図りつつ実施する。</p> <p>【126-2】 日本国際教育支援協会の留学生支援制度を活用するとともに、機関保証制度の充実を図る。</p> <p>【126-3】 全学日本語補講の受講生数に基づいてレベル設定を見直し、もっとも有効性の高い日本語教育を提供する。</p> <p>【126-4】 日本語・日本文化研修留学生や、協定校からの科目等履修生、日本語力の高いSTEPS留学生に対しては、自由科目を増設してニーズに適した日本語教育を提供する。</p>	<p>教養教育英語科目 Academic Lectures の STEPS 生への開放に加え、経済学部開講の英語による特殊講義を STEPS 生に開放するとともに、理工学研究科の教員が STEPS 生の専門教育に当たるなど、国際交流センターと学部・研究科との協力・連携による留学生教育を推進した。</p> <p>機関保証制度の規程整備の実施を踏まえてその活用を促進し、平成 18 年度は 28 件が機関保証制度によることとなった。</p> <p>有効性の高い日本語教育を提供するため、受講生のニーズに即して、全学日本語補講のレベル設定を見直した。</p> <p>中級以上の日本語力を持つ学生向けに、アカデミック日本語科目を設けた。</p>	
<p>【127】 大学院教育においては、英語による特別プログラムの充実を図る。</p>	<p>【127、173】 理工学研究科では、引き続き英語による特別プログラムの拡充や留学生特別講義の充実を検討する。</p>	<p>英語特別コースに対する文部科学省の方針に変更があったが、新体制においても公募に採択され、国費留学生枠を継続して同コースを実施することとなった。</p>	
<p>【128】 子育てをしつつ学ぶ学生に対する支援のあり方について検討を行う。</p>	<p>【128】 大学院の長期履修制度の新設に基づき、子育て支援の推進を図る。</p>	<p>長期履修学生の取扱いについて、大学院学則の改正に基づいて埼玉大学大学院長期履修学生規程を定め、子育て支援の推進を図った。なお、平成 18 年度に大学院長期履修学生として学修している者は、15 名である。</p>	

教育研究等の質の向上の状況  
 (2) 研究に関する目標  
 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	(目指すべき研究の水準) 世界水準の研究の推進を目指し、大学として重点領域を定め、研究拠点の育成を図る。  (成果の社会への還元等に関する基本方針) 産学官交流を通じて研究面における社会との連携を積極的に推進し、社会の現実的課題の解決に積極的に貢献する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
(目指すべき研究の方向性) 【129】 教育組織と研究組織の分離による研究能力のパワーアップ、全学体制による研究拠点の形成などにより、世界水準の研究を目指すことが可能となる条件整備を行う。	【129-1】 総合研究機構は、引き続き世界水準の研究を目指す条件整備を行う。	大学が定めた「重点研究テーマ」を支援するため、「研究プロジェクト」の申請に重点研究テーマ及び関連研究に関する種目を設けて、世界水準の研究を目指す条件整備を行っている。	
	【129-2】 平成18年度に理工学研究科の重点化改組を行い、教育組織と研究組織を分離した新たな理工学研究科を発足させる。	理工学研究科の改組において、教育組織と研究組織を分離して、教育部と研究部を設置した。	
(大学として重点的に取り組む領域) 【130】 平成16年度に、学内組織により措置した「21世紀総合研究機構」を再編改組し、その下に新たに「研究戦略企画室」と「研究推進部門」を設置して、学内における競争的環境を構築する。	【130】 総合研究機構では、機構会議の機能を強化し、競争的環境に対処する学内環境を構築する。	総合研究機構の企画・立案組織として、機構会議の下に3室(研究推進室、産学連携室、地域連携室)を設置しているが、平成18年度から機構会議の構成員を1名増員(10名→11名)し、研究推進室及び産学連携室を兼務することとした。また、研究プロジェクト審査員や科研費アドバイザーとして学内外の者の協力を求めて、人的な機能強化を図った。 科学技術基本政策に掲げられている競争的環境の醸成(競争的資金の充実)に対応するため、学内研究費を「研究プロジェクト」への申請・審査を経て競争的に配分した。研究プロジェクトでは、今後の外部資金申請に役立てるため、プロジェクト申請書を科学研究費補助金申請に準ずる書式にした。	
【131】 「研究戦略企画室」においては、平成17年度初頭までに、先端物質、環境、バイオ、材料、IT関連の科学と技術を始めとする、重点研究推進テーマの選定、研究プロジェクトの編成等大学としての戦略的な研究企画を立案し、「研究推進部門」を中心として研究を推進するとともに、外部の研究機関との	【131-1】 研究推進室で重点研究テーマ及び研究プロジェクトの編成等を決定し、研究を推進する。	重点研究領域として重点研究テーマを選定し、研究拠点の育成を推進している。平成18年度は、新たに重点研究2テーマ(先端物質によるフロンティアフォトニクス創成及びヒューマンインタラクションの解明に基づく人間支援の脱領域的研究)を設定し、同テーマの研究を推進する研究組織に対し経費、研究スペースなどの支援を行った。 4件の重点研究テーマのうち2件のテーマを人的及び研究面において再編成し、グローバルCOEへの申請を行った。 ?「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」に採択された、「大学・地域・学校連携型特別支援教育の推進-発達支援相談室「しいのみ」」を拠点	

<p>連携も含めて研究企画を行う。</p>	<p>【131-2】 産業技術総合研究所、埼玉県立がんセンター等外部機関との連携をさらに進める。</p>	<p>として」(第2年次)を実施した。なお、7大学の共同研究である現代GP「教員養成のためのモジュール型コア教材開発」に参画した。 「資質の高い教員養成推進プログラム(教員養成GP)」として、幼稚園の教員養成に関わる「『協働する実践者』としての幼稚園教員養成」プロジェクトが採択され、同プロジェクトを実施した。</p> <p>産業技術総合研究所や理化学研究所との連携を進めるとともに、県立の研究機関等との連携を一層充実するため、埼玉県との相互協力及び連携に関する包括協定を締結(平成19年3月)した。 首都圏北部技術移転連携ネットの創設に協力している。 理工学研究科では、平成19年4月より、埼玉県立がんセンターと連携大学院を作ることに合意した。また、19年4月より、連携研究部門にフロンティアフォトニクス領域と融合ヒューマンインタラクション領域を設けることにしたが、前者では理化学研究所から客員准教授を迎えることとした。</p>
<p>(成果の社会への還元に関する具体的方策) 【132】 地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」等の組織的共同研究、教員個々の企業・自治体等との共同研究、埼玉県的美術館、博物館、芸術劇場の組織、運営に関する研究等を促進するとともに、埼玉大学産学交流会及び地域共同研究センターを通じて地域貢献につながる共同研究プロジェクトを推進する。</p>	<p>【132-1】 総合研究機構は、大学と地域社会との連携強化、民間企業との共同研究の一層の推進を図るため、「地域共同研究センター」と「知的財産部」との一体的運営を段階的に実施する。また、「埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会」の活動の一層の推進、技術相談などの対応方の充実について検討を継続する。</p> <p>【132-2、162】 平成15年度から実施しているバイオテクノロジーに関する研究プロジェクト(埼玉県地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」)を継続発展させ、研究成果を得る。</p> <p>【132-3】 文化科学研究科では、平成17年度に着手した評価の試行を継続実施し、さいたま芸術劇場に対してその成果を還元する。</p> <p>【132-4】 経済科学研究科では、埼玉県総合政策部改革政策局と協力し、団塊の世代が定年に達する平成19年以降を射程に入れた埼玉県・首都圏の構造変化に関する共同</p>	<p>地域共同研究センターと知的財産部との一体的運営の一環として、公募型外部資金に対する申請作業を共同で実施した。また、大学知財の技術移転を目的として実施された、新技術説明会についても両組織が連携して行った。さらに、研究シーズから知的財産までの大学の「知」の発信や移転などを推進する活動(産学官連携推進会議、理工学フェア、埼玉北部地域技術交流会など)を、両組織が一体となって取り組んだ。 「埼玉県産学官連携協議会」の下で、埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会の開催、情報誌ニュースレター(年4回)の発行、共同研究の推進支援及び大学シーズ・企業ニーズに関する講演会(テクノ・カフェなど)を開催するとともに、技術相談体制の充実について検討を行い、産学官コーディネーターを1名増員した(増員コーディネータは、中小企業診断士の資格を有する者で、中小企業の経営等に関する相談に対しても助言等が可能となった。)</p> <p>埼玉県地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」により、社会の現実課題(生ゴミ処理技術など)の解決に寄与するとともに、ベンチャー企業を3社立ち上げることに成功するなどの成果がえられた(平成18年11月に研究成果発表会を、19年3月に研究交流促進会議を開催)。</p> <p>文化科学研究科では、平成17年度以降継続実施してきた評価の試行を、報告書『公立芸術文化施設に対する評価視点の再検討 さいたま芸術劇場の開館10年をふりかえって』にまとめ、さいたま芸術劇場(埼玉県芸術文化振興財団)にその成果を還元した。この成果の一部を文化経済学会の2006年度大会で報告し高い評価を受けたことから、その一部概要が成果報告書として公表された(18年8月1日付)。</p> <p>経済科学研究科では、埼玉県総合政策部との共同研究の一環として「地理情報システム MANDARA」を利用した行政情報の検索・表示の可能性についての研究懇談会を開催した(平成18年12月及び19年2月)。研究懇談会には、埼玉県職員のみならず、さいたま市からも多くの職員が参加した。 また、埼玉県福祉部との共同事業として、夜間主コースの授業に県民を受け入れる「県民開放授業」を実施した。同授業は、前期2科目(社会保障論、都市行政論)、後期2科目(日本経済史、マーケティング論)の計4科目、定員各50名(総定員200名)で実施された。600名を超える応募者があり、終了後のアンケート調査結果においても好評を得た。</p>

	<p>【132-5】 理工学研究科の研究部では、研究企画会議を設置し、地域共同研究センターとの連携などによる地域産業との共同研究推進を図る。また、地域企業との包括連携協定を推進する。研究を発展させる。</p>	<p>理工学研究科の研究部では研究企画委員会を設置し、地域共同研究センターの教員をオブザーバー参加してもらい、地域産業との共同研究の推進を図っている。また、日本信号との包括連携協定はさらに規模を大きくし発展している。埼玉バイオプロジェクトはベンチャー企業を3社立ち上げること等に成功しており、フェーズに向けて埼玉県は地域 COE の構築が要請されている。このことが埼玉県と埼玉大学との包括連携協定を締結するトリガーの一つになったと解釈される。同時に埼玉県立がんセンターとの共同研究が進み、理工学研究科とがんセンターとの連携大学院が平成 19 年 4 月より発足することになった。これは、埼玉県と埼玉大学の包括連携協定締結の礎石の一つとなった。</p>	
<p>(研究の水準・成果の検証に関する具体的方策) 【133】 平成16年度から、新たに設置される「教育・研究等評価センター」の下に、「研究評価部門」を置く。同部門は「研究戦略企画室」で企画され「研究推進部門」で実施した研究プログラムの水準並びに成果を検証・公表し、企画・実施部門にフィードバックする。さらに毎年、各学部・研究科の組織としての評価及び全教員について研究に関する業績と貢献に関する報告(「教員活動報告書」)を求める。同部門は、「教員活動報告書」等に基づいて研究評価を行い、その結果を公表する。なお、研究の水準・成果の検証に資するために、例えば、競争的資金の獲得、学会誌への掲載、引用頻度、学術賞の受賞、学会組織の役員歴など、各学部の研究目標に即応した客観的な評価基準を策定し、公表する。</p>	<p>【133】 各学部・研究科から提出された報告書に基づき、組織としての研究の成果に関する評価方法の検討を行う。</p>	<p>教育・研究等評価センターでは、各学部・研究科より提出された「認証評価」中の選択的評価事項 A(研究活動の状況)に記載されたデータを基に組織としての研究活動状況及び質に関する評価方法の把握を行った。大部分の組織で研究活動状況の集計が行われ、質に関する評価が行われた。教育・研究等評価センターは、これらの自己点検に対して、コメントを付してフィードバックした。</p>	

教育研究等の質の向上の状況  
 (2) 研究に関する目標  
 研究実施体制等の整備に関する目標

中期 目 標	<p>(研究者の配置に関する基本方針)                  大学として取り組むべき重点課題を適切に選択し、研究者、研究室、研究費等資源の重点的配置・配分を行う。                  若手研究者による萌芽研究、基礎研究などを重点的に奨励し、積極的な支援を行うためのシステムを構築する。</p> <p>(研究環境の整備に関する基本方針)                  研究環境の重点的整備を行う。</p> <p>(研究の質の向上システム等に関する基本方針)                  社会との連携にかかわる研究を重点的に推進し、学外との共同研究を積極的に推進する。                  大学における知的財産を積極的に顕在化させ、有効活用を図る。</p>
--------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等		
<p>(適切な研究者等の配置に関する具体的方策)                  【134】                  平成16年度に、「研究戦略企画室」は、研究水準を高めるために、学際的な研究プロジェクトを本学教員から募集する。この研究プロジェクトには、国内外からの研究者(任期制)の参加も可能とする。</p>	<p>【134】                  研究推進室は、公募プロジェクトの中から引き続き優れたものを採択し支援する。</p>	<p>平成16年度に制度化した研究資金・研究室配分システムである「研究プロジェクト」の審査体制を充実するため、各部署の協力を得て、部局審査委員の評価を経て競争的に配分した。</p>		
<p>【135】                  大学間交流協定を締結している大学との間で、大学院の講義・研究指導及び共同研究の一層の充実を図ることを検討する。これによって単なる研究の交流だけでなく、在外生活の経験を積ませ、教員の意識の国際化も助長する。</p>	<p>【135-1】                  総合研究機構は、大学間あるいは学部間交流協定を締結している大学との間で共同研究の一層の充実が図れるよう、総合研究機構研究プロジェクト等への申請を奨励し支援する。</p>	<p>学内研究プロジェクトの申請種目に国際共同研究を取り入れることにより、海外の大学教員との共同研究を奨励・支援している。平成18年度は、国際交流推進の重要性から、審査の結果、国際共同研究である20件の申請を全て採択し、1,129万円を配分した。                  教員が海外での研究を行う選択肢の一つとするため、サバティカル制度の導入を検討している。</p>		
	<p>【135-2】                  教養学部並びに文化科学研究科では、現在大学間協定を結んでいる大学と密接な研究協力を進め、世界的な研究拠点作りのための準備を行う。また、大学間協定を結んでいる大学と協力して大学教育の国際化を目指す。</p>	<p>教養学部及び文化科学研究科では、大学間協定を結んでいるロンドン大学キングスカレッジ校の教員を招へいしてワークショップを開催した(平成18年12月)。また、19年度から、日英共同研究を実施することを計画し、日本学術振興会及びBritish Academyに応募し、採択された。</p>		
	<p>【135-3】                  文化科学研究科博士後期課程では、平成17年度に引き続き、大学院博士後期課程の日本・アジア文化研究専攻の講義・研究指導及び共同研究の充実を図るため、交流協</p>	<p>文化科学研究科博士後期課程では、韓国・中央大学校文科大学及び中国・北京日本学術研究センターから客員教授を招へいし、講義・研究指導の充実を図った。平成19年度も引き続き、実施することとし、先方の承諾を得た。</p>		

	<p>定を締結している韓国の中央大学校文科大学及び中国の北京日本学研究中心から客員教授を招へいすることを続ける。</p> <p>【135-4】 理工学研究科では、交流協定締結大学との間の共同研究を推進するとともに、国の支援計画に基づく東チモール、マレーシア、タイ、ポーランドなどの大学への支援プロジェクトを推進する。</p>	<p>理工学研究科では、タイのタマサート大学、ポーランドの日本ポーランド情報工科大学への支援プロジェクトを引き続き実施した。この他、交流協定締結大学との間で共同研究を複数進めている。</p>	
<p>【136】 教員の研究環境の向上を図るために、RAの配置について検討する。</p>	<p>【136】 RAの配置について検討する。</p>	<p>総合研究機構においてRAの配置状況を調査した結果、各部局に配分された予算で配置しているところが3部局、研究プロジェクト経費で措置したところが1部局であった。本調査を踏まえ、研究プロジェクトによる配置・拡充等について、総合研究機構で引き続き検討することとした。</p>	
<p>【137】 平成18年度までに、重点研究に主体的に参画する教員に対して、研究以外の業務を軽減させる方策について検討する。</p>	<p>【137-1】 総合研究機構は、重点研究テーマを中心となって推進している教員に対して、研究以外の業務を軽減させる方法について関連部局で継続して検討する。</p> <p>【137-2】 理工学研究科では、重点研究参加教員の教育分担軽減処置などを行う。</p>	<p>重点研究テーマの中心となっている教員の研究以外の業務軽減措置については、部局の措置状況調査を踏まえ総合研究機構で検討した。その結果、現在一部組織で実施している「学部・研究科の委員会の委員・室員等は複数としない」などの措置を踏まえ、文系、理系の状況をも勘案して、引き続き可能な軽減措置の検討を行い、各部局に対する提案をまとめることにした。</p> <p>理工学研究科では、外部資金を獲得した教員（特に若手）のために、共通秘書の制度を作り、研究に専念できるように支援している。また、教授会は教授のみで構成し、若手教員の会議負担を軽減している。</p>	
<p>【138】 平成16年度に、若手研究者を「研究推進部門」のプロジェクトに参加させ、研究以外の業務を軽減して、自立した研究に集中できる制度を検討し、平成17年度から実施する。</p>	<p>【138】 若手研究者を育成するために、総合研究機構研究プロジェクトを奨励し、研究以外の業務を軽減して自立して研究に集中できる制度を提案し、業務を軽減させる方法について関連部局で検討する。</p>	<p>若手研究者の研究以外の業務を軽減することについては、部局の措置状況調査を踏まえ総合研究機構で検討した。この結果、既に一部の部局等で実施している、担当講義数に傾斜負担を行っている、委員等の業務について、教授以外の負担を軽減している、助手の実験・演習指導に対してTAを配置して負担を軽減しているなどの措置を全学的に導入する可能性を引き続き検討し、各部局に対する提案をまとめることにした。</p>	
<p>(研究資金の配分システムに関する具体的方策) 【139】 平成16年度に、大学の基本戦略に基づき、大学として重点的に取り組む研究への資金援助が可能となる配分システムを構築する。</p>	<p>【139】 大学として重点的に取り組む研究への資金援助の配分システムに従い、引き続き資金援助を行う。</p>	<p>平成16年度に制度化した「研究プロジェクト」への申請・審査を経て、研究費・研究スペースを配分した。具体的には、(1)先端的研究(重点研究テーマならびにこれと密接に関係する研究)、(2)産学官連携研究及び地域連携研究、(3)国際共同研究、(4)若手研究及び基礎研究の種目別に、「研究プロジェクト」へ申請させ、審査の結果に基づいて、優れたプロジェクトに経費を傾斜配分した。</p>	
<p>【140】 平成16年度に、「研究戦略企画室」は研究プロジェクト等に経費の重点配分を行うシステムを検討する。</p>	<p>【140】 資金配分システムを見直し、研究プロジェクト等に資金援助を行う。</p>	<p>研究費について、大学は研究基盤の構築と維持を行う、教員は自助努力により外部資金を獲得し、これを自己の研究に直接使用する費用に当てることを確認した上で、当面、教員への研究費については、従来の平等配分部分を廃し、研究意欲が高く、外部資金獲得に努めている等の教員に配分することとした。こうした資金配分の見直しに合わせて、各部局教員の協力を得て、研究プロジェクトの審査体制の充実・改善を図った。</p>	
<p>【141】 外部資金を獲得しにくい基礎研究で、研究業績を挙げている教</p>	<p>【141】 総合研究機構研究プロジェクトを通じて、基礎研究への資金配分システムを見直</p>	<p>若手研究者による優れた研究を支援するとともに、大学として研究の多様性を維持・発展させるため、研究プロジェクトの申請種目に、若手研究及び基</p>	



<p>員に対する資金援助を検討する。</p>	<p>し、引き続き資金援助を行う。</p>	<p>礎研究を設け、平成 18 年度は、307 名に対し総額 10,803 万円（全体の約 62%）を投じて、若手研究者に対する支援や、外部資金獲得の困難な基礎研究に対して研究費の支援を行った。</p>	
<p>（研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策） 【142】 平成16年度から、競争的資金を獲得した教員のための全学共同利用の実験スペースを確保するとともに、プロジェクト研究のためのスペースを確保する。</p>	<p>【142】 総合研究機構は、外部資金を獲得した教員のために、実験及び研究スペースを確保し、それらを有効に貸与する仕組みを検討する。</p>	<p>実験及び研究用のスペースを確保し、研究の推進のために貸与している。特に教育機構棟の5階には、実験台やドラフト・チャンバーなどを備えた研究実験用のスペースを設けた。 教育機構棟の実験室の2室をCOEに採用された課題に提供できるよう、貸出しを留保している。なお、総合研究棟及び教育機構棟実験室は、平成19年度の教育学部A,B棟の改修工事に伴い、教員の居室あるいは教育用の実験室としての使用に供することとした。</p>	
<p>【143】 平成16年度から、順次、高額図書、必要な電子ジャーナル等の整備に務める。なお、備えるべき学術雑誌、電子ジャーナル、高額図書の整備のあり方について検討し、具体案を策定する。</p>	<p>【143、108-1】 蔵書構成検討委員会において蔵書構成を検討するとともに、蔵書増を中心とする図書館の充実を計画的に進める。</p>	<p>年度計画【108-1】の「計画の進捗状況」参照</p>	
<p>【144】 平成16年に、学内LANのセキュリティ向上と適正な通信速度の確保のために設備の変更を検討する。</p>	<p>【144、115、106-1】 安全で安定したネットワーク環境と教育・実習に係る情報環境の整備に重点を置いた情報処理システムを導入する。（再掲）</p>	<p>年度計画【106-1】の「計画の進捗状況」参照</p>	
<p>（他大学等との連携、プロジェクト研究等） 【145】 平成16年度に、競争的環境をつくる体制の構築を目指して設置された「研究戦略企画室」が、他大学等との共同研究や学内の研究料を超えたプロジェクト研究などの戦略的な研究企画を立てるとともに、重点研究推進テーマの設定、プロジェクトの編成方法等を検討する。</p>	<p>【145】 研究推進室は、重点研究テーマを設定し、プロジェクト研究の編成を行う。</p>	<p>新たに重点研究2テーマ（先端物質によるフロンティアフォトニクス創成及びヒューマンインタラクションの解明に基づく人間支援の脱領域的研究）を設定し、同テーマの研究を推進する研究組織に対し、経費、研究スペースなどの支援を行った。 4件の重点研究テーマのうち2件のテーマを人的及び研究面において再編成し、グローバルCOEへの申請を行った。</p>	
<p>【146】 理化学研究所、埼玉県環境科学国際センターとの連携を継続するとともに、平成16年度以降、産業技術総合研究所等広く国内外の研究機関との連携を目指す。</p>	<p>【146】 産業技術総合研究所、埼玉県立がんセンターとの連携協定・協力関係を実質化する。</p>	<p>産業技術総合研究所との共同研究を行うなど、連携協定・協力関係の実質化を図っている。平成18年度は、産業技術総合研究所、理化学研究所、埼玉県産業技術総合センター及び東京大学等と共同研究を13件行った。共同研究テーマは、「堆積環境を考慮した中川低地における粘性土の地盤工学特性」（産業技術総合研究所）、「海馬および前頭前野ネットワークの機能評価」（理化学研究所）等である。</p>	
<p>（知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策） 【147】 平成16年度に、「研究戦略企画室」の下に置かれる「知的財産部」において、知的財産の創出推進計画、活用指針、特許の取得に関する</p>	<p>【147】 「総合研究機構会議」で策定した、知的財産の創出推進計画、活用指針等をもとに、「知的財産部」と「地域共同研究センター」が一体となって、各学部への啓発活動を継</p>	<p>地域共同研究センターと知的財産部との一体運営の一環として、地域共同研究センター長及び専任教授が、知的財産評価委員会の委員となり協力している。また、大学知財の技術移転を目的として実施された、新技術説明会についても両組織が連携して行った。</p>	

<p>るマニュアル等を策定し、学内への普及を図って、その創出、活用に務める。</p>	<p>続して行うとともに、知的財産の創出に努める。</p>		
<p>【148】 産業界との共同研究を増加させ、有用性のある研究を実施し、特許の出願を推進する。</p>	<p>【148】 「総合研究機構会議」で産業界との共同研究を増加させ、有用性のある研究を実施するための施策の検討を継続するとともに、埼玉りそな銀行などの外部組織との協力関係を構築・強化していく。また、特許出願を推進するための施策を検討するとともに、学内における啓発活動を積極的に継続していく。</p>	<p>共同研究については、技術相談への対応や研究者情報の発信などの地域共同研究センターの地道な活動もあって、契約件数・金額とも近年増加しており、平成18年度は88件1億5,523万円となった。 有用性のある研究を実施するための施策について総合研究機構で検討を行い、様々な組織との連携の下で「ベンチャー講座in埼大」(共催:(財)埼玉りそな産業協力財団及び埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会)を5回にわたって開催する等の活動を行った。 特許出願推進のため、総合研究機構では、研究室訪問などの啓発活動を行った。</p>	
<p>(研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策) 【149】 平成16年度に、「教育・研究等評価センター」の下に置かれる「研究評価部門」は、研究評価の計画、評価対象、評価基準等を策定するとともに、各学部・研究科と連携して、研究業績を評価するための方法を検討する。また、平成17年度から、同部門は、毎年度、研究プロジェクトごとに成果報告書の提出を求め、更に教員個人の研究業績を記載した「教員活動報告書」の提出を求める。これらに基づき本格的な学内研究評価を実施する。</p>	<p>【149-1】 教育・研究等評価センターは、各学部・研究科の評価委員会と連携して、組織としての研究の成果を評価するために評価基準、評価対象、評価計画を策定する。</p> <p>【149-2】 教育・研究等評価センターは、学内の研究プロジェクトごとに研究成果報告書の提出を求める。</p> <p>【149-3】 教育・研究等評価センターは、「教員活動報告書」の提出を求め、これらに基づき学内研究評価の検討を行う。</p> <p>【149-4】 総合情報基盤機構は、平成17年度に設置した「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」で、引き続き各種教育研究活動データの適切で効果的な情報共有、情報発信、情報保護の技術的側面について検討する。</p>	<p>教育・研究等評価センターでは、組織としての研究の成果を評価するために必要な評価項目について議論した。理系では、インパクトファクターやサイテーションインデックスなどを基礎とした学科・コース・専攻の評価を数値化すること、人文・教育系では個人の自己評価を基礎とした組織評価が必要であるとの方針が得られたことから、具体的な作業について、学科・コース・専攻の意見を聞き、部局の評価委員会と協力して作業を進めていくこととした。</p> <p>平成17年度プロジェクト研究成果報告の評価方法について教育・研究等評価センターと総合研究機構とが打ち合わせを行った結果、専門領域に近い教員による小委員会を組織して評価を実施することを決定した。教育・研究等評価センターは、その評価報告を受けて、評価方法が適切であったかどうかを点検することになっている。</p> <p>教育・研究等評価センターでは、全教員に対して、平成17年度になされた活動の報告書(「教員活動報告書」)を提出するよう求め、各教員の研究面での貢献については、教員活動報告書に基づき、各部局において部局長等によって個別評価がなされ、18年10月に評価結果が報告された。 各部局より出された「教員活動報告書」の記載項目や表示法についての要望の対処に関してセンター内で評議し、次年度以降の報告書の改善に反映させることにした。また、各学部・研究科の定めた教員活動評価の実施要領を用いて研究評価方法を比較検討した。評価項目に関しては、概ね、研究上の成果及び研究資金の獲得による評価が主体であるが、研究目標や教育との関連を問う部局もある等の状況があり、これをどうするか引き続き検討することとした。</p> <p>「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」で、統一入力インターフェースプロトタイプ作成・試行等により情報共有を中心に検討を行った。その成果を平成19年1月に報告書「各種教育研究活動データの効果的な利活用について」に取りまとめ、今後のあり方について技術的側面からの提言を行った。</p>	
<p>【150】 平成18年度までに、優れた研究実績を有する教員・組織に対する全学的な支援方策を検討する。</p>	<p>【150】 総合研究機構の公募型プロジェクトへの予算措置に際し、平成17年度に決定した方針に従い、本学の教育・研究等評価センタ</p>	<p>平成18年度の公募型プロジェクトの審査において、これまでの研究の経緯・実績等を反映するとともに、19年度研究プロジェクトの評価については、教育・研究等評価センターの協力を得て実施することとした。</p>	

<p>(全国共同研究、学内共同研究等の具体的方策) 【151】 大学と地域社会との連携強化、民間企業との共同研究の推進を図るため、地域共同研究センターを充実し、埼玉大学産学交流協議会の活動、サテライト教室における技術相談などを推進する。</p>	<p>ーによる評価を受けて実施に移す。 【151、160】 「埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会」を軸とした産学官交流の推進を継続するとともに、「地域共同研究センター」をリエゾンオフィスとしての機能を強化するための具体的な検討を行う。</p>	<p>地域共同研究センターのリエゾンオフィスとしての機能を強化するための検討を行い、新たに技術交流会「テクノ・カフェ」(共催：埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会)を実施したほか、埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会と連携して、産学官が一堂に会する場・機会(リエゾン)を提供した。 大学と地域社会との連携を推進するために地域共同研究センターの産学官コーディネータを1名増員した。</p>	
<p>【152】 科学技術の急速な高度化・複雑化に適切に対応し、先端的研究に必要な高性能各種機器の一元化を推進するため、アイソトープ、動物実験の分野の支援体制を統合し、より効果的な学内相互連携体制を推進するため、総合科学分析支援センターの充実を図る。</p>	<p>【152】 「科学分析支援センター」の充実について継続して検討する。</p>	<p>平成18年度に、廃液処理施設を科学分析支援センターの附属施設とし、全学の科学系実験廃液、固形廃棄物処理を一元的に扱うこととした。 応用化学科支援の4名の技術職員を併任とすることで、講習会、元素分析、排水分析業務、試薬管理システムなどの充実を図った。 無機微量元素分析装置の更新、走査顕微鏡の解析装置の増設、FAB型質量分析装置の解析装置の更新、熱分析装置の解析装置の増設など、設備の充実を図った。 動物飼育室の窓の改造、温水器の設置により実験環境を充実した。</p>	
<p>【153】 都市域の地震被害の軽減と耐震性の向上の研究、土壌や地下水汚染の除去に関する研究、危険廃棄物の深層処理についての研究など特色ある研究を地圏科学研究センターを充実させて実施する。</p>	<p>【153】 「地圏科学研究センター」では、平成17年度に引き続き、都市域の地震被害の軽減と耐震性の向上の研究、土壌や地下水汚染の除去に関する研究、危険廃棄物の深層処理についての研究など、特色ある研究を継続して実施する。</p>	<p>都市域の地震被害の軽減と耐震性向上の研究については、平成17年度に開発した木造家屋耐震診断システムをさらに改良し、実用性を高めた。また、産学連携フェア、NHK報道番組などで本システムの紹介を行い、研究成果の社会啓蒙に努めた。さらに、土構造物の耐震性をジオ・テキスタイルで高める研究を進めた。 土壌や地下水汚染の除去や危険廃棄物の深層処理に関する研究では、地下工事に伴う地下水障害を的確にモニタリングし管理するシステムを開発し、現在建設が進められている地下研究所を対象にして実用化を推進した。また、危険物隔離に使われる粘土の膨潤特性を明らかにした。この外、防災問題の研究では長期的観点から考えることが不可欠であることから、コンクリート材料の海水との反応による長期劣化を鉱物学的に明らかにした。 ユネスコ等と連携して、歴史遺産の修復・保存技術を開発する中から、建設材料の長期変化や過去の自然災害による社会基盤の崩壊と再建プロセスを調べるといってユニークな研究を進めている。平成18年度は、イランや中央アジアの遺跡の修復保全研究を行い、長期安定な建設材料の研究を進めた。 環境問題は国際的な共通性があり、国際的な貢献が求められることから、東南アジアの廃棄物処分場の現状を調査し、危険物の隔離性能向上技術を提言した。</p>	

教育研究等の質の向上の状況  
 (3) その他の目標  
 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	<p>(教育研究における社会との連携・協力に関する基本方針)                  積極的に社会と連携することにより、教育研究の成果を社会に還元することを目標にする。とくに、社会人のブラッシュアップ教育・生涯学習のニーズの高まりに応える社会サービスを実施する。                  地域との連携によって学生が育つ多様なプログラムを実施する。                  産学官の連携を積極的に推進し、研究成果の社会還元を通じて地域社会の活性化を図る。</p> <p>(国際交流・協力等に関する基本方針)                  海外協定校を中心とした学生交流・研究連携を推進する。                  外国人留学生を積極的に受け入れ、異文化交流を実践する。                  大学院において外国人留学生や外国人研究者を積極的に受け入れ、研究上の国際交流を推進する。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
<p>(地域社会等との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策)                  【154】                  文化科学研究科、教育学研究科、及び経済科学研究科等における社会人を対象とした専門職業人教育の充実に努める。また、各学部・研究科において社会人受け入れ枠の拡大について検討し、具体案を作成する。</p>	<p>【154-1】                  文化科学研究科、教育学研究科、及び経済科学研究科等における社会人を対象とした専門職業人教育の充実に努める。</p>	<p>文化科学研究科修士課程では、専門職業人教育の充実に努めるべく、日本・アジア古典資料情報教育プログラム、アジア文化交流研究プログラム、日本語教育プログラム、地域協力教育プログラム、文化財保全教育プログラム、文化資源教育プログラムを実施した。                  経済科学研究科博士前期課程では、社会人の推薦入学について、国の行政機関や地方公共団体、さらに日本郵政公社、日本証券取引所などの諸団体に推薦を依頼し、推薦された社会人(5名)は、全て合格・入学した。</p>
	<p>【154-2】                  教育学部は、教職員年次研修や日常の研修、管理職研修などを、埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会と附属学校園の実態に即した方法で実施する。</p>	<p>教育学部では埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会等との連携によって助言、支援した、教員の20年経験者研修、さいたま市10年経験者研修、同じく25年経験者研修を実施した。</p>
	<p>【154-3】                  理工学研究科では、博士前期課程に中学及び高校の理工系教員を受け入れリカレント教育を実施するとともに、長期履修制度を導入し、社会人に対する高度職業人教育の充実に努める。</p>	<p>理工学研究科では、博士前期課程において、中学及び高校の理工学系教員に対するリカレント教育を実施する体制を整え、平成19年入学の入試合格者を1名出した。また、長期履修制度を導入し、同制度が適用される学生を受け入れた。</p>
<p>【155】                  現在行っている「一日体験入学」(中学校生徒対象)の高等学校生徒への拡大、地域の中学・高等学校での「出前講義・実験」</p>	<p>【155】                  現在行っている、中学校生徒対象「一日体験入学」、地域の中学・高等学校での「出前講義・実験」、学生による子供たちの学習支援である「はつらつスクール」事業など、</p>	<p>大学説明会における模擬講義の実施、県内外の高等学校等からの要請による「模擬授業」、「出前講義」などの実施のほか、教育学部では、学部卒業生が活躍する学校を学部指導教員が訪問して交流する企画により、平成18年度は小学校を訪問し、理学部では、高等学校への実験指導などの協力を行うとともに</p>

<p>学生による子供たちの学習支援である。「はつらつスクール」事業など、地域密着型の各種事業の充実とともに、学生の体験活動等の観点から、更なる新規事業を積極的に試みる。</p>	<p>地域密着型の各種事業を充実するとともに、学生の体験活動等の観点から、更なる新規事業を試みる。</p>	<p>に、高校生の実験指導補助を大学院生・学部学生に行わせており、工学部では、理工学フェアを開催した上、各学科で高等学校等からの学科見学に対応した。</p>	
<p>【156】 教育委員会と連携して、現職教員研修義務化に伴う研修プログラムを開発し、実施する。</p>	<p>【156】 教育委員会と連携して、現職教員研修義務化に伴う研修プログラムを開発し、実施する。</p>	<p>教育学部では、埼玉県及びさいたま市教育委員会との連携協定に基づき、埼玉県教育委員会との「連絡協議会」、さいたま市教育委員会との「さいたま教育コラボレーション推進協議会」等の会議の開催による調整・協議の他、教育委員会関係者を含めた県内教育関係者との交流・懇談・協議を重ねた（回数は、学部長出席のものだけでも平成18年度70回以上）。 また、埼玉県中学校長会及びさいたま市校長会との協議会を開催し、教員養成をめぐる諸課題について協議した。 こうした調整・協議のもとに、埼玉県教育委員会の20年経験者研修を本学において実施し、19講座を開設した（受講者384名）。また、さいたま市10年経験者研修として11講座（受講者45名）、さいたま市25年経験者研修として10講座（受講者51名）を開設した。 なお、連携協議会などを通じて、平成18年度から実施された「埼玉教員養成セミナー」に積極的に参加し、初年度、24名の学部学生を送り出した。</p>	
<p>【157】 平成16年度に、図書館において、図書地域住民への直接貸出等のサービスを充実するとともに、県内の公共図書館、研究機関との間で、情報交換、研修等を行い、平成19年度までに、これら学外機関との連携システムを構築することを旨とする。</p>	<p>【157】 現行の県立図書館に加えて埼玉県立大学（情報センター）と相互協力の協定を結び、相互貸借、文献複写サービス等を実施する。</p>	<p>県立図書館に加えて、埼玉県立大学（情報センター）との間で、相互協力に関する申し合わせを行い、県の搬送車を活用した図書館間相互協力（相互貸借、文献複写サービス等）を実施した。</p>	
<p>【158】 平成16年度から、サテライト教室における教育相談や技術相談を充実させるとともに、社会人再教育や資格取得支援教育等さまざまな地域貢献策について検討し、実施に移す。</p>	<p>【158-1】 総合研究機構は、サテライト教室における技術相談を継続させるとともに、有効性を高めるために相談員を講師とした講演会を行う。</p> <p>【158-2】 経済科学研究科では、厚生労働省による大学等委託訓練の実施プログラム、離職ホワイトカラーに対する大学院レベルの緊急再就職支援訓練「経営管理者上級コース」を継続実施し、訓練成果をあげる。</p>	<p>地域社会に貢献するために、市民との共同研究会を開催した。平成18年度のテーマは、「そよかぜ保育室を通じて、地域とともに育む異文化交流・異文化共生保育」、「多文化共生社会に向けた大学と地域の国際交流におけるネットワークのあり方」、「地域で暮らす外国籍児童の学びの保証」、「埼玉県平野部における地下水汲みあげによる自然環境への影響」である。 技術相談のあり方の検討を行い、相談窓口の一元化（地域共同研究センター）と相談対応者の充実（1名→2名）を図った。（増員コーディネータは、企業診断士の資格を有する者であり、中小企業の経営等に関する相談に対しても一定の助言等が可能となった。）</p> <p>経済科学研究科は、文部科学省が協力して行なっている厚生労働省のホワイトカラー離職者を対象とした委託訓練（経営管理者上級コース）に当初から参加し、継続して実施している。訓練生の便宜を図るために、さいたま新都心にサテライト教室を設け、経営管理者や起業家育成のための教育を行い、その就職率は、他大学等の全国平均（約50%）を超える60%超となっている。3ヶ月のコースの中で2回のアンケート調査を行い、おおむね受講者の高い評価を受けている。月1回は交流会を開催して再就職や起業に必要なメンタル面でのケアも行っている。 なお、教育学部では、文部科学省の委託を受け、幼稚園教員資格認定試験実施委員会のもと、幼稚園教員資格認定試験（第一次及び第二次）を行うとともに、学校図書館司書教諭講習会を開講した（5科目、学部学生延べ146名、学外者延べ439名受講）。また、埼玉県教育委員会の要請に応じ、埼玉県免許法認定講習を実施した（音楽、美術、保健体育等の5教科で開催し、60名受講）。</p>	

<p>【159】 平成16年度から、人文社会系学部が一体となって、「共生社会研究センター」のあり方を検討するとともに、さいたま芸術劇場との連携等によるさいたま市民の求める共生社会づくり等のプログラムの研究開発を行う。</p>	<p>【159-1】 全国における「市民活動資源メタネットワークの拠点」として発展させるという平成17年度に定めた将来計画の実現に向けて、資料収集・整理の他、学生の教育、市民活動支援、出版事業の面で着実な活動を積み上げる。教養学部、教育学部及び経済学部は一体となって、「共生社会研究センター」の活動を支援する。</p> <p>【159-2】 平成17年度に作成した市民参加の共生社会づくりのためのプログラム案の実施可能性をさいたま芸術劇場とともに検討し、実施可能なものから実施する。</p> <p>【159-3】 教育学部では、地域の祭行事に協力・参加するとともに、県立美術館とのミュージアム・コラボレーションを推進する。</p>	<p>経済学部及び教育学部、教養学部とが共同して「共生社会研究センター」の活動を支援し、「市民活動資源メタネットワークの拠点」形成という将来計画の実現に向けて、市民活動資料の収集・整理・所蔵情報の公開を進め、平成17年度に引き続き『復刻版宇井純収集公害問題資料1』（すいれん舎、第2期（第5巻～第8巻）18年6月、第3期（第9巻～第12巻）18年11月）として出版した。</p> <p>また、平成17年度から開始したテーマ教育プログラム「社会と出会う」では、県内市民活動団体におけるインターンシップを引き続き実施している。これは、学生の教育として新たな試みであると同時に、県内市民活動団体とのネットワークを強化するものでもある。テーマ教育プログラム「社会と出会う」の開講本数10本、受講者数は1,030名（前期643名、後期387名）である。</p> <p>教養学部では、教育及び経済の両学部と共同研究グループを作り、市民参加の共生社会づくりのためのプログラム案として、母子参加ワークショップ・プログラムや次世代芸術監督育成プログラムなど、アートを媒介にしたさいたま芸術劇場における教育普及プログラム案を、外部のアート・コーディネーターの協力とアドバイスを受けながら検討した。</p> <p>全国産業教育フェアに参加し、「ものづくり体験教室」を提供した。また、さいたま市主催の咲いた祭（平成18年10月）に、技術教育講座作成のドラゴン・フロートを出場させ、家庭科教育講座の協力によるダンス・パフォーマンスを行った。</p> <p>ミュージアム・コラボレーション事業は、前期17日、夏休み期間9日、後期16回、春休み期間9日にわたって多様な内容で実施され、教育学部生等15名が参加した。地域の子どもたちに向けた県立美術館の特色あるプログラムとなっている。</p>	
<p>（産学官連携の推進に関する具体的方策） 【160】 埼玉大学産学交流協議会を軸とした産学官交流の推進を図るため、平成17年度までに、企業との窓口となる「リエゾンオフィス」の設置を検討する。</p>	<p>【160、151】 「埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会」を軸とした産学官交流の推進を継続するとともに、「地域共同研究センター」を「リエゾンオフィス」としての機能を強化するための具体的な検討を行う。（再掲）</p>	<p>年度計画【151】の「計画の進捗状況」参照</p>	
<p>【161】 平成16年度に、「知的財産部」においてTLOの設立を準備し、民間企業等への技術移転を進める。</p>	<p>【161】 TLOの設置条件について検討を継続する。</p>	<p>群馬大学との連携により設置した「知的財産本部」（文部科学省支援事業）において、技術移転機能（技術移転マネジメントグループ）も含めて活動を行っている。（両大学の知的財産戦略室長・分室長等が出席し、技術移転や共同・受託研究等の執行状況の確認を行うとともに、課題を抽出して改善策を講じるなど、両大学連携による技術移転戦略の具体的施策を検討）</p> <p>首都圏北部の4大学（埼玉大学、群馬大学、宇都宮大学、茨城大学）及び4県が合同して、4大学の知的財産を技術移転するためのTLO的組織の構築について検討を進めている。（4大学・地域における技術移転、産学官連携推進事業を推進するため、4地域にまたがる技術シーズの交換を通じて、技術移転等を促進することを目的とする）</p>	
<p>【162】 平成15年度から開始している産業界等と連携したバイオサイエンスに関する研究プロジェクト（地域結集型共同研究事業「埼玉</p>	<p>【162、132-2】 平成15年度から実施しているバイオテクノロジーに関する研究プロジェクト（埼玉県地域結集型共同研究事業「埼玉プロジェクト」）を継続発展させ、研究成果を</p>	<p>年度計画【132-2】の「計画の進捗状況」参照</p>	

<p>バイオプロジェクト」)を継続、発展させ、研究成果を得る。</p>	<p>得る。(再掲)</p>		
<p>【163】 産業界等との共同研究体制を整備し、ベンチャー型企業の支援体制を整える。</p>	<p>【163】 「地域共同研究センター」が中心となり、産業界等との共同研究を増進させ、ベンチャー企業の支援体制を充実させるための施策を検討する。さらに、学内に向けた啓発活動を積極的に行っていく。また、学内発ベンチャー企業育成のために、埼玉りそな銀行などとの連携を進める。</p>	<p>「ベンチャー講座 in 埼大」(主催：地域共同研究センター、共催：埼玉りそな協力財団、産学交流協議会、後援：関東経済産業局、埼玉りそな銀行、りそな総合研究所)を新たに開設し、平成18年度は5回開講した。第5回には、ベンチャー起業を計画している教員から企業計画案を提出してもらい、起業に向けた検討を行った。</p>	
<p>【164】 平成16年度から、研究プロジェクトや重点研究推進テーマとともに、教員個人の研究状況等について、ホームページ等を充実し、積極的な情報発信を行う。</p>	<p>【164-1】 総合情報基盤機構において、紀要等の学内学術情報の電子化を推進し、学術情報を効率的に発信するシステムについて検討する。</p> <p>【164-2】 総合研究機構研究プロジェクト、重点研究テーマ及び市民との共同研究等の情報発信を充実する。</p>	<p>本学の学術成果を登録し、電子的な手段を通じて学内外に公開するSUCRA(埼玉大学学術情報発信システム)の試験運用を開始した。</p> <p>プロジェクト研究などの発表会を開催(平成18年11月、参加人数約100名)し、学内外の参加者を得た。また、プロジェクト研究などの成果報告書を作成し、研究者へ配布した等により、情報発信の充実を図った。 平成17年度に創設した「市民との共同研究会」のテーマを県市町村などの公共機関及びインターネットを通じて広く募集し、4件を採択して、市民を主体にした共同研究を推進した。</p>	
<p>【165】 地域の公的機関の委員会・審議会等への委員に、教員を積極的に参画させる。</p>	<p>【165】 地域の公的機関の委員会・審議会等への委員への参画状況を調査し、教員を積極的に参画させる。</p>	<p>各学部において、国、地域の公的機関の委員会・審議会等への教員の参画状況を「教員活動報告書」等によって把握し、諸機関の活動に一層積極的に参画するよう、教授会において奨励した。</p>	
<p>【166】 平成16年度から、公的機関や産業界へのインターンシップ教育をその単位化を含め積極的に推進するとともに、インターンシップの期間についても検討する。</p>	<p>【166、83】 インターンシップの充実について、引き続き検討する。</p>	<p>年度計画【83】の「計画の進捗状況」参照</p>	
<p>【167】 公的機関や産業界から、定期的に講師を招へいし講義してもらうことを推進する。</p>	<p>【167】 公的機関や産業界から、定期的に講師を招へいし講義してもらうことを推進する。</p>	<p>各学部・研究科において、埼玉県(文化科学研究科の「地域振興論」。事例研究を中心とする講義)、教育委員会(教育学部の教職セミナー等)、日本貿易振興機構(ジェトロ)(経済科学研究科の「アジア経済論」)、特許事務所(経済科学研究科の「国際技術移転」)、自動車メーカー(工学部の「自動車工学」)等から講師を招へいし、講義を実施した。 経済学部では、平成19年度から「寄附講義」を設置し、初年度は連合(日本労働組合総連合会)との提携による寄附講義「若者・働き方・労働組合」を開講することを決定した。</p>	
<p>(地域の公私立大学等との連携・支援の具体的方策) 【168】 県内の地域振興、産業振興及び県内大学の機能強化を目的として組織する「埼玉県大学連携研究会」において積極的な提言を行い、県内大学の中核的な役割を果たしていく。</p>	<p>【168】 県の設置した「埼玉県大学連携研究会」の活動状況を踏まえつつ必要な提言を積極的に行っていく。</p>	<p>「埼玉県大学連携研究会」は名称を変更し「SAITEC 産学連携協議会」となり、平成18年度は、3回開催された。また、埼玉県中小企業振興公社と財団法人さいたま市産業創造財団の両者が運営する「産学連携支援センター埼玉」が主催する「産学連携支援ネットワーク会議」が4回開催されている。これらの会議に参加し、地域振興、産学連携への提言を行った。</p>	

<p>(留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策)</p> <p>【169】 平成16年度に、短期留学プログラムを活用し、大学間協定校からの留学生の受け入れを積極的に行うなど留学生の受け入れ体制を整備する。</p>	<p>【169-1】 従来の協定に加えて新たな交流協定に基づく受け入れと派遣を行い、さらなる交流拡大を図る。日本人学生の派遣留学推進のために、留学相談室を設置し、留学説明会を開催する。</p> <p>【169-2】 UMAP(アジア太平洋大学交流機構)に基づく協定締結に基づき、学生交流を実施する。</p>	<p>平成18年度、新たに3協定を締結し、海外の大学・学部等との国際交流協定は38となった。本学学生を協定校へ17名の短期派遣、また、協定校から41名の短期留学生を受け入れた。 日本人学生の派遣留学推進のために、留学相談室(海外留学ヘルプデスク)を運営するとともに、留学説明会を開催した。</p> <p>UMAP(アジア太平洋大学交流機構)に基づく学生交流を実施した。</p>	
<p>【170】 大学間協定校を中心として、情報関連分野や環境調和型開発科学等の国際共同研究プロジェクトを推進する。</p>	<p>【170】 総合研究機構研究プロジェクトへの申請を奨励することにより、大学間協定校を中心として国際共同研究プロジェクトを推進する。</p>	<p>総合研究機構では、研究プロジェクトにおいて国際共同研究の種目を設け、海外の研究者との共同研究の奨励と支援を行った。また、協定校のイエーナ・フリードリッヒ・シラー大学(独)の教授を埼玉大学国際交流基金で招へいし、フンボルト財団とJSPSによる国際共同研究支援プログラムに同教授を代表として応募した。 海外協定校を中心とした研究連携等を推進するため、海外教育研究拠点支援経費を確保し、国際交流センターを通じて、経済学部のタイ王国チュラロンコーン大学との共同研究(平成19年度に予定している円借款効果の評価調査に関するタイ王国北部に係る研究(JBIC委託業務予定)の事前調査)等を支援した。</p>	
<p>【171】 プロジェクト研究を中心として、国際会議、国際シンポジウム等を2年に1回程度実施する。</p>	<p>【171】 総合研究機構では、国際会議、国際シンポジウム等を開催できるよう支援する。</p>	<p>国際会議、国際シンポジウム等(ジェンダーとモダンデザイン(平成18年7月:参加者約80名)等)を支援した。</p>	
<p>【172】 平成16年度から、外国の研究者によるシンポジウムやセミナーの開催に努める。</p>	<p>【172-1】 総合研究機構では、平成18年8月に研究プロジェクト並びに重点研究テーマの採択課題とも関連する国際会議を、さいたま市で開催する。</p> <p>【172-2】 総合研究機構では、引き続き埼玉大学国際交流基金を活用して、各学部、研究科における研究者の受け入れと派遣を支援する。</p> <p>【172-3】 経済学部では、平成17年12月の国際ワークショップの成果の上に立って、シンガポール国立大学と研究交流協定の締結交渉に入るとともに、平成18年12月にシンガポール国立大学で開催されるワークショップに学部として参加する。</p>	<p>平成18年8月に、第22回硫黄化学国際会議をさいたま市内で開催し、国内外から約300名の参加者を得た。(関係するプロジェクト研究:光駆動型分子機械構築のための有機合成)</p> <p>埼玉大学国際交流基金等により、研究者12名の派遣及び研究者6名の受け入れを支援した。 教育学部では、JICA研修プログラムとして、パラグアイ国学校運営管理改善計画研修団に対して、日本の教育の現状、教員養成制度、研修制度等の講義・施設見学などを実施した。また、日本フルブライトメモリアル基金によるアメリカ教育者20名の研修を受け入れ、日本の教員養成制度、教育学部の実情等について研修を行うとともに、学生との交流会を行った。</p> <p>経済学部では、シンガポール国立大学経済政策研究所と、研究交流協定の締結交渉を開始した。 経済学部では平成17年12月に開催したワークショップの成果に基づき、国際学術雑誌 Asian Economy and Social Environment 第1号を、毎日新聞社から刊行した。今後、毎年刊行することが決定している。なお、18年にシンガポール国立大学で開催予定であったワークショップは、同大学側の事情により開催されなかった(19年度は、タイ王国チュラロンコーン大学で開催予定である)。</p>	



<p>(教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策)</p> <p>【173】 大学院国際プログラムを充実して外国人留学生を積極的に受け入れ、教育研究上の国際貢献を実践する。</p>	<p>【173、127】 理工学研究科では、改組に伴い大学院国際プログラム(英語による特別プログラム)を拡充し、外国人留学生を積極的に受け入れて教育研究上の国際貢献を引き続き実践する。</p>	<p>年度計画【127】の「計画の進捗状況」参照</p>	
<p>【174】 研究成果の国際的な情報発信を積極的に行うと同時に、学際的プロジェクト研究に関連して、国際共同研究の推進や学術ネットワークの構築、国際シンポジウムの企画・開催を行って、研究面での国際貢献をより一層推進する。</p>	<p>【174】 研究プロジェクトや重点研究テーマとして採択した課題に関わる研究成果を国際誌に発表することを奨励し、情報発信に努める。また、交流協定校との共同研究プロジェクトを支援する。</p>	<p>総合研究機構では、研究プロジェクト成果報告書を刊行することにより、国際誌への投稿の奨励と研究成果の発信を行った。(研究プロジェクトの国際共同研究に支援した20件のうち、5件が大学間交流協定校、3件が部局間交流協定校等である。)</p> <p>国際交流センターでは、埼玉大学国際交流基金等により、海外の学会・セミナーへ研究者を派遣し、研究成果の発表への支援を行った。</p>	

の教育研究等の質の向上の状況  
 (3) その他の目標  
 附属学校園に関する目標

中期目標  
 (教育活動の基本方針)  
 教育学部との有機的な連携を強化する。  
 (学校運営の改善の方向性)  
 時代の要請に沿った新しい附属学校園のあり方を検討する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
(大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策) 【175】 附属学校園の教員と教育学部の教員が相互にそれぞれの授業を担当するとともに、共同研究を組織するなど、教育学部との連携を深め、これからの教育のあり方について情報発信を行う。	【175】 附属学校園教員を教育実践総合センターに任期付助教授として採用するための実務的な検討を開始する等、学部と附属学校園間の連携を促進する。	附属学校教員の学部任期付助教授採用について、附属学校委員会を通じて検討したが、附属学校業務の現状から判断して、平成18年度は人事上無理であることを確認した。 教育学部では、教育現場を反映した学生指導を行うために、附属小学校から6名、中学校から3名、養護学校から9名、幼稚園から3名の教員を非常勤講師として迎えた。
【176】 養護学校を中心とし、教育学部との連携において、特別支援教育センターとして地域教育界の要望に対応できる体制を整備する。	【176】 「発達支援相談室しいのみ」を軸とする現代的教育ニーズGPの計画遂行を図る。	発達支援相談室「しいのみ」では、現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)の採択を受け、大学・地域・学校の3者が往還的・双方向的に特別支援教育に取組むプロジェクトを実施した。このプロジェクトにより、個別相談において105件の相談が寄せられ、学校コンサルテーション活動において幼稚園、小学校、中学校延べ74校、27回のコンサルテーションを実施し、研修会への講師派遣は、学校関係外を含めて14箇所16回に及んだ。
(学校運営の改善に関する具体的方策) 【177】 校長・副校長、園長・副園長のリーダーシップ機能がより強化される体制を整備する。	【177】 附属学校園では、校長他管理職のリーダーシップ機能を見直し、学校経営の一層の効率化を検討する。	附属学校園長のリーダーシップが一層発揮されるためには、附属学校園経営の改善に係る教育学部の方針と附属学校園のそれとが整合的に実施されることが必要であることから、学部長が整理した方針、(法人化後の状況変化に対する意識啓発、長期展望における附属学校園経営に関する全国情報の収集、研究活動の活性化、教育実習生指導の強化、教員への研修機会の提供、学部教育研究活動との連携等)を踏まえて、附属学校連絡協議会において協議を行った。 これに基づいて附属学校園長が取り組んだ具体的措置は、次のとおりである。 附属学校園の予算構造の見直し、入試方法の改善、中高一貫学校設置の検討、附属中学校耐震改修工事の実施等、教育環境の重点的整備、教育実習対象学生の増加に伴う附属学校での受入枠の拡大、学部での授業実施、現代GP・教員養成GPへの参加等による附属学校園教員の学部協力。
【178】 子どもたちの安全を確保する	【178】 附属学校園では、引き続き、安全管理(防	附属幼稚園では、非常通報装置を設置した。また、毎学期1回の避難訓練及

<p>ために、安全体制を見直し、セキュリティ対策を向上させる。</p>	<p>犯・防災を含む。) についての条件整備を行うとともに、訓練を実施する。</p>	<p>び保護者への引渡し訓練を実施して、安全管理の充実を図った。                  附属小学校では、災害時や不審者情報などの緊急連絡時に、これまでの電話連絡に加えて、携帯メールによる全学連絡体制を構築した。また、安全管理(防災・防犯)について、警察官を講師とする教職員研修を実施した。                  附属中学校では、防災に関する訓練を定期的及び改修工事に伴う避難経路変更により臨時に行うとともに、健康安全に関する研修会を実施した。                  附属養護学校では、日常的な登下校指導に加え、マンション建設に伴う大型車両の通行時の安全確保のため、通学路の安全点検、教員配置の強化などを重点的に行った。また、学校敷地内の不審者潜伏場所の確認とマップづくり、不審者侵入を想定した避難訓練及び保護者による引取訓練を行った。</p>	
<p>(附属学校園の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策)                  【179】                  附属学校園のもつ三つの性格(教育の研究と実践・実証、学生の教育実習並びに研究の指導、地方教育への協力と指導)を実現し、特色ある学校園づくりを進めるために、入学検査の制度などについて検討する。</p>	<p>【179-1】                  附属幼稚園では、入園募集区域の見直しを検討する。</p> <p>-----</p> <p>【179-2】                  附属中学校では、平成17年度入試より実施した入学選抜における抽選方針の廃止を受け、入学者の能力・資質の変容を検証する。</p>	<p>附属幼稚園では、入園該当区域の見直し作業に取り組み中である。                  なお、附属幼稚園では、浦和レッズ・キッズ・サッカーに参加し、地域スポーツへの興味や関心を高めるとともに、国際理解教育の一環として、定期的に地域に居住する外国人との交流を図るイベントを実施した。</p> <p>附属中学校では、入試制度の変更による志願者数推移と入学当初の学力診断テスト(学習到達度・学習意識)の検証を実施し、志願者が抽選廃止後、着実に伸び(平成16年度252人、17年度316人、18年度353人、19年度393人)また、学力診断テストの結果、入学者の能力・資質が年々高まっていることを確認した。</p>	
<p>(公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策)                  【180】                  教育学部と附属学校園との連携において、教職員年次研修や日常の研修、管理職研修などを、埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会と附属学校園の実態に即した方法で実施する。</p>	<p>【180】                  附属学校園は、県・市教育委員会と連携しながら、附属学校園の実態に即した方法で、研修事業への協力を行う。</p>	<p>附属中学校では、埼玉県・さいたま市の後援による中学校研究協議会を開催し、10分科会で大学教員を指導者として共同研究発表を行うなど、附属学校園において、研究協議会を開催した。                  また、附属学校園では、教育事務所・市教育委員会・教育研究会等主催の研修会に講師・指導者を派遣し、地域の教員の指導力向上に貢献した。</p>	

## 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

## 教育方法等の改善

## (1) 一般教育の指導方法改善のための組織的取組の状況

1) 全学開放型教養教育プログラムと副専攻・テーマ教育プログラム  
新しい教養教育は「広さ」「深さ」「相互依存性」の3原則に基づき実施している。

「広さ」は、教養・教育・経済・理・工の5学部が同一のキャンパスにあるという利点を活かして、各学部の専門基礎科目を教養教育科目として開放している。これにより、学生は所属する学部以外の学部の講義を教養教育科目として履修することができ、必然的に教養教育における「広さ」が保証されることになる。

「深さ」は、「副専攻プログラム」によって実施されている。他学部が提供する副専攻プログラムの20科目群から20単位を取得した場合、副専攻を終了したことが認定される。副専攻プログラムの履修は、キャリアアップにもつながり、就職に際しても有利に働くことから、学生に積極的に履修するように勧めている。

「相互依存性」は、学部横断的なテーマ教育プログラムにより、あるテーマに関連する科目群を複数の学部等の授業科目から選択することである。あるテーマについて20単位を取得した場合、そのテーマ教育プログラムを終了したことが認定される。平成17年度と18年度のテーマ教育プログラムとしては、学生のキャリアデザインを支援するために「社会と出会う」を設けた。平成19年度は「環境教育」をテーマ教育として開設することを決定した。

## 2) 新しい英語教育プログラム

本学の共通目標の1つの「幅広い教養と国際感覚をもち、社会に貢献する市民・職業人を養成すること」を達成するため、平成17年度から英語を教養教育の必修科目とすることを決定した。これを受けて、英語教育開発センターが、コンピューター支援言語学習(CALL, Computer Assisted Language Learning)をベースにした新しい英語スキル教育プログラムをスタートさせた。

本学で使用している教材は、英語教育開発センターが独自に開発したCLLEWS(クルーズ, Computer-Assisted Language Learning for an Expanding World at Saitama University)である。無線LANを設置している教室で600人が同時に授業を受け、学生は無線LANを通じて自由時間にCLLEWSにアクセスして自主学習ができるようになっている。CALL以外に、主として外国人による4種類の対面授業(Preparation for TOEIC, Academic Lecture, Academic Speaking, Academic Writing)がある。さらに、英語に関するあらゆる質問に答える「英語なんでも相談室」を平日の午後に関き、学部学生の英語スキルを向上させる仕組みを整えた。「英語なんでも相談室」の利用者は1日平均約10人である。

平成17年度と18年度の入学式直後に、学部1年生全員を対象にTOEIC試験を実施し、試験結果から3ランク47クラスのクラス編成を行い、習熟度に応じたCALL教育を実施した。平成18年度と19年度の2月には学部1年生と2年生を対象にそれぞれ2回目、3回目のTOEIC試験を実施し、平成18年度2年生の3回目TOEIC試験の平均点は、第1回目の平均点を52点上回り、CALL教育の成果があらわれた。平成19年2月の学部1年生の平均点は、第1回目の平均点を39点上回り、CALL教育の有効性が立証された(添付資料24)。目標としているTOEIC600点以上の学生は、第1回目が53人、第2回目は119人、第3回目は169人であり、CALLの成果は着実に上がっている。

## (2) 学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取組

## 1) 新しい理工学研究科・理学部・工学部

理工学研究科・理学部・工学部は、法人化以降、教育研究組織としての目標を「専門分野及び関連分野について幅広い知識を有する高度専門職業人、及び世界的水準の先端的研究において活躍できる研究者を養成すること」とし、この目標を達成するために、平成18年度から新しい組織としての理工学研究科・理学部・工学部を発足させた(添付資料25)。

理工学研究科と理学部及び工学部は、教育研究組織を、学生・院生のための教育プログラムに対応する組織としての教育組織(理工学研究科教育部、理学部、工学

部)と、教員が所属し、研究を行う研究組織(理工学研究科研究部)に分離した。これにより、社会的及び時代のニーズに即応した教育プログラムを機動的に構築するとともに、研究に重点をおいた教員の配置を可能とし、研究活動を高めることができるようになった。

## 2) 教育学部の教員養成への特化

教育学部は、幼児から高校生までの教育に主体的に携わることのできる「力量ある」教員の養成と、人口集中地域の首都圏における急激な教員需要への対応が求められている。これらに対応して、教育学部は、法人化以降、人間発達科学課程と生涯学習課程から教員養成課程に学生定員を移し、教員養成に特化した教育学部への学部内再編を図ってきた。このことにより、埼玉県・さいたま市の地元をはじめ首都圏全体の教員需要に応えるとともに、「養護教員養成課程」を新設し、学校現場における生徒の心身両面での健康を支援する体制を充実させた。平成18年度から新入学生に適用する学部改組に対応する新カリキュラムを実施した(添付資料19)。

平成18年度、教育学部から申請していた『協働する実践者』として幼稚園教員養成 幼少5年間のスペシャリスト養成をめざす地域連携型プロジェクトが「質の高い教員養成推進プログラム(教員養成GP)」に採択された。この取組は、幼少5年間の発達の連続性を踏まえた教員養成カリキュラムの整備、地域連携による子育て支援プログラムの実施、及び体験重視型授業への改革を進めることにより、協働する実践者としての幼稚園教員の養成をめざしている。

## 3) FD委員会と授業評価

全学教育企画室はFD委員会連絡会議を定期的開催し、各学部間の情報交換、意見交換を実施した。また、授業評価結果に対する各教員のフィードバックの状況を調査の上、調査結果を集計・分析して全学の教員に周知した。これによって、各教員の授業改善への取組が促進された。

教養学部では、大学評価・学位授与機構から講師を招き、FD講演会「大学改革を目指したファカルティ・ディベロップメントと大学評価」を開催した。(平成18年12月22日:参加者29人)経済学部では、大学教育メソッドに関する手引き書を研修材料に用いて、「文章作品の評価」、「メディアの利用」、「教育評価報告の書き方」をテーマとする懇談会を3回行った。

理学部では、FD講演会「授業科目の系統的な指導の取組 学校教育現場と連携し、教員養成機能の向上を目指した大学教育の実践」を開催(平成18年12月19日:参加者36人)するとともに、教育企画委員会FD部会において、専門基礎科目担当教員による授業参観を実施し、教授方法の改善の検討を行った。

工学部では、平成18年度のFDシンポジウムのテーマを「授業評価結果を通じて考える学生実験」と定め、公開型のパネルディスカッション形式で開催した。(平成18年10月21日:参加者45人)

## 4) 学部学生や大学院学生の成績評価方法等の改善のための組織的取組状況

全学教育企画室はシラバスにおいて成績評価基準の明示を徹底させるとともに、教養教育において成績評価状況を一覧表にして分析し、点検を行った。全学教育企画室会議で、全ての教養教育科目について、成績評価基準の記載状況等の一覧を作成し、成績評価分布に偏りがある科目については、その理由を担当教員に照会し、授業内容と成績評価方法の見直しを依頼した。教養学部では、平成17年度に開始した、GPAに基づく成績優良学生の顕彰制度を年次進行させ、2年生と3年生をそれぞれ5名ずつ顕彰した。教育学部では、学部生のうちから将来「力量ある質の高い教員」となることが期待される者のうち、優れた成績をあげた者を顕彰する「鳳翔賞」制度を設け、平成19年度から実施することを決定した。

経済学部では、優秀演習論文の顕彰制度を実施している。優秀演習論文は各指導教員が推薦して、優秀論文選考委員会で審査するが、推薦される論文は毎年増加傾向にある。また、経済科学研究科では、博士前期課程において優秀論文顕彰制度を実施している。理学部では、平成16年度から学生顕彰制度を実施している。

## 5) 他大学等での教育内容・教育方法等の取組の情報収集及び学内での情報提供の状況

本学の教育・研究等評価センターは、他大学の教育・研究の評価制度並びに教育

内容、教育方法の改善等に関する取組を視察するために、平成16年度から他大学の情報を収集している。平成16年度は岡山大学、広島大学、京都大学、名古屋大学、そして米国のジョージア大学とケンタッキー大学、平成17年度は長崎大学と熊本大学、平成18年度は秋田大学と弘前大学を訪問し、各大学における教育・研究評価および教育内容・教育方法と教育方法の改善の取組について情報を収集した。そこで収集した情報は学内の部局長会議で報告するとともに、米国のジョージア大学とケンタッキー大学の視察によって得た情報は、印刷物にして各部局に配布し、情報の共有化を図っている。

### (3) 学生支援の充実

#### 1) 学生に対する学習・履修・生活指導の充実や学生支援体制の改善のための組織的取組の状況

平成18年4月になんでも相談室「さいだいスポット21」を設置した。この相談室は、学生の学習、授業、キャンパスライフ等あらゆる分野の相談、苦情、要望に対して学内機関との連携により、問題解決の糸口を見いだす総合相談窓口である。ここには、専任の学生指導教員2名と窓口職員1名を配置している。平成18年度の利用状況は、来室件数が前期1,127件、後期794件の計1,921件に達した。相談内容は、履修方法・内容等の修学に関するものが最も多く、前期にはそれらの相談が55%に達した。専任の学生指導教員が、これらの相談等に当たっているが、相談内容によっては各学部・研究科の教員、保健センターをはじめとする学内の相談機関に紹介して解決を図っている。

#### 2) キャリア教育、就職支援の充実のための組織的取組の状況

学生支援センターに2人の学生指導教員が所属し、就職開拓係と就職支援・相談係とともに、就職情報提供・就職相談・支援行事等を行っている。就職情報コーナーには企業や公務員の募集関係ファイル、就職関連図書・雑誌が取り揃えられており、また、ビデオやDVDを利用してバーチャル面接を体験することができ、インターネットも自由に利用できる。就職相談室では豊富な知識と専門的知識を有する就職カウンセラーから、就職活動について個別に指導・助言を受けることができる。就職支援行事としては、就職セミナー(24回:延参加者数4,526人)、文系・理系別就職総合説明会の開催(2回:延参加者数586人)、保護者対象の就職懇談会(11月3日:参加者数494人)、教員養成セミナー(教育学部)、業界研究・企業研究セミナー(10回:延参加者数606人)、公務員試験ガイダンス(7回:延参加者数346人)等を行っている。

#### 3) 課外活動の支援等、学生の厚生補導のための組織的取組の状況

学生支援センターは、学生の体育会系課外活動部連絡会議を結成し、課外活動の施設・設備、運営状況及び課外活動の現状について、意見・苦情等を聴取し、内容を吟味して理事懇談会(現、学長室会議)に報告した。学生指導教員は、大学に登録しているサークル・クラブには直接連絡できる情報ネットワークを持っている。また、全課外活動団体代表を対象にリーダーシップ・トレーニングを開催し、リーダーの研修と意見聴取を行った。

### (4) 研究活動の推進

#### 1) 研究活動の推進のための有効な法人内の資源配分等の取組状況

平成18年度は従来から行われてきた研究費の教員への平等配分を止め、研究意欲が高く、外部資金獲得に努めており、研究成果を挙げている教員に対して研究費を配分することにした。教員は総合研究機構の研究プロジェクト募集に応募して、審査を経て研究費を得ることにした。総合研究機構の機構会議のメンバーとプロジェクト審査委員が科学研究費補助金申請書と同様な申請書を審査し、研究費の配分予定額と順位を決め、最終的には学長が認めたものについて研究費を配分した。このプロジェクトによる研究の成果は平成19年7月までに総合研究機構に提出され、その報告書の内容によって研究成果の評価が行われることになっている。平成19年度からは科学研究費補助金申請件数を増加させるために、本補助金に申請していることを、学内の研究費を得るための条件とした。

研究プロジェクトの研究種目として「先端的研究(重点研究テーマ及びこれと密接に関係する研究)」、「産学官連携研究及び地域連携研究」、「国際共同研究」、「若手研究及び基礎研究」を設け、これに申請した研究テーマを研究機構が審査した。平成18年度は重点研究テーマとして新たに「先端物質によるフロンティアフォトニクス」の創成、「ヒューマンインタラクションの解明に基づく人間支援の脱領域的研究」

の2件を設定し、同テーマの研究を推進する研究組織に対し、経費・研究スペースなどの支援を行った。

#### 2) 若手教員、女性教員等に対する支援のための組織的取組状況

本学の「研究プロジェクト」の中に若手研究及び基礎研究の枠を設け、平成18年度は307名に対して総額10,803万円(全体の62%)を投じて、若手研究者に対する支援や、外部資金獲得の困難な基礎研究に対して研究費の配分を行った。理工学研究科では、外部資金を獲得した若手教員のために、共通秘書の制度を作り、研究に専念できるように支援している。

#### 3) 研究活動の推進のための組織編成の状況

総合研究機構の企画・立案組織として、機構会議の下に3室(研究推進室、産学連携室、地域連携室)を設置し、平成18年度から機構会議の構成員を1名増員して10名から11名とした。また、研究プロジェクト審査員や科研費アドバイザーとして学内外の研究者の協力を求めて、人的な機能強化を図った。

#### 4) 研究支援体制の充実のための組織的取組状況

教員の研究活動を推進するために、RA(Research Assistant)の配置状況を調査した結果、各部局に配分された予算でRAを配置している部局が3部局、研究プロジェクト経費で措置したところが1部局であった。この調査を踏まえ、研究プロジェクトによるRAの配置・拡充等について、総合研究機構で引き続き検討している。

重点研究テーマの中心となっている教員に対して研究以外の業務を軽減する措置の状況を総合研究機構が調査した。その結果、「学部・研究科の委員会の委員・室員等は複数としない」などの措置があり、文系・理系の状況をも勘案して、可能な軽減措置の検討を行って、各部局に提案することになった。

### (5) 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

#### 1) 大学等と社会の相互発展を目指し、大学等の特性を活かした社会との連携、

#### 地域活性化・地域貢献や地域医療等、社会への貢献のための組織的取組状況

本学は、大学が位置する埼玉県と密接な協力と連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的として、埼玉県と相互協力・連携について協定を締結した(平成19年3月14日)。この協定は、県内の経済の活性化、教育や福祉、人材の育成、地域振興・まちづくり、芸術・文化の振興、科学技術の振興、産学官連携による研究・開発、産業の振興、国際交流の推進、に関する事項を実施し、埼玉県の発展に寄与することになる。

教育学部では、埼玉県教育委員会との連携協定により、教育委員会の20年経験者研修を7月24日～8月25日に実施した。この研修のために19講座を開講し、受講者は384名であった。また、さいたま市10年経験者研修として11講座(受講者45名)、さいたま市25年経験者研修として10講座(受講者51名)を開き、教育学部教員の専門的知識と最先端の研究内容を紹介することができた。さらに、埼玉県教育委員会との連携協議会を通じて、平成18年度から実施された「埼玉教員養成セミナー」に24名の学部学生を送り出した。

教育学部では、さいたま市教育委員会との連携を軸にして、「学校フィールド・スタディ・プログラム」を単位化し、134名の学生をさいたま市内の諸学校に送り出し、将来教師になる学生に学校現場の様子を体得させている。また、学校フィールド・スタディ・プログラム事業の拡大に向けて、埼玉県内の小中学校に対する調査を行い(61市町村、611校)、さいたま市内だけでなく、埼玉県全域における事業拡大の体制づくりに取り組んだ(添付資料21)。

経済科学研究科は、文部科学省が協力して行っている厚生労働省のホワイトカラー離職者を対象にした委託訓練(経営管理者上級コース)に当初から参加し、平成18年度もさいたま新都心にあるサテライト教室で講義を行った。このコースは3ヶ月間にわたって、経営管理者や起業家養成のための教育を行い、その就職率は、他大学等の全国平均(約50%)よりも高い60%超となっている。

経済学部では、埼玉県福祉部との協力の下で、県内在住の高齢者や団塊の世代向けに、夜間に開講されている「社会保障論」、「都市行政論」、「マーケティング論」、「日本経済史」の授業を開放し、学生と学生以外の聴講者が一緒になって勉学している。これらは「県民開放授業」と呼ばれ、各科目定員50名で実施したが、600名を超える応募者があり、授業終了後のアンケート調査結果においても好評だった。

地方公共団体が地域として抱えている文化・教育・福祉・環境面の問題を研究テ

ーマとして市民の方に提起してもらい、市民と本学教員が共同で研究を行う「埼玉大学とさいたま市民との共同研究会」を設けた。平成18年度は「そよかぜ保育室を通じて、地域とともに育む異文化交流・異文化矯正保育」、「多文化共生社会に向けた大学と地域の国際交流におけるネットワークのあり方」、「地域で暮らす外国籍児童の学びの保証」、「埼玉県平野部における地下水汲み上げによる自然環境への影響」の4件について市民と教員が共同で研究を行った。

#### 2) 「埼玉大学東京ステーションカレッジ」の開設

本学は経済科学研究科の博士後期課程の新設に合わせて、東京駅八重洲口のビルに東京ステーションカレッジを置き、ここで夜間と土曜日に社会人向けの授業を行っていたが、手狭になったため、JR東京駅の日本橋口から徒歩1分の場所にJR東日本が建設する35階建てのサピアタワーへの入居を平成18年度に決定した(平成19年4月に入居した)。ここは、本学が推進する教育・研究や地域社会、産業界との連携・交流の強化を図り、大学のもっている知的資源を積極的に公開し、必要な情報の収集・発信を図るサテライト施設である。東京ステーションカレッジは平日の夜間と土曜日に経済科学研究科の社会人向けの授業に使用されている。東京ステーションカレッジにおける大学院経済科学研究科博士前期課程と博士後期課程の授業は、経済学部の教員の他に官界・実業界から経験と実績のある方々(客員教授・非常勤講師)によって行われており、経営・経済・金融分野の最先端の内容を含んでいる。

東京ステーションカレッジは、ここで学ぶ大学院生の研究に必要な資料を素早く取り出すことができるように情報ライブラリーを備え、本学が契約している電子ジャーナル(世界の主要な学術雑誌約5,000タイトル)、e-Book(経済学を中心とする人文社会科学分野電子ブック約1,000冊)、学術文献データベース(Web of Science)が利用できる。また、本学の図書館が所蔵している資料を配送によって利用することもできるようになっている。東京ステーションカレッジは、大学主催の行事、教育研究活動、公開講座等を実施するとともに卒業生の情報交換や交流の場として利用できる。

#### 3) 産学官連携、知的財産戦略のための体制の整備・推進状況

本学は「社会に開かれた大学」を目指し、大学に蓄積された知的財産を産学官交流・地域社会との連携を通じて社会に還元することに務める。この目標を実現するため、平成18年4月に本学における基本的考え方を「産学官連携ポリシー」として制定した(添付資料26)。産学官連携に関する取組として、すでに記述したもの以外に、日本信号(株)との包括連携協定、埼玉県立図書館との相互協力、浦和レッズ及び大宮アルディージャとの協定、埼玉りそな銀行との相互協力協定などがある。

群馬大学との連携により設置した「知的財産本部」(文部科学省支援事業)において、技術移転機能(技術移転マネジメントグループ)も含めて活動を行っている。両大学の知的財産戦略室長・分室長、知的財産マネージャー・コーディネータが出席し、技術移転や協働・受託研究等の執行状況の確認を行うとともに、課題を抽出して改善策を講じるなど、両大学連携による技術移転戦略の具体的施策を行っている。

#### 4) 国際交流、国際貢献の推進のための組織的取組状況

国際交流を推進するため、全学教育・学生支援機構内にあった留学生センターと総合研究機構内の国際交流室を統合して、平成18年7月に国際交流センターを設置した。このなかに国際交流企画部門と学生交流・教育部門を置き、研究者の交流と学部・大学院学生の国際交流を充実させていく。

国際交流センターをスタートさせたことを機会にして、埼玉大学国際交流戦略構想を新に打ち出した。埼玉大学が「地域に根ざし、世界に開かれた大学」として本学がとるべき国際交流・連携のあり方について、(1)学生交流・教育、(2)研究、(3)地域の国際化への貢献、の3分野において採るべき方策、さらに(4)これらの3分野を支える実施体制に関して、埼玉大学国際交流戦略構想としてまとめた(添付資料13)。

#### (6) その他

##### 1) 以上の事項に関する他大学等との連携・協力についての状況

茨城大学、宇都宮大学、群馬大学と埼玉大学との4大学の間で、大学院間の教育・研究の連携について協定を結び(平成18年3月)授業の履修、研究指導、学位論文の審査等に相互協力を行うことになり、連携の具体的な推進を検討している。

本学は、(独)理化学研究所及び埼玉県環境科学国際センターと連携して理工学研究科博士後期課程を構成しているが、産業技術総合研究所とも協定を結んで、大学院レベルでの研究と教育において協力している。

予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

財務諸表及び決算報告書を参照

短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績	
1 短期借入金の限度額 17億円  2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 17億円  2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	なし	

重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績	
なし	なし	なし	

剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績	
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	目的積立金取崩額 104,472,904円 教育研究環境等整備に伴う資産購入及び費用の発生	

その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	決定額(百万円)	財源
・小規模改修	総額 222	施設整備費補助金 (222) 船舶建造費補助金 ( ) 長期借入金 ( ) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 ( )	・教育学部附属中学校校舎改修 ・小規模改修	総額 723	施設整備費補助金 (686) 船舶建造費補助金 ( ) 長期借入金 ( ) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (37)	・教育学部附属中学校校舎改修 ・小規模改修	総額 724	施設整備費補助金 (687) 船舶建造費補助金 ( ) 長期借入金 ( ) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (37)
<p>(注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2)小規模改修について17年度以降は16年度と同額としている。</p> <p>なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。</p>			<p>(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

計画の実施状況等

- ・教育学部附属中学校校舎改修工事 686百万円
- ・教養学部棟トイレ改修工事 37百万円
- ・教育学部附属養護学校体育・技術棟耐震改修工事に係る設計業務 1百万円

計画と実績の差異の理由

- ・耐震対策事業費として補正予算が措置されたため。



そ の 他 2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
<p>1. 教職員の配置に関する基本方針                      (1) 大学の基本理念に則し、時代の要請に柔軟に対応したカリキュラム編成を行うとともに、それに応じた教員の配置状況等の点検をし、平成17年度までに適切な教員配置計画を立てる。</p> <p>(2) 平成16年度から、必要に応じて訴訟事務、監査事務、労働保険事務等に係る専門スタッフの配置、並びに教育面における情報機器の積極的な活用を図るため、情報支援スタッフの配置を検討する。</p> <p>(3) 事務局・学部事務の所管業務を見直して重複業務を整理し、事務組織の再編・統合を行い、職員の再配置を実施する。また、すべての業務について外部委託が可能であるか検討し、実施可能な業務について外部委託を行い、業務の合理化を図る。</p> <p>2. 任期制の活用                      (1) 教員の多様性を高めるため、必要に応じて任期制を活用し、民間人及び外国人等の登用を図る。</p> <p>(2) 高度な専門的知識経験が必要とされる訴訟業務及び会計監査等に関する業務に従事する職員を採用する場合には、必要に応じて選考採用の方法及び任期制を活用する。</p> <p>3. 人材育成                      大学運営に必要となる労務、安全衛生管理、訴訟、財務会計、国際交流及び産学官連携の事務等に従事する職員に専門職能集団機能の充実のための実務研修を行い、資質の向上を図る。</p> <p>4. 人事交流                      職員について、他の国立大学法人等との人事交流を実施し、業務の活性化を図る。</p>	<p>(1) 教職員の配置に関する基本方針                      教員の採用に当たっては、教育上の経験など、教育能力を勘案して選考を行う。</p> <p>平成17年度の年齢構成の実態を踏まえ、教職員の年齢構成のバランスを失わないよう留意する。</p> <p>必要に応じて、訟務事務、監査事務、労働保険事務等にかかる専門スタッフの配置を検討する。</p> <p>女性教員の比率を増加させる方法等についての検討を継続する。</p> <p>外国人教員を増加させるとともに、受入体制の見直し、改善策を検討する。</p> <p>業務の強化(地域との連携協力等)のため、銀行との人事交流を継続する。</p> <p>(2) 任期制の活用                      各学部・研究科において、人材の多様性を確保するため必要な場合には、任期付任用制を導入する。特にプロジェクト研究に従事する研究者については、当該制度を活用し学外からの確保に努める。</p> <p>(3) 人材育成                      専門職能集団機能の充実のため、現在の研修計画の見直しを検討する。</p> <p>(4) 人事交流                      職員について、他大学等との人事交流を継続して実施する。</p>	<p>【23】<sup>『</sup> 業務運営・財務内容等の状況P.13参照』</p> <p>【28】<sup>『</sup> 業務運営・財務内容等の状況P.14参照』</p> <p>【10】<sup>『</sup> 業務運営・財務内容等の状況P.9参照』</p> <p>【24】<sup>『</sup> 業務運営・財務内容等の状況P.13参照』</p> <p>【25】<sup>『</sup> 業務運営・財務内容等の状況P.13参照』</p> <p>【35】<sup>『</sup> 業務運営・財務内容等の状況P.16参照』</p> <p>【22】<sup>『</sup> 業務運営・財務内容等の状況P.12参照』</p> <p>【26】<sup>『</sup> 業務運営・財務内容等の状況P.13参照』</p> <p>【27】<sup>『</sup> 業務運営・財務内容等の状況P.13参照』</p>

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (名)	(b) (名)	(b)/(a) × 100 (%)
教養学部 教養学科	700	850	121
教育学部 学校教育教員養成課程	1,832	1,877	102
教育学部 養護教諭養成課程	22	26	118
経済学部 経済学科(昼)	408	479	117
経済学部 経済学科(夜)	80	94	118
経済学部 経営学科(昼)	408	538	132
経済学部 経営学科(夜)	80	112	140
経済学部 社会環境設計学科(昼)	324	387	119
経済学部 社会環境設計学科(夜)	40	54	135
理学部 数学科	160	196	123
理学部 物理学	160	174	109
理学部 基礎化学	200	216	108
理学部 分子生物学	160	172	108
理学部 生体制御学	160	172	108
工学部 機械工学科	400	457	114
工学部 電気電子システム工学科	320	364	114
工学部 情報システム工学科	240	293	122
工学部 応用化学	280	319	114
工学部 機能材料工学科	200	222	111
工学部 建設工学科	320	359	112
学士課程 計	6,494	7,361	113
文化科学研究科 文化構造研究専攻(修士)	26	34	131
文化科学研究科 日本・アジア研究専攻(修士)	20	33	165
文化科学研究科 文化環境研究専攻(修士)	18	40	222
教育学研究科 学校教育専攻(修士)	34	35	103
教育学研究科 障害児教育専攻(修士)	6	5	83
教育学研究科 教科教育専攻(修士)	80	100	125
経済科学研究科 経済科学専攻(博士前期)	60	82	137
理工学研究科 数学専攻(博士前期)	14	10	71
理工学研究科 物理学専攻(博士前期)	14	19	136
理工学研究科 基礎化学専攻(博士前期)	16	31	194
理工学研究科 分子生物学専攻(博士前期)	12	20	167
理工学研究科 生体制御学専攻(博士前期)	12	20	167
理工学研究科 機械工学専攻(博士前期)	40	57	143
理工学研究科 電気電子システム工学専攻(博士前期)	24	38	158
理工学研究科 情報システム工学専攻(博士前期)	28	36	129
理工学研究科 応用化学専攻(博士前期)	21	27	129
理工学研究科 機能材料工学専攻(博士前期)	15	31	207
理工学研究科 建設工学専攻(博士前期)	31	27	87
理工学研究科 環境制御工学専攻(博士前期)	26	27	104
理工学研究科 生命科学系(博士前期)	30	38	127
理工学研究科 物理機能系(博士前期)	35	47	134
理工学研究科 化学系(博士前期)	42	52	124
理工学研究科 数理電子情報系(博士前期)	71	96	135
理工学研究科 機械科学系(博士前期)	46	50	109
理工学研究科 環境システム工学系	57	67	118

		(博士前期)		
修士課程 計		778	1,022	131
文化科学研究科	日本・アジア文化研究専攻(博士後期)	12	24	200
経済科学研究科	経済科学専攻(博士後期)	27	34	126
理工学研究科	物質科学専攻(博士後期)	18	31	172
理工学研究科	生産科学専攻(博士後期)	18	28	156
理工学研究科	生物環境科学専攻(博士後期)	20	46	230
理工学研究科	情報数理科学専攻(博士後期)	14	41	293
理工学研究科	環境制御工学専攻(博士後期)	22	28	127
理工学研究科	理工学専攻(博士後期)	56	61	109
博士課程 計		187	293	157

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
教育学部附属小学校	720	716	99
教育学部附属中学校	525	507	97
教育学部附属養護学校	60	58	97
教育学部附属幼稚園	90	91	101
附属学校園 計	1,395	1,372	98

計画の実施状況等

主な理由は以下の3つであるので、それぞれの学科・専攻ごとにその理由を番号で示す。

- (1) 定員外の留学生が含まれているため。
- (2) 進学希望者の増加により入学試験成績優秀者に恵まれたことと、社会的要請にこたえるため定員を超えて合格者を出しているため。
- (3) 留年生がいるため。

教養学部 教養学科 (1) (2) (3)

教育学部 養護教諭養成課程 (2)

経済学部 経済学科(昼) (2) (3)

経済学部 経済学科(夜) (2) (3)

経済学部 経営学科(昼) (2) (3)

経済学部 経営学科(夜) (3)

経済学部 社会環境設計学科(昼) (2) (3)

経済学部 社会環境設計学科(夜) (2) (3)

理学部 数学科 (1) (3)

工学部 情報システム工学科 (1) (2) (3)

文化科学研究科 文化構造研究専攻(修士) (1) (3)

文化科学研究科 日本・アジア研究専攻(修士) (1)

文化科学研究科 文化環境研究専攻(修士) (1) (3)

文化科学研究科 日本・アジア文化研究専攻(博士) (1) (3)

教育学研究科 障害児教育専攻(修士) 入学志願者の減少による。

教育学研究科 教科教育専攻(修士) (1) (3)

経済科学研究科 経済科学専攻(修士) (2) (3)

経済科学研究科 経済科学専攻(博士) (1) (3)

理工学研究科	数学専攻（博士前期）	入学辞退者の増加による。
理工学研究科	物理学専攻（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	基礎化学専攻（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	分子生物学専攻（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	生体制御学専攻（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	機械工学専攻（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	電気電子システム工学専攻（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	情報システム工学専攻（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	応用化学専攻（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	機能材料工学専攻（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	生命科学系（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	物理機能系（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	化学系（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	数理電子情報（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	環境システム工学系（博士前期）	（ 2 ）
理工学研究科	物質科学専攻（博士後期）	（ 1 ）
理工学研究科	生産科学専攻（博士後期）	（ 2 ）
理工学研究科	生物環境科学専攻（博士後期）	（ 2 ）
理工学研究科	情報数理科学専攻（博士後期）	（ 2 ）
理工学研究科	環境制御工学専攻（博士後期）	（ 1 ）